明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十七年五月七日

○第四十回国会 参議院会議録追録（その一）

○審査報告書
〔継続案件〕

審査報告書

軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の審判の特例に関する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日
法務委員長　松野　孝一
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は、第三十八回国会以来審査を行ない、第三十九回国会においても検討を加えたが、なお慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては、主として資料の収集に努めたが、なお検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

会社更生法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日
法務委員長　松野　孝一
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は、第三十八回国会以来審査を行ない、第三十九回国会においても検討を加えたが、なお慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては、主として資料の収集に努めたが、なお検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日
法務委員長　松野　孝一
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は、第三十八回国会以来審査を行ない、第三十九回国会においても検討を加えたが、なお慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては、主として資料の収集に努めたが、なお検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日
法務委員長　松野　孝一
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は、第三十八回国会以来審査を行ない、第三十九回国会においても検討を加えたが、なお、慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては、主として資料の収集に努めたが、なお検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

売春防止法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日
法務委員長　松野　孝一
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は、第三十八回国会以来審査を行ない、第三十九回国会においても検討を加えたが、なお慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては、主として資料の収集に努めたが、なお検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

政治的暴力行為防止法案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日
法務委員長　松野　孝一
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は、第三十八回国会以来審査を行ない、第三十九回国会においても質疑を行ない審査を進めて来たが、なお慎重な審査を必要とするため、閉会中も継続審査を行なうこととなつた。閉会中においては、主として資料の収集に努めたが、なお検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

最低賃金法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日
社会労働委員長　谷口弥三郎
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は、第三十九回国会に発議され、同国会閉会中も審査を継続してきたのであるが、なお審査を終らなかつたので、次期国会においても引き続いて審査を行なう必要あるものと認める。

審査報告書

農業保険事業団法案（予備審査）（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日
農林水産委員長　仲原　善一
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法律案は、第三十九回国会に提出され、提案理由の説明を聴取し、閉会中は、その補足説明を聴取した。

審査報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

農林水産委員長　仲原　善一

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法律案は、第三十九回国会に提出され、提案理由の説明を聴取し、閉会中は、その補足説明を聴取した。

審査報告書

農地法の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

農林水産委員長　仲原　善一

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法律案は、第三十九回国会に提出され、提案理由及び補足説明を聴取し、閉会中も継続して審査することとしたのであるが、審査するに至らなかつた。

審査報告書

農業協同組合法の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

農林水産委員長　仲原　善一

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法律案は、第三十九回国会に提出され、提案理由及び補足説明を聴取し、閉会中も継続して審査することとしたのであるが、審査するに至らなかつた。

審査報告書

船舶職員法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

運輸委員長　前田　佳都男

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法律案は、第三十九回国会に提出され、提案理由を聴取し、質疑を行ない、審査をすすめ閉会中も継続して資料の収集等に努めたが審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

通信委員長　白井　勇

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法律案は、第三十九回国会に提出され、同会期中並びに閉会中において資料の収集に努めたが、未だ結論をうるに至らなかつた。

審査報告書

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

通信委員長　白井　勇

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法律案は、第三十八回国会に提出され同会期中において質疑を行ない、閉会中においては、基礎的資料の収集に努めたが、結論をうるに至らなかつたので継続案件となり、第三十九回国会及び閉会中においても基礎的資料の収集に努めたが、未だ結論をうるに至らなかつた。

審査報告書

地盤沈下対策特別措置法案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

建設委員長　後藤　義隆

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法律案については、慎重なる審査をなお継続する必要があるので、今次国会閉会中において審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十四年度一般会計歳入歳出決算（継続案件）

昭和三十四年度特別会計歳入歳出決算（継続案件）

昭和三十四年度国税収納金整理資金受払計算書（継続案件）

昭和三十四年度政府関係機関決算書（継続案件）

昭和三十四年度国有財産増減及び現在額総計算書（継続案件）

昭和三十四年度国有財産無償貸付状況総計算書（継続案件）

昭和三十四年度物品増減及び現在額総計算書（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

決算委員長　岸田　幸雄

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十九回国会において、表記の件に関し、総括的質疑を行なつたが、会期中に審査を終了するに至らず、継続審査に付されたが、閉会中においても審査を終了するに至らなかつた。

〔第十七号参照〕

審査報告書

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月十二日

内閣委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、科学技術庁に研究調整局を新設し、また同庁の権限に、放射性降下物による障害の防止に関し関係行政機関が講ずる対策の総合調整を行なうことを加え並びに科学審議官の定数を二名減少するとともに、同庁の定員を二五七人増員しようとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

二、費用

本法律案に伴う昭和三十七年度予算は、約一億二千百万円である。

審査報告書

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月十二日

商工委員長　武藤　常介

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海外経済協力基金の運営の状況にかんがみ、同基金の理事の定数を増加するとともに、資金の貸付け又は出資をすることができる場合の要件を改めようとするものであつて、海外経済協力を積極的に推進するため、妥当な措置と認めた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月十二日

社会労働委員長　高野　一夫

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、児童扶養手当の額を引上げるとともに受給資格者の所得による支給要件を緩和して、母子世帯等における児童の福祉の向上を図ろうとするもので妥当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため必要な経費は、二億百三十万九千円で昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

外国為替銀行法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月十二日

大蔵委員長代理理事　上林　忠次

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外国為替銀行の資金調達の実情等にかえりみ、同行の業務の円滑な遂行に資するため、同行の発行する債券の発行限度、発行方法等について規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

〔第十八号参照〕

審査報告書

地方公務員共済組合法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公務員に対する退職年金等の制度の複雑、不統一な現状にかんがみ、新たに国家公務員の制度に準じて、統一的な共済組合制度を設けようとするもので、その主な内容は、㈠組合の組織は、地方公共団体及び職種の別により七種類に区分し、㈡すべての地方公務員は、いずれかの組合の組合員となり、地方公務員又は国家公務員期間はすべて通算することとし、㈢長期給付、短期給付及び福祉事業の制度につき、国家公務員共済組合の制度に準じて規定を設け、㈣組合の給付に要する費用は、組合員の掛金及び地方公共団体の負担金をもつて充てることとするとともに事務に要する費用は全額地方公共団体の負担とし、㈤組合の資金は、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用するものとし、㈥地方議会議員互助年金法を廃止して、地方議会議員の年金制度に関する規定を本法案中に統合すること等であり、おおむね妥当なものと認められる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため要する経費としては、義務教育教職員の長期給付に要する都道府県の負担金にかかる二分の一国庫負担分約二十七億五千八百万円、国家公務員たる警察職員分約一億三千六百万円、その他の国家公務員分約一億四千九百万円、その他約二百万円、計約三十億四千五百万円が昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

本法は地方公務員の福祉の根本に関するものであるから、その実施に当り、政府は左の諸点について検討し、適当に措置すべきものと認める。

一、減額退職年金は、本法施行後すみやかに再検討し、これが緩和について適当な措置を講ずること。

一、制度の本質にかんがみ、事務費、給付費および追加費用について国庫負担その他、万全の財源措置を講ずること。

一、長期全付の掛金率の引下についてあらゆる施策を検討すること。

一、運営審議会、組合会の民主的な運営をはかること。

一、組合等の資産の運用に当つては組合員の福祉の向上に万全を期すること。

一、外地にあつた南満洲鉄道株式会社等に勤務していた職員についても本法による通算措置を検討してその実現に努めること。

一、会国知事会等、都道府県、市及び町村の議長または長が全国または都道府県の区域ごとに組織している団体、国民健康保険団体連合会その他地方自治関係諸団体の職員についても共済制度を設けること。

右決議する。

審査報告書

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公務員共済組合法の施行に伴い必要な長期給付に関する経過措置等を定めようとするもので、内容はおおむね妥当なものと認められる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため追加費用として将来相当の経費を要する見込みであるが、差し当り昭和三十七年度一般会計予算には別に計上されていない。

附帯決議

本法は地方公務員の福祉の根本に関するものであるから、その実施に当り、政府は左の諸点について検討し、適当に措置すべきものと認める。

一、減額退職年金は、本法施行後すみやかに再検討し、これが緩和について適当な措置を講ずること。

一、制度の本質にかんがみ、事務費、給付費および追加費用につい

て国庫負担その他、万全の財源措置を講ずること。
一、長期給付の掛金率の引下についてあらゆる施策を検討すること。
一、運営審議会、組合会の民主的な運営をはかること。
一、組合等の資産の運用に当つては組合員の福祉の向上に万全を期すること。
一、外地にあつた南満洲鉄道株式会社等に勤務していた職員についても本法による通算措置を検討してその実現に努めること。
一、全国知事会等、都道府県、市及び町村の議長または長が全国または都道府県の区域ごとに組織している団体、国民健康保険団体連合会その他地方自治関係諸団体の職員についても共済制度を設けること。
右決議する。

〔第十九号参照〕

審査報告書

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十四日

科学技術振興対策特別委員長　森　八三一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力委員会の所掌事務に、放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関することを加えようとするものであつて、妥当な措置と認めた。

二、費用

別に必要としない。

審査報告書

国民年金法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十四日

社会労働委員長　高野　一夫

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、低所得被保険者について拠出年金の受給要件を緩和しあわせて年金額の引上げを実施するとともに、低所得、かつ、低額の公的年金受給者に対する福祉年金支給制限の緩和等を行なおうとするもので妥当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のための経費は、二十億三千六百二十四万五千円を要する。

審査報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十四日

商工委員長　武藤　常介

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石炭鉱業の合理化を促進するため、石炭鉱業合理化事業団に、石炭鉱業を廃止する者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付、石炭鉱業に対する整備資金の貸付け及び石炭運賃の延納に係る債務の保証を行なわせるとともに、石炭鉱業に対する近代化資金の貸付け及び整備資金の借入れに係る債務の保証に関する制度を拡充しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する費用として、昭和三十七年度一般会計予算に炭鉱整理促進費補助金約十億円、石炭鉱業合理化事業団出資金約三十五億円等が計上されており、ほかに同事業団に対し、資金運用部から十五億円の融資が予定されている。

附帯決議

政府は、石炭三法の実施にあたり、次の諸点について積極的努力を傾注すべきである。

一、今後の石炭基本政策並びに炭鉱労働者の雇用安定については、四月六日の閣議決定を強力、かつ、すみやかに推進すること。

二、産炭地域振興の緊急性にかんがみ、産炭地振興のための水資源の確保、道路、住宅用地の開拓造成、運輸通信施設の整備、地元産業の育成等については、関係各省の協力並びに関係地方自治体との連絡を密にし、財政的、金融的援助の強化を図るとともに、前記の事業の円滑、かつ、能率的な実施のため、産炭地域振興事業団の業務については、現地の実情に応じて、その拡大に努めること。

三、流通経費の節減を図るため、石炭運賃の通算制の実施、流通施設の共同化その他の整備改善策を推進すること。

四、石炭鉱業合理化事業団の炭鉱買上げに際しては、地方自治体との連絡を密にし、炭鉱に附属する労働者住宅、上水道、電気等の施設の維持、活用に適切なる措置を講ずること。

五、交付金方式による炭鉱整備の実施については、実情に応じ、交付金算定基準の引上げ、交付金枠の増大等の検討、無資力認定制度の円滑なる実施により、鉱害の処理に不安なからしめるよう適切なる措置を講ずること。

審査報告書

産炭地域振興事業団法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十四日

商工委員長　武藤　常介

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石炭鉱業の不況による産炭地域の疲弊の現状にかんがみ、産炭地域振興事業団を設立し、これに特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の振興に必要な事業を計画的に行なわせようとするものであつて、妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に必要な費用として、昭和三十七年度一般会計予算に産炭地域振興事業団出資金五億円が計上されており、ほかに資金運用部から五億円の融資が予定されている。

附帯決議

政府は、石炭三法の実施にあたり、次の諸点について積極的努力を傾注すべきである。

一、今後の石炭基本政策並びに炭鉱労働者の雇用安定については、四月六日の閣議決定を強力、かつ、すみやかに推進すること。

二、産炭地域振興の緊急性にかんがみ、産炭地域振興のための水資源の確保、道路、住宅用地の開拓造成、運輸通信施設の整備、地元産業の育成等については、関係各省の協力並びに関係地方自治体との連絡を密にし、財政的、金融的援助の強化を図るとともに、前記の事業の円滑、かつ、能率的な実施のため、産炭地域振興事業団の業務に

ついては、現地の実情に応じて、その拡大に努めること。
三、流通経費の節減を図るため、石炭運賃の通算制の実施、流通施設の共同化その他の整備改善策を推進すること。
四、石炭鉱業合理化事業団の炭鉱買上げに際しては、地方自治体との連絡を密にし、炭鉱に附属する労働者住宅、上水道、電気等の施設の維持、活用に適切なる措置を講ずること。
五、交付金方式による炭鉱整備の実施については、実情に応じ、交付金算定基準の引上げ、交付金枠の増大等の検討、無資力認定制度の円滑なる実施により、鉱害の処理に不安なからしめるよう適切なる措置を講ずること。

審査報告書

鉱山保安法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十四日

商工委員長　武藤　常介

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における鉱山保安の状況にかんがみ、鉱山における鉱業権者の使用人以外の者の従事する作業に関する規制、保安委員会の活用、罰則の整備等鉱山の保安を確保するための措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、石炭三法の実施にあたり、次の諸点について積極的努力を傾注すべきである。

一、今後の石炭基本政策並びに炭鉱労働者の雇用安定については、四月六日の閣議決定を強力、かつ、すみやかに推進すること。
二、産炭地域振興の緊急性にかんがみ、産炭地振興のための水資源の確保、道路、住宅用地の開拓造成、運輸通信施設の整備、地元産業の育成等については、関係各省の協力並びに関係地方自治体との連絡を密にし、財政的、金融的援助の強化を図るとともに、前記の事業の円滑、かつ、能率的な実施のため、産炭地域振興事業団の業務については、現地の実情に応じて、その拡大に努めること。
三、流通経費の節減を図るため、石炭運賃の通算制の実施、流通施設の共同化その他の整備改善策を推進すること。
四、石炭鉱業合理化事業団の炭鉱買上げに際しては、地方自治体との連絡を密にし、炭鉱に附属する労働者住宅、上水道、電気等の施設の維持、活用に適切なる措置を講ずること。
五、交付金方式による炭鉱整備の実施については、実情に応じ、交付金算定基準の引上げ、交付金枠の増大等の検討、無資力認定制度の円滑なる実施により、鉱害の処理に不安なからしめるよう適切なる措置を講ずること。

審査報告書

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十四日

建設委員長　大河原一次

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における首都圏の都市過大化による弊害が深刻度を加えている実状にかんがみ、首都圏の既成市街地における工業等制限区域について、工場の作業場、大学及び高等専門学校の教室、各種学校等制限施設の基準面積を引下げる等同法による制限を強化しようとするものであつて、おおむね、妥当な措置であると認めるが附則の経過措置に関し別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

附帯決議

附則第三項の学校についての経過措置に関しては、本法制定の趣旨にんかがみ、その経過期間を短縮する等その運用に万全を期すること。

右決議する。

審査報告書

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十四日

建設委員長　大河原一次

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は首都圏の市街地開発区域の開発を促進するため、既成市街地への産業及び人口の集中傾向の緩和並びに首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図り、もつて首都圏の建設とその秩序ある発展に資するため、工業都市として発展させることを適当とする市街地開発区域内の一定の地域について都市計画事業として工業団地造成事業を施行することができることにするとともに、このため必要とする措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認めるが、本法律の運用の万全を期するため別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

この法律施行のため特段の予算措置を必要としない。

附帯決議

本法律案に基づいて土地収用を実施する場合においては、左の事項につき特段の配慮をなすこと。

一、みだりに私権を侵害するかの如きそしりを招かざるよう万全を尽すこと。
二、土地等の提供者に対する補償等の措置については遺憾なきを期すること。

右決議する。

審査報告書

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十四日

運輸委員長　村松　久義

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外国人観光旅客の接遇の充実に資するため、登録ホテル及び登録旅館の料金に関する制度を整備し、適正な料金の確保を図ろうとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年四月二十四日

内閣委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における証券行政の重要性にかえりみ、大蔵省の理財局に証券部を設けるとともに、補助貨幣の需要増加及び工場施設の整備に対応して、造幣局の内部組織を改めるほか、税関職員の増員、定員外職員の定員化等の定員改正を行なおうとするものであり、その措置は妥当と認める。

二、費用

本法律案施行に伴い、本年度分として税関職員増員による人件費約一億一千四百万円を要する。

〔第二十号参照〕

審査報告書

日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月四日

外務委員長　井上　清一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、戦後わが国が米国から受けた経済援助に対する最後的処理として、わが国が米国に対し四億九千万ドルを年二分五厘の利子を付し十五年間に半年毎に支払うことを規定したものである。

この返済額は交渉の結果日本側の集計した援助総額の三分の一以下に減額されたものであり支払財源も産業投資特別会計の運用益から支払われるものである。

この支払によつて日米間多年の懸案が解決され、国際信用向上にも役立つものであるから、本件承認は妥当と認めた。

二、費用

本協定を実施するため総額二千八十五億二千二百万円を要し、初年度分として昭和三十七年度産業投資特別会計予算に七十九億五百二十八万五千円を計上済である。

審査報告書

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定のある規定に代わる協定の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月四日

外務委員長　井上　清一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、昭和三十年に締結された特別円問題の解決に関する日タイ間の協定に規定された九十六億円の経済協力措置が、タイ側の国内事情により実施不可能となつたので、この措置に代わるものとしてわが国は、九十六億円を八年間に分割して支払い、タイはこれをもつてわが国の生産物及び役務の調達に充てることを定めたものである。

この協定の締結により、タイ特別円問題は最終的に解決され、両国間の伝統的友好関係及び経済協力関係の強化が期待されるので、妥当な措置と認めた。

二、費用

本協定を実施するため総額九十六億円を要し、初年度分として昭和三十七年度賠償等特殊債務処理特別会計予算に十億円を計上済である。

審査報告書

新産業都市建設促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月二日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方の開発発展の中核となるべき新産業都市の建設を促進するため、（一）内閣総理大臣は、都道府県知事の申請及び関係大臣の要請に基づき、新産業都市の区域を指定するとともに、その建設に関する基本方針を指示するものとし、（二）区域の指定を受けた場合は、関係都道府県知事は建設基本計画を作成し、内閣総理大臣に承認を申請するものとし、（三）国及び地方公共団体は、建設基本計画を達成するため必要な施設の整備の促進に努めるとともに、行政処分、地方債等について特別の配慮をするものとし、（四）地方税の不均一課税に対する地方交付税上の特別措置を定め、（五）新産業都市の一体的な建設を促進するため、関係市町村は合併について配慮すべきものとし、合併の際における議員の任期等に関する特例を設けること等をおもな内容とする政府原案に対し、衆議院において、（一）本法案の目的の一つに「雇用の安定」を加え、（二）要請大臣に「労働大臣」を追加し、（三）区域指定の要件について「大規模な産業都市」を「相当規模の産業都市」に改め、（四）国の財政上の措置及び人口、産業の集中防止のための配慮につき規定を設け、（五）「新産業都市建設審議会」を「地方産業開発審議会」に改めること等の修正を行なつたものであつて、当委員会は妥当なものと認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費としては、経済企画庁所管経済企画庁費中約六十八万円、地域経済計画調査調整費五千万円等が昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

一、新産業都市の建設は、わが国将来の産業経済構造と地方自治制度に直接重大な関係があるから、本法の実施に当り、政府は左の諸点を検討し、所期の目的の完遂に遺憾なきよう措置すべきである。

一、新産業都市建設の成否は公共事業の先行投資の適否が決定的要素をなすものであるから、これについては予算その他の財政措置について特別の配慮をすること。

一、建設基本計画の実施については、必要事業を強力かつ一体的に遂行し得るよう中央、地方の組織の整備について検討すること。

一、国土総合開発その他地方開発関係諸法律は、この際、統合あるいは整備を検討し、人口の過度集中の排除と地域的格差の是正に遺憾なきを期すること。

一、建設基本計画の実施に要する事業費は充分に確保し、特に地方団体の必要財源については国において事業の目的に適合する措置を講ずること。

一、新産業都市建設については、行政事務の共同処理等、広域行政の諸方式を充分に活用し、関係市町村の合併は事業の実施に必要な範囲に限り、いやしくも作為、強制に亘ることのないよう厳に留意すること。

一、新産業都市の建設に伴う社会経済事情の変動により地域住民の福

祉が害われることのないよう特に行政指導に努めること。

右決議する。

〔第二十一号参照〕

審査報告書

鉄道敷設法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月四日

運輸委員長　村松　久義

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産業資源の開発及び経済の交流を促進し、産業経済の発展に資するため、日本国有鉄道の鉄道網を整備しようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

船員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月四日

運輸委員長　村松　久義

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、船員法の適用範囲を拡大する外、船員の労働条件の適正化を図るため、衛生管理者制度、行方不明手当制度を創設するとともに、労働時間、解雇制限、船内危険作業の防止等に関する規定及び船舶航行の安全確保に関する規定等を整備しようとするもので妥当な措置と認める。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法律施行のため、昭和三十七年度一般会計予算に約三十二万円が計上されている。

附帯決議

政府は本法の運用にあたり左記事項に留意すべきである。

記

一、国際海上労働諸条約並びに勧告の検討を早急に進め、批准及び国内的実施に必要な国内体制の整備に努めること。

二、原則として総トン数二十トン以上のすべての漁船に船員法を適用するよう努めること。

三、国鉄連絡船の労働時間及び休息時間に関する命令の制定にあたつては、労使の意見を十分に聴取して万全を期するとともに、具体的な労働条件については、労使の協力により、休日付与の問題を含む労働時間の短縮その他の措置をとるよう善処すること。

四、漁船、小型鋼船及び機帆船の労働時間及び休日について適当な基準を設定するよう努力するとともに、これらの船舶の乗組員、特に国際漁業、長期漁業に従事する者の労働条件の改善についての指導を強化すること。

五、船内の衛生管理の向上について万全の措置をとること。

六、行方不明手当については、船員保険法の給付対象とするようその改正を図ること。

審査報告書

農地法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月四日

農林水産委員長　梶原　茂嘉

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における農業その他の事情にてらし、自立家族経営農家の育成及び農業経営の協業化等農業構造の改善に資するため、農地等の権利の移動について㈠農地等の権利取得の最高面積の制限の緩和㈡農業生産法人の法制化及び農業生産法人の農地等の権利取得の規定の整備㈢農業協同組合の行なう農地等の貸付け又は売渡しにかかる信託事業における農地等の権利移動の特例等に関して規定するとともに、開拓不要地等の売戻しの対象を旧所有者の一般承継人にまで拡大する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費は、別に提案されている「農業協同組合法の一部を改正する法律案」の施行に要する経費とあわせて、八千五百四十六万六千円が、昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、この法律の施行に当り、次の事項につき遺憾なからしむべきである。

一、農業構造の改善に必要な農地等の流動化を促進するため、長期低利の資金の拡大等劃期的な措置を講ずること。

二、農事組合法人の育成に努めるとともに、農業協同組合との間の調整に万全を期し、両者の健全な発展に資するため法人税等の減免及び低利資金の融通を図ること。

右決議する。

審査報告書

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月四日

農林水産委員長　梶原　茂嘉

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における農業その他の事情の推移にかんがみ、農業構造の改善に資するため、農民の共同の利益の増進を図ることを目的とする法人として農事組合法人の制度を設け、また農業協同組合が、農地等の貸付け及び売渡しにつき信託の引受けの事業を行なうみちを開くとともに、農業協同組合及び農業協同組合連合会の組合員の資格に関する規定の整備、員外利用の制限の緩和、剰余金の配当方法の改正、総会における議決権及び選挙権の代理行使の制限の緩和等、農業協同組合及び農業協同組合連合会の業務の運営を整備するための措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行に要する経費は、別に提案されている「農地法の一部を改正する法律案」の施行に要する経費とあわせて、八千五百四十六万六千円が、昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、この法律の施行に当り、次の事項につき遺憾なからしむべきである。

一、農業構造の改善に必要な農地等の流動化を促進するため、長期低利の資金の拡大等劃期的な措置を講ずること。

二、農事組合法人の育成に努めるとともに、農業協同組合との間の調整に万全を期し、両者の健全な発

展に資するため法人税等の減免及び低利資金の融通を図ること。

右決議する。

〔第二十二号参照〕

審査報告書

公職選挙法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月六日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、㈠選挙運動の制限を大幅に緩和するとともに、国会議員の選挙に関し、告示前の演説会を認めること、㈡政党等が所属候補者のために行なう選挙運動を認め、その政治的活動の制限を緩和し、また、推薦団体による選挙運動を認めること、㈢連座の対象に、相当広範囲の地域にわたつて選挙運動を主宰した者、同居の親族で、選挙犯罪により禁錮以上の実刑をかせられた者を加えること、㈣公務員の地位利用による選挙運動等を禁止し、これに関連して、国の選挙について当選無効の場合を規定すること、㈤国、地方公共団体から補助金等を受けている会社その他の法人は、選挙に関し寄附ができないものとし、また、後援団体の行なう寄附等についても規制し、これと関連して政治資金規正法に所要の改正を行なうものとするほか、重複立候補の禁止、選挙公営の拡充、選挙運動費用の合理化、供託金制度の改善等をはかることとする政府原案に対し、衆議院において㈠国会議員の選挙における、いわゆる事前演説会の規定を削り、個人演説会の規定は現行通りとすること、㈡選挙運動のために使用する事務員に対し、報酬を支給することができる旨の規定を設けること、㈢後援団体に関する寄附の禁止は、当該選挙期日前の一定期間内に限ること、㈣いわゆる地域主宰者については、選挙区の三分の一以上の地域における選挙運動を主宰した者に限ること等を主な内容とする修正を行なつたもので、当委員会においては、おおむね妥当なものと認めた。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため要する増加経費としては、参議院議員通常選挙に要するもの一億円が昭和三十七年度一般会計予算に計上され、衆議院議員の総選挙関係経費については、一億二百万円を要する見込である。

附帯決議

政府は、選挙が民主政治の基盤であり、公職選挙法はその基本法であることにかんがみ、今後更に改正を行なうこととし、その改正に当つては、特に左の諸点に留意すべきである。

一、世論の動向を明察して厳正なる態度をもつて臨むこと。

一、選挙区制の改正特に衆議院議員の選挙区別定数の不均衡是正については、急速に措置すること。

右決議する。

審査報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月六日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公職選挙法の改正等に伴い、㈠ポスターの公営掲示設置費及び街頭演説会の場所の確保に要する経費の基準額を新設するとともに、個人演説会立札費及びポスター用紙費の規定を削除し、㈡最近における公務員の給与改定等に伴い、超過勤務手当、人夫賃及び嘱託手当の基準単価を改め、㈢投票管理者等の費用弁償額を引き上げること等を内容とする政府原案に対し、衆議院において、公職選挙法等の一部を改正する法律案の修正に伴い、個人演説会立札費に関する規定を現行通りとする修正が行なわれたもので、当委員会においては、おおむね妥当なものと認めた。

二、費用

本法施行に要する増加経費としては、参議院議員通常選挙関係のもの約四億六百余万円が昭和三十七年度一般会計予算に計上され、衆議院議員総選挙関係及び最高裁判所裁判官国民審査関係については、それぞれ三億八千二百余万円及び二千八百余万円を要する見込みである。

審査報告書

国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月七日

外務委員長　井上　清一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、国際民間航空条約を改正し、国際民間航空機関の理事国数を現在の二十一から二十七に増加しようとするもので、近年における同機関加盟国数の激増及び他の国連専門機関理事国数増加の傾向にかんがみ、妥当な措置と認めた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

海外技術協力事業団法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月七日

外務委員長　井上　清一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案の趣旨は、アジア地域をはじめとする開発途上にある諸地域に対する技術協力はわが国の重要施策の一環として今後とも拡充強化の必要があるので、これら地域に対する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効率的に行なわせるため、特殊法人としての海外技術協力事業団を設置するものである。

この事業団は、外務大臣の監督を受け、技術研修員の受入、技術専門家の派遣、海外技術センターの設置運営等の業務に当るもので、本法案には事業団の目的、資本金、役員、運営審議会、財務会計、監督等を規定しており審査の結果妥当なものと認めた。

二、費用

本法実施に要する経費として、昭和三十七年度予算に十三億四千五百万円を計上済である。

審査報告書

商店街振興組合法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月七日

商工委員長　武藤　常介

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、原則として都市（の区を含む）の区域であつて、商店街が形成されている地域において、小売商業者又はサービス業者その他の事業者が、協同して経済事業を行なうとともに、当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行なう組織として、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会を設立できることとし、組合の事業、組合員、設立手続、管理、助成措置等について定めようとするものであつて、商店街の繁栄に資するため、おおむね妥当な措置と認めた。

二、費用

本法施行のため必要な経費は、約三百万円の見込みである。

審査報告書

行政事件訴訟法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月七日

法務委員長　松野　孝一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現行の行政事件訴訟特例法には解釈上幾多の疑義があるとともに、行政事件訴訟の特質及び各種行政法規との関連についての考慮が十分でないうらみがあるため、訴訟の種類を類型化し、適用される法規を明確にしたこと、訴願前置主義を原則として廃止し、訴願前置を必要とするものについては個々的に特別法で所要の規定を置くこととしたこと、専属管轄の制度を廃止し一般管轄のほかに特別管轄を認めたこと、行政処分についての執行停止に対する内閣総理大臣の異議の制度についてその政治責任を明らかにするための規定を設けたこと、行政処分の取り消しの判決は第三者に対してもその効力が及ぶものとし、第三者保護のための再審の訴えを認めることとしたこと及び行政処分の無効等確認の訴え、出訴期間、当事者適格に関する問題等につき現行法を改正し、あるいは新たに規定を設け現行法の欠陥並びに解釈上の疑義を除去した一般法を制定しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月七日

法務委員長　松野　孝一

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政事件訴訟法の施行に伴い、同法の規定の趣旨に則り、各種行政法規における訴訟に関する規定に所要の改正を加え、不必要な規定を削除し、各種行政法規に規定する処分のうち特定のものについては、訴願を前置する旨の規定を設けたこと、原処分でなく訴願の裁決を訴訟の対象とするのを適当とする若干の法律につきそのための改正をしたこと及び各種行政法規における損失補償の額等を争う訴訟についての規定を整備したこと等のものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

自動車の保管場所の確保等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月七日

運輸委員長　村松　久義

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、道路使用の適正化及び道路交通の円滑化を図るため、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化しようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に関しては、所要の実施体制を整えるとともに第四条及び第五条の規定を適用する地域の指定、公共駐車場の設置、取締りの適正についての配慮その他本法の運用に万全を期し、かつ、新たに自動車の保管場所を設置する者に対し、自動車使用の実態特に中小企業の現状にかんがみ、本法施行後混乱を生ぜざるよう、所要の用地資金等につき適切な指導、あつせん等特別な措置を講じた上施行すべきである。

審査報告書（商工委員会第一号）

一、議院に会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一六二号　産炭地振興に関する請願

第二九七号　石炭政策確立に関する請願

第三七六号　放射能対策に関する請願

第四六七号　商工会等の経営改善普及員の身分保障等に関する請願

第六二二号、第六七五号　小規模事業対策予算増額に関する請願

第六五三号　茨城県に火力発電所誘致に関する請願

第七四六号、第一〇一〇号　産炭地振興措置に関する請願

第八二一号　天然ガス及び石油資源開発に関する請願

第八八六号　石炭政策樹立に関する請願

第一〇〇九号、第一六四七号　産炭地域振興に関する請願

第一〇一一号、第一六四八号　産炭地振興対策に関する請願

第一〇一二号　産炭地振興対策の早期確立に関する請願

第一〇一三号　産炭地域振興対策予算に関する請願

第一〇一四号　産炭地市町村の振興に関する請願

第一〇一五号　鉱害復旧事業団の融資機能強化等に関する請願

第一四二八号　産炭地域振興対策に関する請願

第一五九四号、第二六一〇号　宮崎県都城地区を低開発地域工業開発促進法に基づく開発地区に指定するの請願

第一六一四号　水道事業用電力料金軽減に関する請願

第一六五〇号　石炭対策に関する請願

第一六五一号　産炭地振興対策確立等に関する請願

第一六五二号　産炭地市町村振興対策確立等に関する請願

第一六五三号、第一七八五号

産炭地域振興に伴う関係法律等整備に関する請願
第一六五四号　福岡県添田町に筑豊鑵工場設置のための融資に関する請願
第一六五七号　福岡県嘉飯山地区の産炭地振興事業推進に関する請願
第一七六三号　鹿児島県大隅中部地区を低開発地域工業開発促進法に基づく開発地区に指定するの請願
第二〇二九号　福岡県山田市に合理化事業団所有の硬山払下げに関する請願
第二〇三〇号、第二〇三一号、第二〇三二号、第二〇三三号、第二〇七一号、第二〇七二号、第二〇七三号、第二〇七四号、第二〇七五号、第二〇七六号、第二〇七七号、第二〇七八号、第二〇九五号、第二〇九六号、第二〇九七号、第二〇九八号、第二〇九九号、第二一三八号、第二一三九号、第二一四〇号、第二一四一号、第二一四二号、第二一七二号、第二三一六号、第二三一七号、第二三一八号、第二三一九号、第二三二〇号、第二三二一号、第二三二二号、第二五三四号、第二五五七号、第二五五八号、第二五六七号、第二六〇一号、第二六五六号、第二六五七号、第二九四五号、第三一一九五号、第三二一九三号、第三二九四号、第三三一八号、第三三八一号、第三三八二号、第三三八三号、第三三九九号、第三四〇〇号、第三四一九号、第三四七〇号、第三四七二号、第三四七三号、第三四七四号、第三四七五号、第三四七六号、第三四八三号、第三四八四号、第三四八五号、第三四九七号、第三四九八号、第三五四九号、第三五五〇号　公共料金等引下げに関する請願
第二〇七〇号、第二二六〇号　石油輸入自由化対策に関する請願
第二〇九二号、第二〇九三号　石炭政策転換に関する請願
第二四〇八号　産炭地域振興臨時措置法の一部改正等に関する請願
第二四一七号、第二四一八号、第二四一九号、第二四二〇号、第二四二一号、第二四二二号、第二四二三号、第二四二四号、第二四二五号、第二四二六号、第二四二七号、第二四二八号、第二四二九号、第二四三〇号、第二四八〇号、第二四八一号、第二五〇八号　石炭産業の長期安定化に関する請願
第二六〇二号　金属鉱業保護政策確立に関する請願
第二七六八号　鉱業政策確立に関する請願
第二九六二号　石炭政策転換促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十七年五月四日

商工委員長　武藤　常介

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（通信委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第八一号　農山漁村における有線放送電話の整備等に関する請願
第二二一号　農山漁村における有線放送電話の補助金予算全面的成立に関する請願
第三八六号、第六七六号　郵便物の遅配解消に関する請願
第六九二号、第七五六号、第七六三号、第七六八号、第七六九号、第七七〇号、第七七一号、第七七二号、第七七三号、第七七四号、第七七五号、第七七六号、第七七七号、第七七八号、第七七九号、第七八〇号、第七八一号、第七八二号、第七八三号、第七八四号、第七八五号、第七八六号、第七八七号、第七八八号、第七八九号、第八二三号、第八二四号、第八二五号、第八三三号、第八三五号、第八三七号、第八四八号、第八六五号、第八八八号、第九二〇号、第九二一号、第九二四号、第九九六号、第一〇四七号、第一〇四八号、第一〇九六号、第一一二六号、第一一七六号、第一三五七号、第一四四五号、第一五四四号、第一五九九号、第一六〇四号、第一七一九号、第一七五八号、第一七九五号、第一八五七号、第二〇八一号、第二〇八二号、第二一一四七号、第二六五四号、第二七八五号、第二八三一号、第三〇四五号、第三五五七号　簡易生命保険、郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する請願
第八〇七号　有線放送、電話業務用設備相互間接続に関する請願
第一〇九七号　有線放送電話の業務区域設定制限撤廃等に関する請願
第一六五六号　福岡県田川市平原地区に特定無集配郵便局設置の請願
第二三三〇号　北海道岩見沢市元町に無集配特定郵便局設置の請願
第二八三二号　北海道岩見沢市幌向町等に地域団体加入電話設置の請願
第二八三三号　北海道岩見沢市幌向郵便局の電話交換事務を岩見沢市電信電話局に併合するの請願
第三一九七号　北海道苫小牧郵便局局舎移転新築に関する請願
第三二九〇号　郵便物遅配解消に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十七年五月七日

通信委員長　安部　清美

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（地方行政委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第九号　国庫補助事業の認証及び起債のせん議等の早期決定等に関する請願
第八二号　公立学校教職員の新退職年金制度実施に関する請願
第一〇六号　市町村職員恩給受給者の恩給増額に関する請願
第一三八号　新市町村建設促進法による新市町村建設計画実施に関する請願
第一三九号　合併による市庁舎新増築に対する起債わく拡大の請願
第一四〇号　救急車設置費国庫補助等に関する請願
第四二〇号、第一六六一号、第一九三〇号、第二三八〇号　選挙区別人口と議員定数の不均衡是正等に関する請願
第四二一号、第一六六二号、第一九三一号、第一九九二号、第二三八一号　公明選挙実現のため連座制強化に関する請願

第七〇七号　旧樺太引揚市町村吏員の退隠料等支給等に関する請願
第七六七号、第八四〇号、第八八〇号、第八八一号　地方財政関係法の抜本的改正に関する請願
第一〇〇四号　特別交付税増額に関する請願
第一一六七号、第一二一二号、第一二一三号、第一二一九九号、第一六九四号、第二九九八号　大衆に関する飲食等消費税減免に関する請願
第一二九四号、第二〇六九号、第二二五九号　国民健康保険団体連合会職員の地方公務員共済制度加入に関する請願
第一六一八号　水道事業に対する起債対象範囲拡大の請願
第一六一九号　公共消防用消火せん設置費国庫負担に関する請願
第一六二二号　行政事務改善経費を国庫補助等の対象とするの請願
第二五二五号、第二八〇〇号、第二八〇一号、第二八〇二号、第三〇四七号、第三〇四六号、第三〇四八号、第三〇四九号、第三〇五〇号、第三〇五一号、第三〇五二号、第三〇五三号、第三〇五四号、第三〇五五号、第三〇五六号、第三〇五七号、第三〇五八号、第三〇五九号、第三〇六〇号、第三〇六一号、第三〇六二号、第三〇六三号、第三〇六四号、第三〇六五号、第三〇六六号、第三〇八七号、第三一三三号、第三一三四号、第三一三五号、第三一三六号、第三一三七号、第三一三八号、第三一三九号、第三一四〇号、第三一四一号、第三一四二号、第三一四三号、第三一四四号、第三一四五号、第三一四六号、第三一四七号、第三一四八号、第三一四九号、第三一五〇号、第三一五一号、第三一五二号、第三一五三号、第三一七六号、第三一七七号、第三一七八号、第三一七九号、第三一八〇号、第三一八一号、第三一八二号、第三一八三号、第三一八四号、第三一八五号、第三一八六号、第三一八七号、第三一八八号、第三一八九号、第三一九〇号、第三一九一号、第三一九二号、第三三〇四号、第三三五一号　地方公務員共済組合法案反対等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十七年五月七日

地方行政委員長　小林武治

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（文教委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一一号　学校建築標準単価引上げに関する請願
第一八号　高等学校の定時制教育及び通信教育職員の手当支給率改正に関する請願
第五一号　図案家の著作権確立に関する請願
第一四二号　公立小中学校に事務職員並びに養護教諭を必置とするの請願
第一六一号、第三九四号　公立高等学校生徒急増対策臨時措置法制定等に関する請願
第二一七号、第七五七号、第七五八号　基地周辺学校の防音対策に関する請願
第二一九号　学校給食用小麦粉に対する補助金打切りに伴う対策の請願
第二六一号　国産牛乳による学校給食事業継続に関する請願
第二六二号　公立義務教育諸学校の養護教員標準定数引き上げに関する請願
第二九八号、第三一五号、第三九一号、第四〇四号、第四二四号、第四二五号、第四二六号、第四七八号、第六一五号、第八四四号第一五八八号　公立高等学校増設に関する請願
第三六五号　学校給食用小麦粉に対する国庫補助継続の請願
第三七四号、第六八九号、第六九六号、第七一三号　高等学校生徒急増対策に関する請願
第三七五号　学校給食用牛乳供給施策継続に関する請願
第三九五号　高等学校生徒急増対策特別立法措置に関する請願
第四〇九号　高等学校増設等に関する請願
第六八八号　学校給食事業費国庫補助存続に関する請願
第六九七号、第七一四号　小中学校の児童、生徒数の激減対策として「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
第七二五号、第七二六号、第七二七号、第七二八号、第七二九号、第七三〇号、第七三一号、第七三二号、第七三三号、第七三四号、第七三五号、第七三六号、第七三七号、第七三八号、第七三九号、第七四〇号、第七四一号、第一五八九号、第一六四一号、第一六四二号、第一六四三号、第一六五八号、第一六五九号、第一七九六号、第一七九七号、第一七九八号、第一七九九号、第一八〇〇号、第一八〇一号、第一八二六号、第一八二七号、第一八二八号、第一八二九号、第一八三〇号、第一八六六号、第一八六七号、第一八六八号、第一八六九号、第一八七〇号、第一八七一号、第一八七二号、第一八七三号、第一八七四号、第一八七五号、第一八七六号、第一八七九号、第一八七〇九号、第二〇一〇号、第二〇一一号、第二〇一二号、第二〇一三号、第二一二一号、第二一二二号、第二一二三号、第二一二四号、第二一二五号、第二一二五二号、第二一二五三号、第二一二五四号、第二一二五五号、第二一二五六号、第二一二五七号、第二一二五八号、第二一二三〇六号、第二一二三一五号、第二一二三二号、第二一二三三号、第二一二三四七号、第二一二三六八号、第二一二三七四号、第二一二三九四号、第二一二三五号、第二一二三九六号、第二一二三九七号、第二一二三九八号、第二一二三九九号、第二一二四〇〇号、第二一二四〇一号、第二一二四〇二号、第二一二四〇三号、第二一二四〇四号、第二一二四〇五号、第二一二四〇六号、第二一二四〇七号、第二一二四〇八号、第二一二四〇九号、第二一二四一〇号、第二一二四一一号、第二一二四一二号、第二一二四一三号、第二一二四一四号、第二一二四一五号、第二一二四一六号、第二一二四一七号、第二一二四一八号、第二一二四一九号、第二一二四二〇号、第二一二四二一号、第二一二四二二号、第二一二四二三号、第二一二四二四号、第二一二四二五号、第二一二四二六号、第二一二四二七号、第二一二四二八号、第二一二四二九号、第二一二四二〇号、第二一二四二一号、第二一二四二二号、第二一二四二三号、第二一二四二四号、第二一二四二五号、第二一二四二六号、第二一二四二七号、第二一二四二八号、第二一二四二九号、第二一二四三〇号、第二一二四三一号、第二一二四三二号、第二一二四三三号、第二一二四三四号、第二一二四三五号、第二一二四三六号、第二一二四三七号、第二一二四三八号、第二一二四三九号、第二一二四四〇号、第二一二四四一号、第二一二四四二号、第二一二四四三号、第二一二四四四号、第二一二四四五号、第二一二四四六号、第二一二四四七号、第二一二四四八号、第二一二四四九号、第二一二四五〇号、第二一二四五一号、第二一二四五二号、第二一二四五三号、第二一二四五四号、第二一二四五五号、第二一二四五六号、第二一二四五七号、第二一二四五八号、第二一二四五九号、第二一二四六〇号、第二一二四六一号、第二一二四六二号、第二一二四六三号、第二一二四六四号、第二一二四六五号、第二一二四六六号、第二一二四六七号、第二一二四六八号、第二一二四六九号、第二一二四七〇号、第二一二四七一号、第二一二四七二号、第二一二四七三号、第二一二四七四号、第二一二四七五号、第二一二四七六号、第二一二四七七号、第二一二四七八号、第二一二四七九号、第二一二四八〇号、第二一二四八一号、第二一二四八二号、第二一二四八三号、第二一二四八四号、第二一二四八五号、第二一二四八六号、第二一二四八七号、第二一二四八八号、第二一二四八九号、第二一二四九〇号、第二一二四九一号、第二一二四九二号、第二一二四九三号、第二一二四九四号、第二一二四九五号、第二一二四九六号、第二一二四九七号、第二一二四九八号、第二一二四九九号、第二一二五〇〇号、第二一二五〇一号、第二一二五〇二号、第二一二五〇三号、第二一二五〇四号、第二一二五〇五号、第二一二五〇六号、第二一二五〇七号、第二一二五〇八号、第二一二五〇九号、第二一二五一〇号、第二一二五一一号、第二一二五一二号、第二一二五一三号、第二一二五一四号、第二一二五一五号、第二一二五一六号、第二一二五一七号、第二一二五一八号、第二一二五一九号、第二一二五二〇号、第二一二五二一号、第二一二五二二号、第二一二五二三号、第二一二五二四号、第二一二五二五号、第二一二五二六号、第二一二五二七号、第二一二五二八号、第二一二五二九号、第二一二五二〇号、第二一二五二一号、第二一二五二二号、第二一二五二三号、第二一二五二四号、第二一二五二五号、第二一二五二六号、第二一二五二七号、第二一二五二八号、第二一二五二九号、第二一二五三〇号、第二一二五三一号、第二一二五三二号、第二一二五三三号、第二一二五三四号、第二一二五三五号、第二一二五三六号、第二一二五三七号、第二一二五三八号、第二一二五三九号、第二一二五四〇号、第二一二五四一号、第二一二五四二号、第二一二五四三号、第二一二五四四号、第二一二五四五号、第二一二五四六号、第二一二五四七号、第二一二五四八号、第二一二五四九号、第二一二五五〇号、第二一二五五一号、第二一二五五二号、第二一二五五三号、第二一二五五四号、第二一二五五五号、第二一二五五六号、第二一二五五七号、第二一二五五八号、第二一二五五九号、第二一二五六〇号、第二一二五六一号、第二一二五六二号、第二一二五六三号、第二一二五六四号、第二一二五六五号、第二一二五六六号、第二一二五六七号、第二一二五六八号、第二一二五六九号、第二一二五七〇号、第二一二五七一号、第二一二五七二号、第二一二五七三号、第二一二五七四号、第二一二五七五号、第二一二五七六号、第二一二五七七号、第二一二五七八号、第二一二五七九号、第二一二五八〇号、第二一二五八一号、第二一二五八二号、第二一二五八三号、第二一二五八四号、第二一二五八五号、第二一二五八六号、第二一二五八七号、第二一二五八八号、第二一二五八九号、第二一二五九〇号、第二一二五九一号、第二一二五九二号、第二一二五九三号、第二一二五九四号、第二一二五九五号、第二一二五九六号、第二一二五九七号、第二一二五九八号、第二一二五九九号、第二一二六〇〇号、第二一二六〇一号、第二一二六〇二号、第二一二六〇三号、第二一二六〇四号、第二一二六〇五号、第二一二六〇六号、第二一二六〇七号、第二一二六〇八号、第二一二六〇九号、第二一二六一〇号、第二一二六一一号、第二一二六一二号、第二一二六一三号、第二一二六一四号、第二一二六一五号、第二一二六一六号、第二一二六一七号、第二一二六一八号、第二一二六一九号、第二一二六二〇号、第二一二六二一号、第二一二六二二号、第二一二六二三号、第二一二六二四号、第二一二六二五号、第二一二六二六号、第二一二六二七号、第二一二六二八号、第二一二六二九号、第二一二六二〇号、第二一二六二一号、第二一二六二二号、第二一二六二三号、第二一二六二四号、第二一二六二五号、第二一二六二六号、第二一二六二七号、第二一二六二八号、第二一二六二九号、第二一二六三〇号、第二一二六三一号、第二一二六三二号、第二一二六三三号、第二一二六三四号、第二一二六三五号、第二一二六三六号、第二一二六三七号、第二一二六三八号、第二一二六三九号、第二一二六四〇号、第二一二六四一号、第二一二六四二号、第二一二六四三号、第二一二六四四号、第二一二六四五号、第二一二六四六号、第二一二六四七号、第二一二六四八号、第二一二六四九号、第二一二六五〇号、第二一二六五一号、第二一二六五二号、第二一二六五三号、第二一二六五四号、第二一二六五五号、第二一二六五六号、第二一二六五七号、第二一二六五八号、第二一二六五九号、第二一二六六〇号、第二一二六六一号、第二一二六六二号、第二一二六六三号、第二一二六六四号、第二一二六六五号、第二一二六六六号、第二一二六六七号、第二一二六六八号、第二一二六六九号、第二一二六七〇号、第二一二六七一号、第二一二六七二号、第二一二六七三号、第二一二六七四号、第二一二六七五号、第二一二六七六号、第二一二六七七号、第二一二六七八号、第二一二六七九号、第二一二六八〇号、第二一二六八一号、第二一二六八二号、第二一二六八三号、第二一二六八四号、第二一二六八五号、第二一二六八六号、第二一二六八七号、第二一二六八八号、第二一二六八九号、第二一二六九〇号、第二一二六九一号、第二一二六九二号、第二一二六九三号、第二一二六九四号、第二一二六九五号、第二一二六九六号、第二一二六九七号、第二一二六九八号、第二一二六九九号、第二一二七〇〇号、第二一二七〇一号、第二一二七〇二号、第二一二七〇三号、第二一二七〇四号、第二一二七〇五号、第二一二七〇六号、第二一二七〇七号、第二一二七〇八号、第二一二七〇九号、第二一二七一〇号、第二一二七一一号、第二一二七一二号、第二一二七一三号、第二一二七一四号、第二一二七一五号、第二一二七一六号、第二一二七一七号、第二一二七一八号、第二一二七一九号、第二一二七二〇号、第二一二七二一号、第二一二七二二号、第二一二七二三号、第二一二七二四号、第二一二七二五号、第二一二七二六号、第二一二七二七号、第二一二七二八号、第二一二七二九号、第二一二七三〇号、第二一二七三一号、第二一二七三二号、第二一二七三三号、第二一二七三四号、第二一二七三五号、第二一二七三六号、第二一二七三七号、第二一二七三八号、第二一二七三九号、第二一二七四〇号、第二一二七四一号、第二一二七四二号、第二一二七四三号、第二一二七四四号、第二一二七四五号、第二一二七四六号、第二一二七四七号、第二一二七四八号、第二一二七四九号、第二一二七五〇号、第二一二七五一号、第二一二七五二号、第二一二七五三号、第二一二七五四号、第二一二七五五号、第二一二七五六号、第二一二七五七号、第二一二七五八号、第二一二七五九号、第二一二七六〇号、第二一二七六一号、第二一二七六二号、第二一二七六三号、第二一二七六四号、第二一二七六五号、第二一二七六六号、第二一二七六七号、第二一二七六八号、第二一二七六九号、第二一二七七〇号、第二一二七七一号、第二一二七七二号、第二一二七七三号、第二一二七七四号、第二一二七七五号、第二一二七七六号、第二一二七七七号、第二一二七七八号、第二一二七七九号、第二一二七八〇号、第二一二七八一号、第二一二七八二号、第二一二七八三号、第二一二七八四号、第二一二七八五号、第二一二七八六号、第二一二七八七号、第二一二七八八号、第二一二七八九号、第二一二七九〇号、第二一二七九一号、第二一二七九二号、第二一二七九三号、第二一二七九四号、第二一二七九五号、第二一二七九六号、第二一二七九七号、第二一二七九八号、第二一二七九九号、第二一二八〇〇号、第二一二八〇一号、第二一二八〇二号、第二一二八〇三号、第二一二八〇四号、第二一二八〇五号、第二一二八〇六号、第二一二八〇七号、第二一二八〇八号、第二一二八〇九号、第二一二八一〇号、第二一二八一一号、第二一二八一二号、第二一二八一三号、第二一二八一四号、第二一二八一五号、第二一二八一六号、第二一二八一七号、第二一二八一八号、第二一二八一九号、第二一二八二〇号、第二一二八二一号、第二一二八二二号、第二一二八二三号、第二一二八二四号、第二一二八二五号、第二一二八二六号、第二一二八二七号、第二一二八二八号、第二一二八二九号、第二一二八二〇号、第二一二八二一号、第二一二八二二号、第二一二八二三号、第二一二八二四号、第二一二八二五号、第二一二八二六号、第二一二八二七号、第二一二八二八号、第二一二八二九号、第二一二八三〇号、第二一二八三一号、第二一二八三二号、第二一二八三三号、第二一二八三四号、第二一二八三五号、第二一二八三六号、第二一二八三七号、第二一二八三八号、第二一二八三九号、第二一二八四〇号、第二一二八四一号、第二一二八四二号、第二一二八四三号、第二一二八四四号、第二一二八四五号、第二一二八四六号、第二一二八四七号、第二一二八四八号、第二一二八四九号、第二一二八五〇号、第二一二八五一号、第二一二八五二号、第二一二八五三号、第二一二八五四号、第二一二八五五号、第二一二八五六号、第二一二八五七号、第二一二八五八号、第二一二八五九号、第二一二八六〇号、第二一二八六一号、第二一二八六二号、第二一二八六三号、第二一二八六四号、第二一二八六五号、第二一二八六六号、第二一二八六七号、第二一二八六八号、第二一二八六九号、第二一二八七〇号、第二一二八七一号、第二一二八七二号、第二一二八七三号、第二一二八七四号、第二一二八七五号、第二一二八七六号、第二一二八七七号、第二一二八七八号、第二一二八七九号、第二一二八八〇号、第二一二八八一号、第二一二八八二号、第二一二八八三号、第二一二八八四号、第二一二八八五号、第二一二八八六号、第二一二八八七号、第二一二八八八号、第二一二八八九号、第二一二八九〇号、第二一二八九一号、第二一二八九二号、第二一二八九三号、第二一二八九四号、第二一二八九五号、第二一二八九六号、第二一二八九七号、第二一二八九八号、第二一二八九九号、第二一二九〇〇号、第二一二九〇一号、第二一二九〇二号、第二一二九〇三号、第二一二九〇四号、第二一二九〇五号、第二一二九〇六号、第二一二九〇七号、第二一二九〇八号、第二一二九〇九号、第二一二九一〇号、第二一二九一一号、第二一二九一二号、第二一二九一三号、第二一二九一四号、第二一二九一五号、第二一二九一六号、第二一二九一七号、第二一二九一八号、第二一二九一九号、第二一二九二〇号、第二一二九二一号、第二一二九二二号、第二一二九二三号、第二一二九二四号、第二一二九二五号、第二一二九二六号、第二一二九二七号、第二一二九二八号、第二一二九二九号、第二一二九二〇号、第二一二九二一号、第二一二九二二号、第二一二九二三号、第二一二九二四号、第二一二九二五号、第二一二九二六号、第二一二九二七号、第二一二九二八号、第二一二九二九号、第二一二九三〇号、第二一二九三一号、第二一二九三二号、第二一二九三三号、第二一二九三四号、第二一二九三五号、第二一二九三六号、第二一二九三七号、第二一二九三八号、第二一二九三九号、第二一二九四〇号、第二一二九四一号、第二一二九四二号、第二一二九四三号、第二一二九四四号、第二一二九四五号、第二一二九四六号、第二一二九四七号、第二一二九四八号、第二一二九四九号、第二一二九五〇号、第二一二九五一号、第二一二九五二号、第二一二九五三号、第二一二九五四号、第二一二九五五号、第二一二九五六号、第二一二九五七号、第二一二九五八号、第二一二九五九号、第二一二九六〇号、第二一二九六一号、第二一二九六二号、第二一二九六三号、第二一二九六四号、第二一二九六五号、第二一二九六六号、第二一二九六七号、第二一二九六八号、第二一二九六九号、第二一二九七〇号、第二一二九七一号、第二一二九七二号、第二一二九七三号、第二一二九七四号、第二一二九七五号、第二一二九七六号、第二一二九七七号、第二一二九七八号、第二一二九七九号、第二一二九八〇号、第二一二九八一号、第二一二九八二号、第二一二九八三号、第二一二九八四号、第二一二九八五号、第二一二九八六号、第二一二九八七号、第二一二九八八号、第二一二九八九号、第二一二九九〇号、第二一二九九一号、第二一二九九二号、第二一二九九三号、第二一二九九四号、第二一二九九五号、第二一二九九六号、第二一二九九七号、第二一二九九八号、第二一二九九九号、第二一三〇〇〇号、第二一三〇〇一号、第二一三〇〇二号、第二一三〇〇三号、第二一三〇〇四号、第二一三〇〇五号、第二一三〇〇六号、第二一三〇〇七号、第二一三〇〇八号、第二一三〇〇九号、第二一三〇一〇号、第二一三〇一一号、第二一三〇一二号、第二一三〇一三号、第二一三〇一四号、第二一三〇一五号、第二一三〇一六号、第二一三〇一七号、第二一三〇一八号、第二一三〇一九号、第二一三〇二〇号、第二一三〇二一号、第二一三〇二二号、第二一三〇二三号、第二一三〇二四号、第二一三〇二五号、第二一三〇二六号、第二一三〇二七号、第二一三〇二八号、第二一三〇二九号、第二一三〇三〇号、第二一三〇三一号、第二一三〇三二号、第二一三〇三三号、第二一三〇三四号、第二一三〇三五号、第二一三〇三六号、第二一三〇三七号、第二一三〇三八号、第二一三〇三九号、第二一三〇四〇号、第二一三〇四一号、第二一三〇四二号、第二一三〇四三号、第二一三〇四四号、第二一三〇四五号、第二一三〇四六号、第二一三〇四七号、第二一三〇四八号、第二一三〇四九号、第二一三〇五〇号、第二一三〇五一号、第二一三〇五二号、第二一三〇五三号、第二一三〇五四号、第二一三〇五五号、第二一三〇五六号、第二一三〇五七号、第二一三〇五八号、第二一三〇五九号、第二一三〇六〇号、第二一三〇六一号、第二一三〇六二号、第二一三〇六三号、第二一三〇六四号、第二一三〇六五号、第二一三〇六六号、第二一三〇六七号、第二一三〇六八号、第二一三〇六九号、第二一三〇七〇号、第二一三〇七一号、第二一三〇七二号、第二一三〇七三号、第二一三〇七四号、第二一三〇七五号、第二一三〇七六号、第二一三〇七七号、第二一三〇七八号、第二一三〇七九号、第二一三〇八〇号、第二一三〇八一号、第二一三〇八二号、第二一三〇八三号、第二一三〇八四号、第二一三〇八五号、第二一三〇八六号、第二一三〇八七号、第二一三〇八八号、第二一三〇八九号、第二一三〇九〇号、第二一三〇九一号、第二一三〇九二号、第二一三〇九三号、第二一三〇九四号、第二一三〇九五号、第二一三〇九六号、第二一三〇九七号、第二一三〇九八号、第二一三〇九九号、第二一三一〇〇号、第二一三一〇一号、第二一三一〇二号、第二一三一〇三号、第二一三一〇四号、第二一三一〇五号、第二一三一〇六号、第二一三一〇七号、第二一三一〇八号、第二一三一〇九号、第二一三一一〇号、第二一三一一一号、第二一三一一二号、第二一三一一三号、第二一三一一四号、第二一三一一五号、第二一三一一六号、第二一三一一七号、第二一三一一八号、第二一三一一九号、第二一三一二〇号、第二一三一二一号、第二一三一二二号、第二一三一二三号、第二一三一二四号、第二一三一二五号、第二一三一二六号、第二一三一二七号、第二一三一二八号、第二一三一二九号、第二一三一三〇号、第二一三一三一号、第二一三一三二号、第二一三一三三号、第二一三一三四号、第二一三一三五号、第二一三一三六号、第二一三一三七号、第二一三一三八号、第二一三一三九号、第二一三一四〇号、第二一三一四一号、第二一三一四二号、第二一三一四三号、第二一三一四四号、第二一三一四五号、第二一三一四六号、第二一三一四七号、第二一三一四八号、第二一三一四九号、第二一三一五〇号、第二一三一五一号、第二一三一五二号、第二一三一五三号、第二一三一五四号、第二一三一五五号、第二一三一五六号、第二一三一五七号、第二一三一五八号、第二一三一五九号、第二一三一六〇号、第二一三一六一号、第二一三一六二号、第二一三一六三号、第二一三一六四号、第二一三一六五号、第二一三一六六号、第二一三一六七号、第二一三一六八号、第二一三一六九号、第二一三一七〇号、第二一三一七一号、第二一三一七二号、第二一三一七三号、第二一三一七四号、第二一三一七五号、第二一三一七六号、第二一三一七七号、第二一三一七八号、第二一三一七九号、第二一三一八〇号、第二一三一八一号、第二一三一八二号、第二一三一八三号、第二一三一八四号、第二一三一八五号、第二一三一八六号、第二一三一八七号、第二一三一八八号、第二一三一八九号、第二一三一九〇号、第二一三一九一号、第二一三一九二号、第二一三一九三号、第二一三一九四号、第二一三一九五号、第二一三一九六号、第二一三一九七号、第二一三一九八号、第二一三一九九号、第二一三二〇〇号、第二一三二〇一号、第二一三二〇二号、第二一三二〇三号、第二一三二〇四号、第二一三二〇五号、第二一三二〇六号、第二一三二〇七号、第二一三二〇八号、第二一三二〇九号、第二一三二一〇号、第二一三二一一号、第二一三二一二号、第二一三二一三号、第二一三二一四号、第二一三二一五号、第二一三二一六号、第二一三二一七号、第二一三二一八号、第二一三二一九号、第二一三二二〇号、第二一三二二一号、第二一三二二二号、第二一三二二三号、第二一三二二四号、第二一三二二五号、第二一三二二六号、第二一三二二七号、第二一三二二八号、第二一三二二九号、第二一三二三〇号、第二一三二三一号、第二一三二三二号、第二一三二三三号、第二一三二三四号、第二一三二三五号、第二一三二三六号、第二一三二三七号、第二一三二三八号、第二一三二三九号、第二一三二四〇号、第二一三二四一号、第二一三二四二号、第二一三二四三号、第二一三二四四号、第二一三二四五号、第二一三二四六号、第二一三二四七号、第二一三二四八号、第二一三二四九号、第二一三二五〇号、第二一三二五一号、第二一三二五二号、第二一三二五三号、第二一三二五四号、第二一三二五五号、第二一三二五六号、第二一三二五七号、第二一三二五八号、第二一三二五九号、第二一三二六〇号、第二一三二六一号、第二一三二六二号、第二一三二六三号、第二一三二六四号、第二一三二六五号、第二一三二六六号、第二一三二六七号、第二一三二六八号、第二一三二六九号、第二一三二七〇号、第二一三二七一号、第二一三二七二号、第二一三二七三号、第二一三二七四号、第二一三二七五号、第二一三二七六号、第二一三二七七号、第二一三二七八号、第二一三二七九号、第二一三二八〇号、第二一三二八一号、第二一三二八二号、第二一三二八三号、第二一三二八四号、第二一三二八五号、第二一三二八六号、第二一三二八七号、第二一三二八八号、第二一三二八九号、第二一三二九〇号、第二一三二九一号、第二一三二九二号、第二一三二九三号、第二一三二九四号、第二一三二九五号、第二一三二九六号、第二一三二九七号、第二一三二九八号、第二一三二九九号、第二一三三〇〇号、第二一三三〇一号、第二一三三〇二号、第二一三三〇三号、第二一三三〇四号、第二一三三〇五号、第二一三三〇六号、第二一三三〇七号、第二一三三〇八号、第二一三三〇九号、第二一三三一〇号、第二一三三一一号、第二一三三一二号、第二一三三一三号、第二一三三一四号、第二一三三一五号、第二一三三一六号、第二一三三一七号、第二一三三一八号、第二一三三一九号、第二一三三二〇号、第二一三三二一号、第二一三三二二号、第二一三三二三号、第二一三三二四号、第二一三三二五号、第二一三三二六号、第二一三三二七号、第二一三三二八号、第二一三三二九号、第二一三三三〇号、第二一三三三一号、第二一三三三二号、第二一三三三三号、第二一三三三四号、第二一三三三五号、第二一三三三六号、第二一三三三七号、第二一三三三八号、第二一三三三九号、第二一三三四〇号、第二一三三四一号、第二一三三四二号、第二一三三四三号、第二一三三四四号、第二一三三四五号、第二一三三四六号、第二一三三四七号、第二一三三四八号、第二一三三四九号、第二一三三五〇号、第二一三三五一号、第二一三三五二号、第二一三三五三号、第二一三三五四号、第二一三三五五号、第二一三三五六号、第二一三三五七号、第二一三三五八号、第二一三三五九号、第二一三三六〇号、第二一三三六一号、第二一三三六二号、第二一三三六三号、第二一三三六四号、第二一三三六五号、第二一三三六六号、第二一三三六七号、第二一三三六八号、第二一三三六九号、第二一三三七〇号、第二一三三七一号、第二一三三七二号、第二一三三七三号、第二一三三七四号、第二一三三七五号、第二一三三七六号、第二一三三七七号、第二一三三七八号、第二一三三七九号、第二一三三八〇号、第二一三三八一号、第二一三三八二号、第二一三三八三号、第二一三三八四号、第二一三三八五号、第二一三三八六号、第二一三三八七号、第二一三三八八号、第二一三三八九号、第二一三三九〇号、第二一三三九一号、第二一三三九二号、第二一三三九三号、第二一三三九四号、第二一三三九五号、第二一三三九六号、第二一三三九七号、第二一三三九八号、第二一三三九九号、第二一三四〇〇号、第二一三四〇一号、第二一三四〇二号、第二一三四〇三号、第二一三四〇四号、第二一三四〇五号、第二一三四〇六号、第二一三四〇七号、第二一三四〇八号、第二一三四〇九号、第二一三四一〇号、第二一三四一一号、第二一三四一二号、第二一三四一三号、第二一三四一四号、第二一三四一五号、第二一三四一六号、第二一三四一七号、第二一三四一八号、第二一三四一九号、第二一三四二〇号、第二一三四二一号、第二一三四二二号、第二一三四二三号、第二一三四二四号、第二一三四二五号、第二一三四二六号、第二一三四二七号、第二一三四二八号、第二一三四二九号、第二一三四三〇号、第二一三四三一号、第二一三四三二号、第二一三四三三号、第二一三四三四号、第二一三四三五号、第二一三四三六号、第二一三四三七号、第二一三四三八号、第二一三四三九号、第二一三四四〇号、第二一三四四一号、第二一三四四二号、第二一三四四三号、第二一三四四四号、第二一三四四五号、第二一三四四六号、第二一三四四七号、第二一三四四八号、第二一三四四九号、第二一三四五〇号、第二一三四五一号、第二一三四五二号、第二一三四五三号、第二一三四五四号、第二一三四五五号、第二一三四五六号、第二一三四五七号、第二一三四五八号、第二一三四五九号、第二一三四六〇号、第二一三四六一号、第二一三四六二号、第二一三四六三号、第二一三四六四号、第二一三四六五号、第二一三四六六号、第二一三四六七号、第二一三四六八号、第二一三四六九号、第二一三四七〇号、第二一三四七一号、第二一三四七二号、第二一三四七三号、第二一三四七四号、第二一三四七五号、第二一三四七六号、第二一三四七七号、第二一三四七八号、第二一三四七九号、第二一三四八〇号、第二一三四八一号、第二一三四八二号、第二一三四八三号、第二一三四八四号、第二一三四八五号、第二一三四八六号、第二一三四八七号、第二一三四八八号、第二一三四八九号、第二一三四九〇号、第二一三四九一号、第二一三四九二号、第二一三四九三号、第二一三四九四号、第二一三四九五号、第二一三四九六号、第二一三四九七号、第二一三四九八号、第二一三四九九号、第二一三五〇〇号、第二一三五〇一号、第二一三五〇二号、第二一三五〇三号、第二一三五〇四号、第二一三五〇五号、第二一三五〇六号、第二一三五〇七号、第二一三五〇八号、第二一三五〇九号、第二一三五一〇号、第二一三五一一号、第二一三五一二号、第二一三五一三号、第二一三五一四号、第二一三五一五号、第二一三五一六号、第二一三五一七号、第二一三五一八号、第二一三五一九号、第二一三五二〇号、第二一三五二一号、第二一三五二二号、第二一三五二三号、第二一三五二四号、第二一三五二五号、第二一三五二六号、第二一三五二七号、第二一三五二八号、第二一三五二九号、第二一三五三〇号、第二一三五三一号、第二一三五三二号、第二一三五三三号、第二一三五三四号、第二一三五三五号、第二一三五三六号、第二一三五三七号、第二一三五三八号、第二一三五三九号、第二一三五四〇号、第二一三五四一号、第二一三五四二号、第二一三五四三号、第二一三五四四号、第二一三五四五号、第二一三五四六号、第二一三五四七号、第二一三五四八号、第二一三五四九号、第二一三五五〇号、第二一三五五一号、第二一三五五二号、第二一三五五三号、第二一三五五四号、第二一三五五五号、第二一三五五六号、第二一三五五七号、第二一三五五八号、第二一三五五九号、第二一三五六〇号、第二一三五六一号、第二一三五六二号、第二一三五六三号、第二一三五六四号、第二一三五六五号、第二一三五六六号、第二一三五六七号、第二一三五六八号、第二一三五六九号、第二一三五七〇号、第二一三五七一号、第二一三五七二号、第二一三五七三号、第二一三五七四号、第二一三五七五号、第二一三五七六号、第二一三五七七号、第二一三五七八号、第二一三五七九号、第二一三五八〇号、第二一三五八一号、第二一三五八二号、第二一三五八三号、第二一三五八四号、第二一三五八五号、第二一三五八六号、第二一三五八七号、第二一三五八八号、第二一三五八九号、第二一三五九〇号、第二一三五九一号、第二一三五九二号、第二一三五九三号、第二一三五九四号、第二一三五九五号、第二一三五九六号、第二一三五九七号、第二一三五九八号、第二一三五九九号、第二一三六〇〇号、第二一三六〇一号、第二一三六〇二号、第二一三六〇三号、第二一三六〇四号、第二一三六〇五号、第二一三六〇六号、第二一三六〇七号、第二一三六〇八号、第二一三六〇九号、第二一三六一〇号、第二一三六一一号、第二一三六一二号、第二一三六一三号、第二一三六一四号、第二一三六一五号、第二一三六一六号、第二一三六一七号、第二一三六一八号、第二一三六一九号、第二一三六二〇号、第二一三六二一号、第二一三六二二号、第二一三六二三号、第二一三六二四号、第二一三六二五号、第二一三六二六号、第二一三六二七号、第二一三六二八号、第二一三六二九号、第二一三六三〇号、第二一三六三一号、第二一三六三二号、第二一三六三三号、第二一三六三四号、第二一三六三五号、第二一三六三六号、第二一三六三七号、第二一三六三八号、第二一三六三九号、第二一三六四〇号、第二一三六四一号、第二一三六四二号、第二一三六四三号、第二一三六四四号、第二一三六四五号、第二一三六四六号、第二一三六四七号、第二一三六四八号、第二一三六四九号、第二一三六五〇号、第二一三六五一号、第二一三六五二号、第二一三六五三号、第二一三六五四号、第二一三六五五号、第二一三六五六号、第二一三六五七号、第二一三六五八号、第二一三六五九号、第二一三六六〇号、第二一三六六一号、第二一三六六二号、第二一三六六三号、第二一三六六四号、第二一三六六五号、第二一三六六六号、第二一三六六七号、第二一三六六八号、第二一三六六九号、第二一三六七〇号、第二一三六七一号、第二一三六七二号、第二一三六七三号、第二一三六七四号、第二一三六七五号、第二一三六七六号、第二一三六七七号、第二一三六七八号、第二一三六七九号、第二一三六八〇号、第二一三六八一号、第二一三六八二号、第二一三六八三号、第二一三六八四号、第二一三六八五号、第二一三六八六号、第二一三六八七号、第二一三六八八号、第二一三六八九号、第二一三六九〇号、第二一三六九一号、第二一三六九二号、第二一三六九三号、第二一三六九四号、第二一三六九五号、第二一三六九六号、第二一三六九七号、第二一三六九八号、第二一三六九九号、第二一三七〇〇号、第二一三七〇一号、第二一三七〇二号、第二一三七〇三号、第二一三七〇四号、第二一三七〇五号、第二一三七〇六号、第二一三七〇七号、第二一三七〇八号、第二一三七〇九号、第二一三七一〇号、第二一三七一一号、第二一三七一二号、第二一三七一三号、第二一三七一四号、第二一三七一五号、第二一三七一六号、第二一三七一七号、第二一三七一八号、第二一三七一九号、第二一三七二〇号、第二一三七二一号、第二一三七二二号、第二一三七二三号、第二一三七二四号、第二一三七二五号、第二一三七二六号、第二一三七二七号、第二一三七二八号、第二一三七二九号、第二一三七三〇号、第二一三七三一号、第二一三七三二号、第二一三七三三号、第二一三七三四号、第二一三七三五号、第二一三七三六号、第二一三七三七号、第二一三七三八号、第二一三七三九号、第二一三七四〇号、第二一三七四一号、第二一三七四二号、第二一三七四三号、第二一三七四四号、第二一三七四五号、第二一三七四六号、第二一三七四七号、第二一三七四八号、第二一三七四九号、第二一三七五〇号、第二一三七五一号、第二一三七五二号、第二一三七五三号、第二一三七五四号、第二一三七五五号、第二一三七五六号、第二一三七五七号、第二一三七五八号、第二一三七五九号、第二一三七六〇号、第二一三七六一号、第二一三七六二号、第二一三七六三号、第二一三七六四号、第二一三七六五号、第二一三七六六号、第二一三七六七号、第二一三七六八号、第二一三七六九号、第二一三七七〇号、第二一三七七一号、第二一三七七二号、第二一三七七三号、第二一三七七四号、第二一三七七五号、第二一三七七六号、第二一三七七七号、第二一三七七八号、第二一三七七九号、第二一三七八〇号、第二一三七八一号、第二一三七八二号、第二一三七八三号、第二一三七八四号、第二一三七八五号、第二一三七八六号、第二一三七八七号、第二一三七八八号、第二一三七八九号、第二一三七九〇号、第二一三七九一号、第二一三七九二号、第二一三七九三号、第二一三七九四号、第二一三七九五号、第二一三七九六号、第二一三七九七号、第二一三七九八号、第二一三七九九号、第二一三八〇〇号、第二一三八〇一号、第二一三八〇二号、第二一三八〇三号、第二一三八〇四号、第二一三八〇五号、第二一三八〇六号、第二一三八〇七号、第二一三八〇八号、第二一三八〇九号、第二一三八一〇号、第二一三八一一号、第二一三八一二号、第二一三八一三号、第二一三八一四号、第二一三八一五号、第二一三八一六号、第二一三八一七号、第二一三八一八号、第二一三八一九号、第二一三八二〇号、第二一三八二一号、第二一三八二二号、第二一三八二三号、第二一三八二四号、第二一三八二五号、第二一三八二六号、第二一三八二七号、第二一三八二八号、第二一三八二九号、第二一三八三〇号、第二一三八三一号、第二一三八三二号、第二一三八三三号、第二一三八三四号、第二一三八三五号、第二一三八三六号、第二一三八三七号、第二一三八三八号、第二一三八三九号、第二一三八四〇号、第二一三八四一号、第二一三八四二号、第二一三八四三号、第二一

四号、第二四〇五号、第二四〇六号、第二四〇七号、第二四三六号、第二四三七号、第二四三八号、第二四三九号、第二四四〇号、第二四四一号、第二四四二号、第二四四三号、第二四四四号、第二四四五号、第二四四六号、第二四四七号、第二四四九号、第二四四九五号、第二四四九六号、第二四四九七号、第二四四九八号、第二四四九九号、第二四五〇〇号、第二四五〇一号、第二四五〇二号、第二四五〇三号、第二四五〇四号、第二四五〇五号、第二四五二一号、第二四五四六号、第二四五九四号、第二四五九五号、第二四五九六号、第二四五九七号、第二四五九八号、第二四六二一号、第二四六二二号、第二四六二三号、第二四六二四号、第二四六二五号、第二四六二六号、第二七二三号、第二七四〇号、第二七四一号、第二七四二号、第二七四三号、第二七四四号、第二七四五号、第二七四六号、第二七四七号、第二七四七号、第二七三〇三四号　義務制諸学校等に養護教諭を必置とするの請願

第七四二号　小中学校に養護教諭を必置とするの請願

第一一〇四号　へき地教育振興予算に関する請願

第二〇二六号　高等学校の理科教育振興に関する請願

第二一三四号、第二二五七号、第二六二〇号　学校図書館法附則第二項改正等に関する請願

第二二八五号、第二二八六号、第二二八七号、第二二八八号、第二二八九号、第二二九〇号　特殊教育振興に関する請願

第二二九一号　特殊学校寄宿舎勤務者の勤務条件改善に関する請願

第二四四八号、第二四四九号、第二四五〇号、第二四五一号、第二四五二号、第二四五三号、第二四五四号、第二四五五号、第二四五六号、第二四五七号、第三二九八号、第三三八四号　義務教育の無償実施等のための予算措置に関する請願

第二四九三号、第三〇三五号　義務教育用無償教科書の供給に関する請願

第三〇七六号　学習指導要領中の格技授業時間数増加に関する請願

第三四二五号　高校生徒急増対策に要する国庫補助わく引上げに関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十七年五月七日

文教委員長　大矢　正

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（外務委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第八八七号　米国向け輸出綿製品に対する賦課金制度実施反対の請願

第一三七九号、第一五三八号　アジア・アフリカ地域の在外公館整備拡充に関する請願

第二六〇五号　沖縄の日本本土復帰促進に関する請願

第一六〇六号　北方領土等日本国有領土の日本復帰促進に関する請願

第二〇五六号　核実験反対に関する請願

第三四四三号　クリスマス島海域における核実験阻止等に関する請願

第三五一七号　沖縄の即時日本復帰に関する請願

第三五六二号　核兵器実験停止協定成立促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十七年五月七日

外務委員長　井上　清一

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（農林水産委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一五号　農業基本政策推進に関する請願

第一六号、第八〇八号　国有林野払下げに関する請願

第八〇号、第三〇九八号、第三〇九九号、第三一二一号、第三一六一号、第三二一五号、第三二一六号、第三二一七号、第三二一四号、第三三四四号、第三三四一号、第三四九五号、第三四九六号、第三五二〇号、第三五二一号　果樹農業振興に関する請願

第八四号　食糧管理制度の現状維持に関する請願

第一五二号　農業基本法制定に基づく関連法律の早期制定に関する請願

第二一八号　国有林野開放促進に関する請願

第二五八号　農業近代化資金等の利子補給に関する請願

第四五六号　京都府舞鶴市における台風被害農業者に対する国庫助成金交付業務の調査等に関する請願

第五八四号　密漁船取締強化のため監視船配置に関する請願

第七〇一号、第七一八号　てん菜生産振興と支持価格引上げに関する請願

第七〇二号、第七一九号　土地改良事業費国庫補助増額に関する請願

第七〇三号、第七二〇号　大規模草地開発事業及び草地改良事業に関する請願

第八五四号　農業開発道路早期実現計画に関する請願

第八五五号　農林省直轄岩手山ろく大規模開墾事業早期完成に関する請願

第八五七号　岩手県岩手山ろく柳沢地区等の開田計画促進等に関する請願

第八五八号　農林省岩手山ろく国営開墾事業地区内葛根田川の橋りよう「高橋」の早期復旧に関する請願

第八七八号、第一一三九号、第一一六二号、第一二七三号、第一五四一号、第二一二八九号、第二八五三号、第三〇四四号　農業協同組合合併助成法の援助措置を同法制定前の合併組合にそ及適用するの請願

第九〇九号、第九五〇号、第九六四号、第一一五二号、第一二四八号、第一一七四二号、第一七四三号、第一七六〇号、第一七八七号、第一八四〇号、第二一〇九〇号、第二一一三六号、第二一一五〇号、第二一三〇二号、第二一三四六号、第二一七二四号、第二一七七二号　臨時肥料需給安定法等廃止反対に関する請願

第九二二号、第九四九号、第九六三三号、第一一三八号、第一一五一号、第一一七三号、第一二四九号、第一三六五号、第二一〇九一号、第二一三五号　食糧管理制度改革反対に関する請願

第九六七号、第一二七四号、第二三六九号、第二六八五号、第二七〇四号、第二七一〇五号、第二七二〇号、第二七二一号、第二七五六号、第二七七八号、第二七七九号、第二七八〇号、第二七八一六号、第二八一七号、第二八一八号、第二八一九号、第二八三五号、第二八三六号、第二八三七号、第二八三八号、第二八

四九号、第二八五〇号、第二八五一号、第二八五二号、第二八七四号、第二八七五号、第二八七六号、第二八七七号、第二八九二号、第二八九三号、第二八九四号、第二八九五号、第二九四八号、第二九四九号、第二九五〇号、第二九五一号、第二九九〇号、第二九九一号、第二九九二号、第二九九三号、第三〇二九号、第三〇三〇号、第三〇三一号、第三〇三二号、第三〇三三号、第三〇七七号、第三〇七八号、第三〇七九号、第三〇八〇号、第三一〇〇号、第三一〇一号、第三一〇二号、第三一〇三号、第三一五六号、第三一五七号、第三一五八号、第三一五九号、第三二二二三号、第三二二四号、第三二二五号、第三二二六号、第三二五八号、第三二五九号、第三二六〇号、第三二六一号、第三二七五号、第三三〇五号、第三三〇六号、第三三四二号、第三三四三号　外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

第一〇〇八号　酪農会議設置構想留保に関する請願

第一〇三〇号、第一〇九五号、第一一二一号、第一一六三号、第一二七五号、第一三四八号、第一三七一号、第一四五四号、第一五四〇号　酪農の窮状打開に関する請願

第一一七二号、第一四四二号

老朽農業用つり橋の改良事業を国庫補助の対象とするの請願

第一二七一号　造林補助単価引上げ等に関する請願

第一二七二号　鹿児島県鹿屋市上祓川、有武両町間の国有林道開設促進に関する請願

第一三五二号、第一八三九号、第一八五五号　トマト加工製品の貿易自由化延期等に関する請願

第一三五八号　新潟県出雲崎漁港修築工事促進に関する請願

第一四二五号　てん菜生産振興臨時措置法の一部改正に関する請願

第一五三〇号　日本菓子に対する沖縄の輸入課税改正等に関する請願

第一五三一号　昭和三十七年産てん菜生産者価格改定に関する請願

第一六一二号　農地及び農業用施設災害復旧費補助金の年度内交付に関する請願

第一六二一号　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助率引上げに関する請願

第一七六二号　鹿児島県内之浦町辺塚、大浦間の国有林道開設に関する請願

第一八二一号、第二一三二号、第二二九九号　千葉県青堀漁業協同組合等ののり養殖場被害補償に関する請願

第一九〇二号、第一九〇三号、第一九〇四号、第一九〇五号、第一九二八号、第一九四二号、第二一四六号　千葉県富津町ののり養殖場被害補償等に関する請願

第一九二九号、第二一六五号　千葉県青堀漁業協同組合等ののり養殖場被害補償等に関する請願

第二一〇一号　食糧管理法改正反対等に関する請願

第二二一二号　農地集団化に伴う換地処分促進に関する請願

第二二一三号　農用地内の排水施設に対する負担合理化の請願

第二二八四号　群馬県の酪農危機打開対策に関する請願

第二五六一号、第二七七〇号　冷凍さんまの滞貨一掃のための応急措置等に関する請願

第二五七八号　河川の改修、復旧工事に伴う被害漁業補償等に関する請願

第二六六七号　とん価安定施策強化に関する請願

第二七二五号　食糧管理法改正反対に関する請願

第三二一八号　食糧管理制度改正反対等に関する請願

第三二九一号　昭和三十六年産水陸稲損害評価の適正化に関する請願

第三二九二号　福岡県曲川えぶり排水機の維持管理の県移管に関する請願

第三四二六号　以東底びき網漁業完全廃止に関する請願

第三五一八号　畜産振興安定対策に関する請願

第三五六三号、第三六〇九号、第三六一〇号第三六一一号　果実の輸入自由化中止に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十七年五月七日

農林水産委員長　梶原　茂嘉

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（法務委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第八七号、第二三二七号、第二四六四号、第二四六五号、第二四九一号、第二四九二号、第二五一七号、第二五一八号、第二五二六号、第二五二八号、第二五二九号、第二五三〇号、第二五三一号、第二五三二号、第二五四五号、第二五五六号、第二五九一号、第二六三一号、第二六三二号、第二六三三号、第二六三四号、第二六三五号、第二六三六号、第二六三七号、第二六三八号、第二六三九号、第二六四〇号、第二六四一号、第二六四二号、第二六四三号、第二六四四号、第二六四五号、第二六四六号、第二六四七号、第二六四八号、第二六九四号、第二八一〇号、第二八二一号、第二八二二号、第二八四七号、第三三四五号、第三三四〇二号、第三六〇一号　裁判所法附則第三項改正に関する請願

第一七〇〇号　浦和家庭裁判所独立に関する請願

第二〇五一号　東京法務局足立出張所移転反対に関する請願

第二〇五二号　東京法務局江戸川出張所移転拡張に関する請願

第二〇五三号　鹿児島県西之表市に鹿児島地方裁判所支部等設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十七年五月七日

法務委員長　松野　孝一

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（建設委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第八六号　熊本県鮎ノ瀬ダム早期実現に関する請願

第一四九号　公営住宅建築基準単価引上げ等に関する請願

第一五一号　第二室戸台風による災害の早期復旧に関する請願

第一五六号　住宅建設促進に関する請願

第一六七号　二級国道一一〇号線と一一二号線との連結国道新設に関する請願

第二二〇号　道路整備に関する請願
第二五九号　積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法に基づく除雪作業経費国庫補助の請願
第二六〇号　第二室戸台風等による被害対策に関する請願
第七〇六号、第七二三号　一級国道二十号線整備促進に関する請願
第八五九号　一級国道四号線舗装工事促進に関する請願
第八六一号　岩手県四十四田ダム建設に伴う代替地の補償等に関する請願
第八八九号　県道花巻六郷線改良工事施行促進に関する請願
第一一〇二号　国土開発縦貫自動車道九州自動車道建設促進に関する請願
第一一〇三号　昭和三十七年度道路予算に関する請願
第一二九三号　鹿児島県内の一級及び二級国道全線早期舗装等に関する請願
第一七八二号、第二九四四号、第二九六四号　建設業法施行令改正に関する請願
第二六六六号　佐野行田線、館林寺岡線両道路の舗装工事等施行促進に関する請願
第三五三五号　門司駅、恒見間幹線道路建設促進に関する請願
第三五五八号、第三五五九号、第三五七六号、第三五七七八号、第三五七九号、第三五八〇号　宅地建物取引業法の一部改正に関する請願
第三五八一号　茨城県久慈川改修工事等促進に関する請願
第二九六三号　名神高速道路高架下空地貸与等に関する請願
（別紙意見書案添付）

二、議院の会議に付するを要しないもの。

第一〇八号、第一〇九号、第一一〇号　一部事務組合に工業団地取得造成のための土地収用権附与に関する請願
第二二〇一号　福島県常磐市の立体交差橋建設場所移転に関する請願
第二六八二号　都市計画に基づく東京都昭和通り横断道路廃止変更に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十七年五月七日
建設委員長　大河原一次
参議院議長松野鶴平殿

意見書案

名神高速道路高架下空地貸与等に関する請願（第二九六三号）

本請願の願意のうち高架下空地貸与に関しては、請願者の願意が当該事業の被補償者に該当する場合においては妥当なるものと認める。

昭和三十七年五月七日
参議院議長　松野　鶴平
内閣総理大臣池田勇人殿

審査報告書（運輸委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一四号　国鉄野岩羽線建設等促進に関する請願
第五〇号、第三二八九号、第三三〇七号、第三三二一号、第三四一七号、第三六〇七号　観光事業の一大拠点として箱根町畑引山に国際会議場建設の請願
第七四号、第一一三号、第一三七号、第一六五号、第二七五号、第二八二号　老人の国鉄運賃割引実施に関する請願
第九一号、第二二七号、第三九三号、第一八九一号　戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律による乗車券の家族共用に関する請願
第一〇五号　国鉄赤穂線の全線開通促進等に関する請願
第二二四号、第三四七号　宇野、高松間海峡鉄道早期実現に関する請願
第三二六号　国道バス近城線に停留所増設の請願
第七〇四号、第七二一号　国鉄軽井沢、長野両駅間鉄道電化促進に関する請願
第七〇五号、第七二二号　国鉄甲府、長野両駅間鉄道の複線電化実現に関する請願
第七五三号、第七五四号、第七五五号、第八四七号　岩日線広瀬、日原両駅間鉄道敷設に関する請願
第八〇二号　国鉄野岩羽線建設促進に関する請願
第八〇三号　磐越東線輸送体形強化改善促進に関する請願
第八〇四号　野沢、西方線鉄道開設促進に関する請願
第八〇五号　国鉄会津線にジーゼル準急列車運行の請願
第八〇六号　国鉄水戸、福島両駅間観光準急列車運行に関する請願
第八六三号　東北本線盛岡駅以北の電化、複線工事実現促進に関する請願
第八六四号　生橋線雫石、橋場駅撤去区間の早期復活に関する請願
第一一〇六号　鹿児島本線の列車増発に関する請願
第一二九二号　鹿児島港湾改修事業の早期完成等に関する請願
第一五四三号　鉄道駅出札口装置改善に関する請願
第一六〇〇号　熊本県内の鉄道複線化等に関する請願
第一七六四号　鹿児島県有明湾沿岸に港湾設置の請願
第一七六五号　国鉄国分、海潟両駅間鉄道敷設工事促進に関する請願
第二〇三四号、第二一四四号　鹿児島本線の複線化等に関する請願
第二一二七号　陸羽東線鉄道貨物輸送集約取扱制度実施中止等に関する請願
第二三五〇号　地下高速鉄道建設工事に伴う損失補償の請願
第二三七二号　国電京浜東北線蕨、南浦和両駅間に新駅設置の請願
第二三九一号、第二四一五号　国鉄油須原線建設等促進に関する請願
第二五八〇号　三陸沿岸縦貫鉄道の建設線編入に関する請願
第二六〇三号　唐津、呼子、伊万里線の国鉄新線建設予定線を調査線へ格上げに関する請願
第二七三六号、第二七八六号、第二八七三号、第二八八二号、第二九五七号、第三二一四号、第三二七七号、第三三二〇号、第三三五二号　広島県尾道市防地口付近に旅客専用停車場設置の請願
第二七六九号　国鉄生橋線の復旧事業等促進に関する請願
第二八三〇号　羽越本線道川、羽後亀田両駅の貨物取扱い廃止、統合中止に関する請願
第三一九六号　線路傷害、踏切事故防止に関する請願
第三二四七号　踏切道改善に関する請願
第三二六六号、第三二六七号、第三二六八号、第三三五四号、第三三五五号、第三三五六号、第三三五七号、第三三五八号、第三三五九号、第三三六〇号、第三三六一号、第三三六二号、第三三六三号、第三三六四号、第三四一五号、第三四一六号、第三四四二号　個人タ

クシー免許条件改正に関する請願
第三五三四号　海運政策確立に関する請願
第三六〇八号　公、私営バス運賃の現行維持等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十七年五月七日
運輸委員長　村松　久義
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（大蔵委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第七号、第二九号、第三〇号、第三一号、第五七号、第九二号、第一九三号、第二六五号、第二六八号、第二七七号、第二七八号、第三一八号、第三一九号、第三九九号、第四四五号、第四五八号、第四五九号、第四六〇号、第五七二号、第五八八号、第九八九号、第一〇八七号　清涼飲料、し好飲料の物品税改廃に関する請願
第二七号、第二八号、第三二号、第三三号、第四一号、第五八号、第九三号、第一九四号、第一九五号、第二〇一号、第二〇二号、第二六六号、第二六七号、第二七九号、第三〇五号、第三二〇号、第三二二号、第三二三号、第三四一号、第三四二号、第三六二号、第三六三号、第三六四号、第四〇〇号、第四六一号、第四六二号、第四六三号、第四六四号、第四九三号、第八七三号、第九九〇号、第一二五五号　し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願
第五九号、第六〇号、第六一号、第六二号、第六三号、第六四号、第六五号、第六六号、第六七号、第六八号、第六九号、第七〇号、第七一号、第七二号、第七三号、第二一五号、第二一六号、第三〇六号、第一九〇九号　写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願
第九〇号、第一六三六号　たばこ販売手数料引上げに関する請願
第一五七号　袋物類の物品税撤廃に関する請願
第一九一号、第三〇四号、第九一六号、第九四二号、第九四三号、第九四四号、第九九一号、第一一九一号、第一三七六号、第一七四四号、第二二五六号、第二五六三号、第二五七三号、第二五九二号、第二六〇四号、第二六四九号、第二六五〇号、第一六五一号、第二六五二号、第二六五三号、第二六九一号、第二六九二号、第二六九三号、第二七一五号、第二七三三号、第二七六一号、第二七六二号、第二七八七号、第二一八六〇号、第二九九七号、第三〇一号、第三一九四号、第三三五〇二号、第三五〇三号、第三五〇四号　音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
第二一四八号　演劇の入場税撤廃に関する請願
第三二四六号　たばこ価格引下げ等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十七年五月七日
大蔵委員長　棚橋　小虎
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（内閣委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第一〇号、第二二号、第二三号、第二四号、第三九号、第四七一号、第五二号、第五三号、第五四号、第五五号、第五六号、第九六号、第九七号、第九八号、第九九号、第一〇〇号、第一〇一号、第一一四号、第一二四号、第一二五号、第一二六号、第一二七号、第一二九号、第一三二〇号、第一三二号、第一三三号、第一五九号、第一六〇号、第一六八号、第一六九号、第一七〇号、第一七一号、第一七三号、第一七二号、第一七五号、第一七六号、第一七七号、第一七八号、第一九六号、第二〇四号、第二〇五号、第二〇六号、第二〇七号、第二〇八号、第二一九号、第二二四号、第二二五号、第二二六号、第二二七号、第二二八号、第二二九号、第二四五号、第二四八号、第二四七号、第二五〇号、第二五二号、第二五三号、第二七一号、第二七二号、第二七四号、第二八〇号、第二八三号、第二八四号、第二九九号、第三〇〇号、第三〇九号、第三〇一号、第三一六号、第三二五号、第三三四号、第三四五号、第三四四号、第三五一号、第三五二号、第三五三号、第三五四号、第三五五号、第三五六号、第三五七号、第三五八号、第三五九号、第三六〇号、第三六一号、第三六二号、第三六三号、第三六四号、第三七九号、第三八七号、第三九七号、第四〇三号、第四〇六号、第四一一号、第四二七号、第四四五号、第四四六号、第四四七号、第四七三号、第四七六号、第四七七号、第五〇八号、第五二九号、第五三〇号、第五七五号、第五八六号、第五八七号、第六〇一号、第六〇二号、第六一八号、第六二〇号、第六五二号、第六七一号、第六八四号、第七〇八号、第七二四号、第七四八号、第七六六号、第七九七号、第八一四号、第八一五号、第八一七号、第八三一六号、第八三一号、第八六八号、第八六九号、第九〇一号、第九〇二号、第九二六号、第九二九号、第九五八号、第九八一号、第一〇二二号、第一〇五四号、第一〇七一号、第一〇七九号、第一一二四号、第二二九号、第二四五号、第二四七号、第二四八号、第二五〇号、第二五二号、第二五三号、第二七一号、第二七二号、第二七四号、第二八〇号、第二八三号、第二八四号、第二九九号、第三〇〇号、第三〇一号、第三一六号、第三二五号、第三三四号、第三四五号、第三四四号、第三五一号、第三五二号、第三五三号、第三五四号、第三五五号、第三五六号、第三五七号、第三五八号、第三五九号、第三六〇号、第三六一号、第三六二号、第三六三号、第三六四号、第三七九号、第三八七号、第三九七号、第四〇三号、第四〇六号、第四一一号、第四二七号、第四四五号、第四四六号、第四四七号、第四七三号、第四七六号、第四七七号、第五〇八号、第五二九号、第五三〇号、第五七五号、第五八六号、第五八七号、第六〇一号、第六〇二号、第六一八号、第六二〇号、第六五二号、第六七一号、第六八四号、第七〇八号、第七二四号、第七四八号、第七六六号、第七九七号、第八一四号、第八一五号、第八一七号、第八三一六号、第八三一号、第八六八号、第八六九号、第九〇一号、第九〇二号、第九二六号、第九二九号、第九五八号、第九八一号、第一〇二二号、第一〇五四号、第一〇七一号、第一〇七九号、第一一二四号、

第一一二七号、第一一四〇号、第一一四八号、第一一五八号、第一一二一九号、第一一二四二号、第一一二八四号、第一二八五号、第一三一〇号、第一三五一号、第一五四六号、第一五四七号、第一七一五号、第一七二七号、第一八〇四号、第一八四六号、第二二七五号、第二五三八号、第二七八四号、第二八五七号　恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

第二五号、第二六号、第九四号、第九五号、第一八〇号、第一八一号、第一八二号、第二〇三号、第二七〇号、第三〇八号、第三二四号、第三四九号、第五八五号、第六七四号、第三六〇二号　傷病者の増加恩給等是正に関する請願

第一二三号、第一七九号、第五九九号、第七四九号、第八一八号、第八七〇号、第九三〇号、第九五一号、第九五四号、第九六五号、第九七〇号、第九七五号、第九七六号、第九七七号、第一〇七二号、第一〇八〇号、第一〇八一号、第一一一七号、第一一一四一号、第一一四七号、第一一九二号、第一一九三号、第一一六二号、第一八四八号、第一九九八号、第二三六四号、第二五六九号、第二六七〇号、第二七五九号、第二七八三号、第二八四三号、第二一八六二号、第三四〇一号、第三六〇三号　恩給引上げに関する請願

第三九六号、第七九九号、第八三八号、第八九二号、第一〇六九号、第一一九四号、第一三七七号、第一八一二号、第一九四九号、第二二三一号、第二二五八号、第二一二六五号、第二三七九号、第二四一〇号、第三五五六号　恩給引上げ等に関する請願

第四〇八号　福岡県大野町田屋部落の米ジェット機爆音被害救済に関する請願

第五六三号、第一七二六号　米軍水戸対地射爆撃場返還に関する請願

第五七六号　恩給法の一部改正に関する請願

第五七九号、第六七三号、第七九六号、第八三九号、第一四二二号、第一六三八号、第一七一六号、第一七三〇号、第一七四五号、第一八八六号、第一八八七号、第一九一七号、第二二七九号、第二三六五号、第二二七三二号　元満州国官吏の恩給に関する請願

第九二七号、第九三一号、第九三二号、第九三三号、第九五七五号、第九五六号、第九五七六号、第九六六号、第九七一号、第九七二号、第九七三号、第九七四号、第九七八号、第九七九号、第九八〇号、第一〇二〇号、第一〇二三号、第一〇二四号、第一〇二五号、第一〇二六号、第一〇三一号、第一〇三二号、第一〇三三号、第一〇三四号、第一〇三五号、第一〇四九号、第一〇五〇号、第一〇五一号、第一〇五二号、第一〇五三号、第一〇六六号、第一〇七〇号、第一〇八二号、第一〇八三号、第一〇八四号、第一〇八五号、第一〇八六号、第一一一三号、第一一一八号、第一一一二号、第一一一三号、第一一二八号、第一一二九号、第一一三〇号、第一一三一号、第一一四二号、第一一四三号、第一一四九号、第一一五四号、第一一五五号、第一一五六号、第一一五七号、第一一七〇号、第一一七一号、第一一九六号、第一一九七号、第一一九八号、第一一九九号、第一二〇一号、第一二〇二号、第一二〇四号、第一二〇七号、第一二〇七九号、第一二八〇号、第一二八一号、第一二八二号、第一二八三号、第一三〇四号、第一三〇九号、第一三〇八号、第一三二二号、第一三三三号、第一三三八号、第一三四〇号、第一三四一号、第一三四七号、第一三五九号、第一三六三号、第一三六六八号、第一三七二号、第一三七四号、第一三七五号、第一四三六号、第一四三七号、第一四三八号、第一四三九号、第一四三九号、第一四五五号、第一四五六号、第一五二一号、第一五三四号、第一五四九号、第一五四八号、第一五九七号、第一六三一号、第一六九六号、第一六九七号、第一七一七号、第一七二八号、第一七四六号、第一七五二号、第一七五三号、第一七八六号、第一八三七号、第一八三八号、第一八四七号、第一八五八号、第一八八九号、第一八九五号、第一九三七号、第一九四八号、第一九五〇号、第一九五八号、第一九八五号、第一九九九号、第二〇三八号、第二〇三九号、第二〇八五号、第二一一六号、第二一二八号、第二一二四九号、第二二〇二号、第二一七九号、第二二〇六号、第二二〇三号、第二二〇九号、第二二二六四号、第二二四九号、第二二七六号、第二二七七号、第二二七八号、第二三〇七号、第二三一三号、第二三三四五号、第二三三七三号、第二三七五号、第二五七〇号、第二七一四号、第二八九一号、第三二三三号、第三四〇五号、第三五七七号　恩給受給者等の処遇改善に関する請願

第九五二号　恩給受給者の処遇改善に関する請願

第九八二号、第一一九五号、第一三四六号、第一五三三号、第一六〇三号、第一六九九号、第一八二三号、第一八八八号、第二〇四〇号、第二一五〇号、第二四八七号　恩給、扶助料受給者の処遇改善に関する請願

第九九七号　新潟県浦川原村の旧下保倉村地区の寒冷地手当引上げに関する請願

第九九八号　福岡県粕屋郡内の公務員暫定手当地域是正に関する請願

第一一六五号、第一八五九号、第二一二五号　旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願

第一二〇二号、第一四三三号、第一五二二号　暫定手当の本俸繰入れに関する請願

第一二五〇号　国家公務員の賃金引上げ等に関する請願

第一二五一号　法務省勤務職員の定員大幅増員等に関する請願

第一三一九号、第一三六六号　元外地鉄道職員に対する国家公務員共済組合法等の特例制定に関する請願

第一三五四号　恩給の仮定俸給引上げ等に関する請願

第一四三二号、第一五八五号、第一五九三号、第一七一〇号、第一七三六号、第一八九三号、第一九三六号、第二二五二号、第二二〇六八号、第二五三号、第二五四一号、第二五四二号、第二一五八八号、第二六〇七号、第二七〇〇号、第三二一三号、第三三一七号、第三三八七号　元南満州鉄道の職員に関する恩給法等の特例制定に関する請願

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(331)三三一―三九官報課

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十七年五月七日

○第四十回国会 参議院会議録追録（その二）

○審査報告書
〔第二十二号参照〕

審査報告書（内閣委員会第一号）

第一五三六号　寒冷地手当支給率改定に関する請願
第一五三七号、第一五八四号　山形県庄内地区の寒冷地手当級地引上げ等に関する請願
第一六九八号　山形県河北町溝延、西里両地区の寒冷地手当級地引上げに関する請願
第一八〇二号、第一八〇三号　福島県船引町等の寒冷地手当級地引上げに関する請願
第一八四五号、第二九四六号、第二九七三号　旧令による共済組合等からの年金制度改善に関する請願
第一八六〇号　恩給増額等に関する請願
第二一四五号、第二三二五号、第二三二六号、第二五三九号、第三一九三号、第三三二三号、第三五六六号、第三四六七号、第三五五四号　国有林に働く労働者の雇用安定等に関する請願
第二一六七号　福島県会津坂下町の寒冷地手当級地引上げに関する請願
第二一六八号　福島県大越町牧野、栗出両地区の寒冷地手当級地引上げに関する請願
第二一六九号　福島県飯坂町の寒冷地手当級地引上げに関する請願
第二一七〇号　福島県平田村の寒冷地手当級地引下げに関する請願
第二一七一号　福島県熱海町の寒冷地手当級地引上げに関する請願
第二一八二号、第二二〇四号　栃木県内市町村の寒冷地手当級地指定等に関する請願
第二一九九号　福島県本郷町の寒冷地手当級地引上げに関する請願
第二二八二号　福島県の寒冷地手当級地引上げ等に関する請願
第二四〇九号、第二五〇七号　暫定手当の本俸繰入れ促進等に関する請願
第三〇八四号　寒冷地手当支給率改正等に関する請願
第三〇九一号　元南満州鉄道職員の恩給に関する請願
第三二三四号　山形県寒河江市旧寒河江町等の寒冷地手当級地引上げに関する請願
第三三八六号、第三五五二号　公務員の賃金引上げ等に関する請願
第三四六八号　建設省立山砂防工事従事職員に別居手当支給の請願
第三五五五号　国立大学教官の待遇改善に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十七年五月七日
内閣委員長　河野　謙三
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（社会労働委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第一三号、第八〇〇号　し尿処理場並びにじんあい焼却場設置事業費国庫補助増額等に関する請願
第四四号　厚生省医務局に看護課設置の請願
第八五号、第一九八号、第二九五号、第三一一号、第三一二号、第五二七号、第五九五号、第一七八〇号　失業対策事業の根本的改正に関する請願
第一一二号　精神薄弱者対策促進に関する請願
第一四五号　各市のレントゲン車購入費国庫補助に関する請願
第一四六号　小児マヒの予防並びに治療に係る法令改正に関する請願
第一四七号　清掃施設並びにし尿消化そう整備事業促進等に関する請願
第一四八号　上下水道事業の整備拡充に関する請願
第一六六号　日本住血吸虫病予防のための諸事業費の国庫負担率引上げに関する請願
第一八八号　各種健康保険の統合に関する請願
第一九〇号　職業訓練法第三十四条改正等に関する請願
第二六三号　命令入所に伴う結核患者の治療費完全公費負担に関する請願
第二九六号　国立療養所等の給食費引上げに関する請願
第三一一三号　社会福祉施設に対し「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」適用等の請願
第四二八号、第四五〇号、第四七〇号、第四七一号、第四八〇号、第四八一号、第四八二号、第四八三号、第四八四号、第四八五号、第四九九号、第五〇〇号、第五〇一号、第五〇二号、第五〇九号、第五一三号、第五二一号、第五二二号、第五二三号、第五二四号、第五二六号、第五四二号、第五四三号、第五四四号、第五四五号、第五四七号、第五五〇号、第五五三号、第五六七号、第五六八号、第五六九号、第五九二号、第五九三号、第五九四号、第六一一号、第六一二号、第六一三号、第六一四号、第六一六号、第六二一号、第六二九号、第六三二号、第六三九号、第六四〇号、第六四五号、第六四九号、第六六九号、第六七〇号、第七六一号、第八四五号、第八七五号、第九六〇号、第一一〇八号、第一一二〇号、第一二一七号、第一二四五号、第一三〇二号、第一四四〇号、第一八一六号、第三五三九号　民間社会福祉施設従事者の処遇改善に関する請願
第四二九号、第四三〇号、第四六五号、第五六五号、第五六六号　社会福祉事業従事者の待遇並びに労働条件改善に関する請願
第四三一号、第四三二号、第四六六号、第五六四号　社会福祉拡充のための予算増額に関する請願
第四三三号、第四三四号、第四六八号、第四六九号、第四八六号、第四八七号、第四八八号、第四八九号、第四九〇号、第四九一号、第四九四号、第四九五号、第四九六号、第四九七号、第四九八号、第五〇七号、第五一一号、第五一四号、第五一五号、第五一六号、第五一七号、第五一八号、第五一九号、第五一〇号、第五三七号、第五三八号、第五三九号、第五四〇号、第五四一号、第五四八号、第五四九号、第五五一号、第五五二号、第五七〇号、第五七一号、第五八二号、第五八九号、第五九〇号、第五九一号、第六〇七号、第六〇八号、第六〇九号、第六一〇号、第六

一七号、第六二四号、第六二六号、第六二七号、第六三一号、第六四一号、第六四二号、第六四六号、第六四八号、第六七一号、第六七二号、第七六二号、第八一九号、第八四六号、第八七六号、第九六一号、第一一〇九号、第一二一八号、第一二四六号、第一三〇三号、第一三三〇号、第一八一五号、第三五四〇号、第三五四一号、第三五四二号　低所得階層対策充実等に関する請願

第七〇〇号、第七一七号　児童福祉法に基づく措置費増額の請願

第七四七号　老人の福祉増進に関する請願

第八一二号　保母の給与引上げ等に関する請願

第八五二号　岩手県八幡平地域に国定スキー場設置の請願

第八五三号　へき地診療施設に対する国庫補助増額の請願

第八九七号　国立療養所の看護婦増員等に関する請願

第九四七号、第九九四号、第一〇七三号、第一三一六号、第一三三六号、第一三四四号、第一四四一号、第一五九一号、第一七二〇号、第一七二一号、第一七七二号、第一八四三号、第一八五一号、第一八五二号、第一九一六号、第二〇六五号、第二一八四号、第二一八五号、第二一八六号、第二一八七号、第二一八八号、第二一八九号、第二二一六号、第二二三五号、第二二三六号、第二二三七号、第二二三八号、第二二三九号、第二二四〇号、第二二四一号、第二二四二号、第二二四三号、第二二四四号、第二二四五号、第二二四六号、第二二四七号、第二八六八号、第二九七四号、第二九七五号、第二九七六号、第二九七七号、第三〇二五号、第三一六二号、第三二四四号、第三三六九号、第三三八九号、第三四九九号、第三五二三号、第三五八三号　医業類似行為の制度化に関する請願

第一〇〇六号　福岡県粕屋郡内生活保護基準地域の二級地変更に関する請願

第一五三九号、第一七一一号、第一七八八号、第一七八九号、第一七九〇号、第一七九一号、第一八一七号、第一八一八号、第一八一九号、第一八二〇号、第一九〇〇号、第一九〇一号、第二〇一六号、第二一九〇号　原爆被害者救援に関する請願

第一六一六号　鹿児島県鹿屋市に国民宿舎建設の請願

第一六二三号　災害救助法を適用されない一般災害の場合の生活保護者のための仮設住宅建設に関する請願

第一六四六号　失業対策事業等実施に伴う炭鉱地域の市の行財政援助措置に関する請願

第一七三二号、第一七三三号、第一七四一号、第一八三五号、第一八五四号、第一八八二号、第一九六〇号、第二〇一五号、第二一〇七号、第二三一〇号、第二三五六号、第二三五七号、第二三八八号、第二八六七号、第二九九五号、第三一二七号　離島の無医村対策等に関する請願

第一七三八号、第二七三七号、第二九四二号、第二九八四号　日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願

第一七七四号、第一七七五号、第一七七六号　原爆被害者援護法制定に関する請願

第二〇二〇号、第二〇二一号、第二一〇八号、第二一九三号、第二二三一号　健康保険の内容改善に関する請願

第二〇二二号　男子看護人の名称改正に関する請願

第二〇二三号、第二〇二四号、第二一一〇号、第二一九二号、第二二二二号　医師、看護婦の増員等に関する請願

第二〇二五号、第二〇六一号、第二〇六二号、第二一一四号、第二一九五号、第二二三五号　結核回復者対策確立に関する請願

第二〇五九号、第二〇六〇号、第二一一一号、第二一九四号、第二二二三号　結核予防法の内容充実等に関する請願

第二〇六三号、第二〇六四号、第二一一二号、第二一九六号　国立病院等の給食費引上げに関する請願

第二一〇五号、第二三四二号、第三〇七二号　小児マヒ対策促進等に関する請願

第二一七七号、第二二六一号　業務外せき髄損傷患者救済に関する請願

第二三五二号　国立らい療養所の患者関係予算増額等に関する請願

第二三八五号、第二四七五号、第二四八二号、第二四八三号、第二四八四号、第二五一〇号、第二五七四号、第二五七五号、第二五八二号、第二六五八号、第二六七五号、第二六七六号、第二六八七号、第二七〇一号、第二七〇二号、第二七一三号、第二七二二号、第二七二八号、第二七二九号、第二七四九号、第二七六四号、第二七九四号、第二七九五号、第二七九六号、第二八二一号、第二八二二号、第二八七〇号、第二八七一号、第二八七二号、第二八八八号、第二八八九号、第二九四〇号、第二九四一号、第三〇〇一号、第三〇〇二号、第三〇七四号、第三〇七五号、第三〇八六号、第三二〇七号、第三二〇八号、第三二四一号、第三二四二号、第三二四三号、第三二八二号、第三三八三号、第三三一四号、第三三一五号、第三三二七号、第三三六八号、第三三七一号、第三四一一号、第三四二八号、第三四二九号、第三四三〇号、第三四四四号、第三四四五号、第三四九二号、第三五七四号、第三五八五号　老人福祉法制定に関する請願

第二四七三号　結核予防法による命令入所予算増額等に関する請願

第二四七四号　生活保護法の被保護者に盆見舞金支給等の請願

第二六九五号　業務外せき髄損傷患者援護に関する請願

第二九八九号　重度し体障害者対策に関する請願

第三四二〇号　社会保険診療の地域差撤廃に関する請願

第三四二四号　国立宮崎療養所改築に関する請願

第三四六一号、第三四六二号、第三四九三号、第三五三一号、第三五七三号　国立箱根療養所に重度せき髄損傷の戦傷病者専用病とう建設に関する請願

第三四六三号　保育所予算増額に関する請願

第三五一一号　失業対策労務者の賃金引上げ等に関する請願

第三五七〇号、第三五七一号、第三五七二号、第三五九二号、第三五九三号　宗教法人立保育施設の取扱い等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十七年五月七日

社会労働委員長　高野　一夫

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医療保険及び年金事業の適切かつ合理的な運営を図るため、厚生省の外局として社会保険庁を設置し、また、援護局の未帰還調査部を廃止し、医療制度調査会の存続期間を延長するとともに、厚生省の定員を六百七十八人増員しようとするもの等であつて、その措置は妥当と認める。

二、費用

本法律案に伴う昭和三十七年度の経費は、定員外職員の定員化及び新規増員に伴い一億七百六十一万円を要する。

審査報告書

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年五月七日

内閣委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、防衛庁の職員の定員を二千七百六十八人増加し、防衛庁本庁の建設本部と調達庁とを統合して、防衛施設庁を新設し、その権限、組織、所掌事務、身分取扱い等について定めるとともに、航空自衛隊に術科教育本部を新設する等であつて、その措置は妥当と認める。

なお、別紙のごとき附帯決議が附された。

二、費用

本法律案の施行に要する経費及びその他必要な経費として、増勢分の歳出予算、三十二億九千七百十三万三千円、国庫債務負担行為（後年度負担額）百十八億二千五百九十四万七千円及び継続費の昭和三十八年度以降の年割額の増加二十七億一千八百九十五万二千円が昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

防衛施設庁に統合される調達庁職員の身分取扱等については、その職務の性質に鑑み、次期国会において一般職とすること。

右決議する。

○調査報告書

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

内閣委員長　大谷藤之助

参議院議長松野鶴平殿

調査報告書

国の防衛に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

内閣委員長　大谷藤之助

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、表記の件に関し第三十九回国会において、調達庁の機構に関する件について藤枝防衛庁長官及び関係当局に対し、郵政事業の監察に関する件について川島行政管理庁長官、迫水郵政大臣及び関係当局に対し、公務員の定員に関する件について関係当局に対し質疑を行なつた。

次いで閉会中においては、恩給に関する件及び公務員の暫定手当に関する件について関係当局に対し質疑を行なつた。

経過の概要

本委員会は、表記の件に関し第三十九回国会において、太田大泉米軍飛行場の返還に関する件及び海上自衛隊白井航空基地拡張に関する件について藤枝防衛庁長官及び関係当局に対し質疑を行なつた。

次いで閉会中においては、太田大泉米軍飛行場の返還に関する件及び北富士演習場の補償に関する件について藤枝防衛庁長官及び関係当局に対し質疑を行なつた。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

地方行政委員長　小幡　治和

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十九回国会から同国会閉会後にわたり、地方行政の改革に関する調査の一環として、主として左記事項に関し、政府当局に対し質疑を行なう等鋭意調査を進めたが、その対象が広汎多岐にわたつているため調査を終了するに至らなかつた。

記

一、定数外職員の身分取り扱いに関する件

二、学力テストの実施と教育公務員の職務に関する件

三、高等学校生徒急増対策に関する件

四、北海道における集中豪雨及び森町の大火並びに台風二十四号による被害状況及び災害対策に関する件

五、公安条例改正に関する件

六、選挙の事前運動と取締に関する件

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

法務委員長　松野　孝一

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会においては、本件調査について第三十九回国会開会中本委員会の審査に資するため先ず昭和三十七年度法務省及び裁判所関係予算概算要求について説明を聴取し、さらに被疑事件の処理状況に関し、特に九州産業交通株式会社の経理不正事件について植木法務大臣及び当局に質し、又人権問題についても新宿自動車教習所の労働争議の際に生じた問題について当局から事情を聴取し検討を加えるとともに、閉会中においては、会期中に続いて被疑事件の処理状況について当局に質したほか、公安調査庁の調査活動に関し特に岡山県において公安調査官が行なつたスパイ要請事件について当局から説明を聴いた後質疑を行なつて来たが、いずれも今期閉会中に調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国際情勢等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

外務委員長　近藤　鶴代

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会において、第三十九回国会開会中、在外邦人の身辺保護、ビルマ賠償、北方領土問題及び核実験問題等の当面せる国際情勢に関する諸問題について、小坂外務大臣、植木法務大臣及び三木科学技術庁長官の見解を質すとともに、政府委員から説明を聴取し調査を行なつた。

次いで、閉会中においては茨城県那珂湊の射爆場返還問題について、小坂外務大臣、三木科学技術庁長官の見解を質すとともに、外務省当局から説明を聴取し調査を行なつてきたのであるが、未だ調査を終了するに至つていない。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

大蔵委員長　大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本調査に関して、当委員会は第三十九回国会中に、金融行政及び証券行政に関する件について政府当局より説明を聴取し質疑を行なつた。

次いで今閉会中に、委員を二班に分ち、近畿及び北陸地方等に派遣し実地調査を行なつた。

なお、各種調査資料の収集等を行なつたのであるが、その対象が広範多岐にわたつており調査すべき事項が多いため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

文教委員長　平林　剛

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十九回国会開会中において、文部省の行なつた学力調査に関する件、工業高等専門学校新設に関する件及び東京オリンピック開催の準備等の諸件について文部省をはじめ関係当局に対して質疑を行なつた。

また、第三十九回国会閉会中においては、大学、高等学校、企業内訓練施設及び文化財保護等の実情調査のため、特に近畿地方に委員派遣を行なつた。

しかしながらこれらの調査はいずれも広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

社会保障制度に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

社会労働委員長　谷口弥三郎

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第三十九回国会においては、本調査の一環として、一般厚生行政、厚生行政の基本方針、病院の管理及び看護、身体障害者の福祉、国民健康保険の国庫負担等に関する決議等の諸問題について政府当局から説明を聴取し質疑を行ない、特に身体障害者の福祉の問題については参考人の出席を求め意見を聴取した。

なお閉会中福岡県及び大分県に委員を派遣し厚生行政の実情を調査したが、特に大分県においては、去る十月の豪雨による被害の状況とその対策を調査した。

右の外、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

労働情勢に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

社会労働委員長　谷口弥三郎

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第三十九回国会においては、本調査の一環として、労働行政の基本方針、駐留軍労務者の問題、港湾労働者の問題、身体障害者雇用促進法の施行状況、雇用促進事業団の運営等の諸問題について政府当局から説明を聴取し質疑を行なつた。

なお、閉会中委員を福岡県及び大分県に派遣し地方における労働行政の実情を調査したが、特に福岡県においては炭鉱離職者及び駐留軍離職者の状況とその対策を中心に調査を行なつた。

右の外、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査報告書

農林水産政策に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

農林水産委員長　仲原　善一

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十九回国会中において、本件に関し、農林水産業の基本政策、食糧管理等の事項について参考資料を収集し、政府当局から説明をきく等調査に努めた。

閉会中においては、農林畜水産関係物資の運賃及び第三十九回国会に成立した農林水産関係法律の施行状況について同様調査に努めた。しかしながら、本調査はその対象が広汎多岐にわたり、かつ期間の短かかつたこともあつて、調査を結了するに至らなかつた。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

商工委員長　山本　米治

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会においては、第三十九回国会及びこれに続く閉会中「産業貿易及び経済計画等に関する調査」に関し、主として左の事項について政府関係者の出席を求め質疑を行ない、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたり、かつ、調査の期間も短かかつたため、結論を得るに至らなかつた。

調査項目

一、通商産業政策に関する件

一、経済計画に関する件

一、科学技術政策に関する件

一、特定物資の貿易自由化問題に関する件

一、地下資源開発問題に関する件

なお、国内地下資源開発促進に関する決議を行なつた。

調査報告書

運輸事情等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

運輸委員長　前田佳都男

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、今国会開会中及び閉会中において、日本国有鉄道の運営に関する件、都市交通に関する件、港湾及び海運に関する件等について、運輸省及び関係当局から説明を聴き、資料の提出を求めて調査を行

なつたが、未だ調査を終了することができなかつた。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

通信委員長　白井　勇

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十九回国会閉会中並びに閉会中において、郵政事業、電気通信事業、電波監理及び放送等の諸問題につき、郵政大臣より説明を聴取し、鋭意調査を進めてきたのであるが、調査期間も少なく結論をうるに至らなかつた。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

建設委員長　後藤　義隆

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会においては、第三十九回国会閉会中本件調査に関し、先ず、第二室戸台風による公共土木施設等被害状況並びにその対策について調査を行なつたのをはじめ、道路整備五ケ年計画策定に関する諸問題、公営住宅建設単価是正問題及び建設省関係職員の定員及び定員化問題等の各般にわたつて所要の調査を行なつた。ついで同閉会中においては、市街地改造事業実施状況及び全建労組の労働関係諸問題についても調査を行なつたほか、水資源開発状況等の実情調査、大分県下災害復旧事業等実情調査のためそれぞれ委員派遣を行なう等建設事業並びに建設諸計画の諸問題について鋭意調査を進め所要の検討を加えたが、本件調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

予算委員長　小山邦太郎

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十九回国会閉会中も、予算の執行状況に関し、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、福岡県及び大分県に、現地調査のため委員派遣を行なう等調査を進めてきたのであるが、本調査はその対象が極めて広範多岐にわたり、かつ予算の執行が未だ年度の中途にあるため、調査を終えることができなかつた。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十六年十二月八日

決算委員長　岸田　幸雄

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第三十九回国会並びに同国会閉会中、表記の件に関し、次のとおり調査した。

(一)　水戸対地射撃爆場に関する件、米軍上瀬谷通信隊基地に関する件、年末金融対策に関する件等について、政府当局に質疑を行なつた。

(二)　決算の提出手続及び審査方針に関する件、虎の門公園地に関する件について、それぞれ、小委員会を設け、調査を進めた。

しかしながら、表記の件は、その対象範囲が広汎多岐にわたるので、調査を終了するに至らなかつた。

内閣参甲第一三号

昭和三十六年十二月二十三日

内閣総理大臣　池田　勇人

参議院議長松野鶴平殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第三十七回及び第三十八回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第三十七回及び第三十八回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてこれをそれぞれその請願の関係庁に送付し、関係庁からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりで、その他は目下調査中である。

右処理ずみのものの処理要領の要点を集録すれば、大体別紙のとおりである。

記

	内閣受理件数	処理案決定件数
第三十七回国会	八八件	八四件
第三十八回国会	二九〇件	二八〇件

第三十七回国会参議院において採択された請願の処理経過

件名	おもな主管庁	請願に対する処理要領
軍人恩給の加算制復元に関する請願（第八一号）	総理府	恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十九号）の制定により請願の趣旨は達せられた。
傷病者の増加恩給等是正に関する請願（二件）（第八七、一四二号）	同	一、現行の増加恩給第一項症の金額を、請願にあるように増額することは、他の恩給扶助料との均衡上からみて困難である。 二、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十九号）において間差の手直しが行なわれて間もないこと等から考えて請願のように措置することは困難である。 三、恩給は、すべて退職時の条件に応じて給されるものであるから、物例的に認められている退職後出生した子女加給の額を退職当時からの家族の加給額と全く同様に取り扱うことは困難である。また、傷病年金受給者に対し家族加給を認めることについて、請願のように措置することは困難であると考える。 四、恩給法別表第一号表ノ二および三の傷病の程度に関する規定に不適当な点があると断定するに足る根拠に乏しいのみならず一部を改めることによつて、傷病恩給の内部においてめるおそれがあるので、新たな不均衡を生ずるおそれがあるので、にわかに請願の趣旨には賛成しがたい。 五、昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十二項第一項ただし書の規定により給される一時金たる傷病年金は、いわば打切補償

軍人恩給引上げ等に関する請願（第一六一号）	同	的性格を有するものであるから、同条に規定する症状の範囲内における症状の変化に応じて請願のように措置することは、その本旨に反することとなり、適当ではないと考える。 一、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十九号）の制定により請願の趣旨は達せられた。 二、今後慎重に検討を要するものと考える。 三、旧来の各階級間の間差を考慮して上級軍人に薄くという精神を加味しつつ各階級間の恩給基礎俸給のバランスをとる趣旨でとられた措置であり、請願のように措置することは、適当ではないと考える。 四、数次にわたる是正措置により十分に均衡がとれていると考える。
滋賀県の寒冷地手当に関する請願（第一号）	同	寒冷地手当の支給割合、支給地域区分および薪炭手当の支給額の改正については、人事院の調査研究をまちその勧告に基づいて慎重に検討したい。 なお、薪炭手当の支給額については、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十三号）の制定によりその限度額が引き上げられ、また、寒冷地手当の支給地域区分については、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給規程の一部を改正する総理府令（昭和三十六年総理府令第四十一号）の制定により、その一部改正が行なわれた。
公務員の寒冷地手当等に関する請願（二件）（第一四、一二五号）	同	右に同じ。
山形県西置賜郡の寒冷地手当に関する請願（第三九号）	同	右に同じ。
国家公務員の寒冷地手当に関する請願（第六七号）	同	右に同じ。
福島県船引町旧移村地区の寒冷地手当に関する請願（第一三四号）	同	右に同じ。
福島県小野町の寒冷地手当に関する請願（二件）（第一四八、一七一号）	同	右に同じ。
兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願（五件）（第一四九、一五三、一七〇、一九四、二四五号）	同	右に同じ。
兵庫県但東町の寒冷地手当に関する請願（四件）（第一五〇、一五四、一九五、二四六号）	同	右に同じ。
兵庫県浜坂町の寒冷地手当に関する請願（第一五一号）	同	右に同じ。
四国地方開発事業費国庫補助等増額に関する請願（第二〇〇号）	同	四国地方開発促進法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百七十号）により、昭和三十五年度分の事業費の四分の一に相当する額について国の負担割合の引き上げが行なわれたほか、昭和三十六年度以降においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）の制定により、財政力指数の低い都道府県に係る国の負担割合が引き上げられることとなつた。
広島県呉市東小坪に米軍弾薬荷揚場設置反対の請願（第五三号）	同	広島県および呉市が一大臨海工業地帯建設のため、早期返還を強く要請しておるが、これに対し米側は早期返還は困難であるが、適当な代替施設の提供があれば返還に応ずるとの意向を示してきたので、代替地として東小坪地区を候補地として日米双方で検討した。しかし、当該地区提供については地元民の強い反対等もあるので目下慎重に検討中である。
愛知県小牧飛行場の騒音防止に関する請願（第一五二号）	同	一、および二、ジェット機による騒音のうち、地上騒音の軽減措置としては、消音機を昭和三十五年度末より基地に配置し、昭和三十六年度以降逐次増加整備を行なう計画であり、さらにこれと併行して整備の際の騒音発生時間を極力短縮することについても考慮したい。飛行中の騒音対策としては極力飛行計画等を再検討するが、これらの措置を講じても地形、風向距離等の条件もあり、常時かつ広範囲にわたり四五ホーン以下の状態におくことは困難と思われる。 以上の対策によつても十分な効果が期待できず飛行場周辺の住民が希望する場合には、離着陸帯の直下の場合に限り人家等の移転措置を講ずることとしている。 三、教育予算の許す範囲内において防音工事を緊急度に応じて施設を優先して実施したいが、医療施設についてもその一部について昭和三十六年度から実施中であり、他の公共施設については、今後総合的に検討する。 四、騒音の原因が自衛隊ジェット機によるものほか、米軍機または民間の航空機によるものもあり、単に防衛庁のみをもつてしては解決を図ることは困難と考えられる場合もあるので、これらの被害に対する根本的対策を講ずるため、その原因、因果関係等について詳細調査するとともに総合行政の観点から解決に努める。
消費者物価値上がり防止に関する請願（二件）（第六一、一七四号）	同	消費者物価の安定のための基本的施策（昭和三十五年九月三十日閣議決定）に基づき、業者間の便乗的価格協定については、公正取引委員会の監視、取締りを強化し、公共料金については、当該事業の収支が著しく悪化した場合に値上げを抑止し、また、生産、出荷の指導調整、鮮食料品等については、生産、出荷の指導調

爆沈した大神丸の損害補償に関する請願（二件）（第一六二、二四四号）	法務省	整、流通機構の整備改善または一時的緊急輸入を図る等諸般の物価安定対策を講じている。 しかし、最近の消費者物価の上昇は、労働需給事情のひつ迫に基づくサービス関係事業、中小企業等におけるの労賃の急速上昇による物価上昇は、経済のあるものがあり、これらの物価上昇は、経済の二重構造を解消する意味からも、ある程度止むを得ないものと考えられる。 国が損害賠償請求に応ずるためには、新たに法律を制定する外ないが、かかる損害については、平和条約発効後相当の期間を経過している国に責任を認める法律を制定することは、事実認定上の困難があり、公平かつ適正な実施を期待することができないものと考えられ、また、戦争に起因するその他の人的物的損害との権衡からいつても、妥当でないと考える。 最高裁判所の意見をきき、十分検討したい。
同	同	
裁判所法附則第三項改正に関する請願（十五件）（第二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二五八、二五九、二六〇号）	同	
滋賀刑務所移転促進に関する請願（第二号）	大蔵省	昭和三十六年度において国庫債務負担行為の方法で処理することとなつたので、早急に移転実施につき、請願の趣旨にそうようにしたい。
葉たばこ収納価格引上げ等に関する請願（第一八六号）		一、昭和三十六年一月決定の昭和三十六年産価格については、その算定方式に生産費を加味するとともに種類間の若干の差を考えて価格引き上げを行ない、さらに昭和三十六年九月にその後の経済変動を考慮して再引き上げを行なつた。 たばこ耕作については、簡易栽培の実施、新品種の育成及び機械力利用等の経営合理化とあわせて生産力の向上に努め、たばこ耕作者の収益を高めることに努力した い。また、収納価格の算定について生産費及び所得補償方式を採用することについては、葉たばこは米と異なり、好品であることなどによりいま直ちに米と同様に本法式を採ることは適当でないと考える。しかし、葉たばこの価格算定については、今後さらに生産費の動向及び他の農産物価との均衡等総合的な観点から適正な価格決定に努めていきたい。 二、たばこ耕作組合の業務として、組合が独自に行なうものと、公社事業の代行的なものの及び助力的なものとがある。組合の自己負担で行なうべきものであり、その経費を公社が負担することは、できないが、公社の代行的業務については、具体的に実施を依頼し、これ
同	同	たばこ販売手数料引上げに関する請願（十件）（第九三、一一一五、一一六、一三一、一三七、一四〇、一七五、二五七、二六一、二六二号）
元日赤救護班員の従軍期間を公的年金の基礎年限に通算するの請願（第一一七号）	同	
特殊教育振興充実に関する請願（第一一〇号）	文部省	一、将来義務設置とする予定で、肢体不自由養護学校の計画設置を行ない、また、精神薄弱学校の設置奨励については、病弱身体虚弱養護学校についても努力している。 二、特殊学級の対象者のうち精神薄弱者のための特殊学級の人口段階に応じた計画設置は、昭和三十六年度より行なつており、将来は市町村に設置を義務づけるよう研究中である。 なお、精神薄弱特殊学級の設置奨励は、昭和三十二年度より行なつてきており、この種特殊学級数は昭和三十五年度の八百九十八学級から昭和三十五年度の二千二百五三、学校制度全般の問題と考える。 四、高等部の本科および別科の生徒については、近

特殊学校寄宿舎勤務職員の勤務条件改善等に関する請願（第一一一号）	同	い将来において完全に小中学校部なみに支給するよう努力したい。また、高等部の専攻科の生徒および幼稚部の幼児については、昭和三十七年度から新たに支給の対象とするように努め、さらに近い将来において小、中学校なみに支給するよう努力したい。 五、財政負担区分および国の財政措置の現状からみて二分の一が適当と考える。
信州大学医学部附属病院建設続行に関する請願（第八六号）	同	一、研究したい。 二、寮母の勤務内容は、都道府県、学校によつてまちまちであるが、実情に即した勤務条件の改善と待遇の適正化に努力したい。 三、目下のところ困難であるが、今後検討したい。
愛媛大学工学部の統合整備等に関する請願（第二二五号）	同	昭和三十六年度予算で近く中央手術棟および中央診療棟の建設に着手する予定である。 実現に努力したい。また、工学部移転後の新居浜市に国立高等専門学校を設置については、高等専門学校全体の設置計画にあわせて検討したい。
公立文教施設整備予算増額に関する請願（第五四号）	同	昭和三十六年度の公立文教施設整備予算の総額は、百一億八千八百七万円である。また、本予算の増額については、今後とも努力したい。
新潟大学教育学部校舎改築促進に関する請願（第二四七号）	同	請願の趣旨を十分考慮して対策を講ずるよう研究したい。
福岡県玄海町立岬小学校の防音施設施工に関する請願（第二四八号）	同	昭和三十六年度予算で防音工事を施行するより目下計画を進めている。
らい予防事業に関する請願（第五六号）	厚生省	らいに関する正しい知識の普及については、今後ともその推進を図りたい。また、軽快退所者に対する社会復帰対策については、従来民間団体に委託して生業資金貸付等施策を実施しているが、軽快退所者の増加に伴ない、社会復帰対策の拡充に努めたい。
原爆被害者救援対策に関する請願（二件）（第二〇六、二〇七号）	同	一、特別被爆者の範囲を拡大したいと考え、その方法については、現在その増額、支給条件の緩和は考えていない。 二、医療手当については、現在その増額、支給条件の緩和は考えていない。 三、被爆者についてのみ別の最低基準を定め保障を行なうことは困難である。また、被爆者に対する国家補償的な考え方によつて生活費の保障をすることは、他の戦争犠牲者との均衡の問題もあり、困難である。 四、他の戦争犠牲者に対する援護との均衡の問題もあり、困難な問題である。 五、原爆症に関する研究は、広島大学附属原爆放射能医学研究所、広島、長崎の原爆病院等において行なわれている。 右に同じ。
原爆被災者援護対策強化に関する請願（第三号）	同	
小児マヒ予防対策促進に関する請願（第八九号）	同	一、早急に実現は困難である。さしあたり、現行制度のもとにおいて、できるだけ費用負担の公平を図ることとし、これがため負担能力に即して徴収基準の適正を期することとしたい。 二、不活性ワクチンについては、すでに国内製造業者による生産により十分な量を確保できる見通しがたつている。生ワクチンについては、昭和三十七年の需要量を輸入し、流行期前に接種を行なう予定である。 三、地方衛生研究所におけるウイルスの試験検査に要する施設整備については、昭和三十六年度から二箇年計画をもつて整備のための国庫補助を行なうこととしたい。 なお、鉄の肺の整備については、全国的の総合配備計画をたてて国庫補助を行なつてもつて十分検討したい。また、検査技術者の養成につい 四、集団発生地につい し、現金給付による育成医療の拡大を図る等各種の臨時的措置を講じておいるが、今後とも指定育成医療機関の増設について努力したい。また、肢体不自由児施設については、昭和三十六年度をもつて全県設置をみたが、今後ともそ の拡張、増設に努力したい。
母子福祉資金貸付金の貸付限度額引上げに関する請願（第八五号）	同	事業継続資金および住宅補修資金については、昭和三十六年六月よりその貸付限度額をそれぞれ五万円および十万円に引き上げたところである。修学資金高校分については、育成資金における高校分奨学金の貸付限度額を勘案のうえ、引き上げを検討中である。 事業資金については、昭和三十五年七月より団体貸付制度を創設し、高額の資金を貸付ける方途を講じたところであるが、個人分の貸付限度額についてもなお慎重に検討したい。
戦争犠牲者援護の立法化に関する請願（第一三六号）	同	旧国民勤労報国協力会による国民勤労報国隊の隊員で障害を受けた者は、すでに準軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法の援護の対象となつている。障害を受けた事由、障害の程度等一定の要件についてはなお検討したい。
戦傷病者のための単独法制定に関する請願（二件）（第八八、一四一号）	同	戦傷病者に対する援護は、それぞれ関係法の趣旨、目的に照し、最適当と認められる機関において実施され、その目的を達しつつあると認められるのでいま直ちに法規および援護機関の統一を図ることは適当でないと考えるが、なお、慎重に検討していきたい。
国立療養所菊地恵楓園施設整備に関する請願（第一〇八号）	同	昭和三十五年度においては、炊事棟等を整備、昭和三十六年度から逐次治療棟を整備する等、今後ともこれの実現については十分努力したい。
看護婦の待遇改善に関する請願（第一七三号）	同	医療従事者の需給状態をも考慮したうえ、慎重に検討に検討したい。

国立病院等の給食費引上げに関する請願（第二一八号）	同	昭和三十六年度における国立病院、療養所の患者給食材料費は、百五円二十九銭に増額されたが、昭和三十七年度予算編成にあたつてはさらに増額すべく検討中である。
らい療養所の医師充員対策等に関する請願（第一〇七号）	同	国立らい療養所に勤務する医師の充足については、給与改善、研究費の増額等の措置を推進し、その充足により一層の努力をしたい。また、患者の生活福祉の向上並びに処遇改善につい、らい医療の特殊性にかんがみ、実状を十分検討のうえ、関係予算の増額を図る等改善に努力したい。
長野県に精神薄弱者援護施設設置の請願（第五五号）	同	現在十二都道府県に設置されており、残りの三十四府県にも最低一箇所設置を目途に努力している。また、長野県については、昭和三十六年度における合立で設置中である。
精神薄弱者対策促進に関する請願（第二三〇号）	同	精神薄弱者については、未だ未開拓の分野が多く、研究を要する点も多いので、これらについて今後検討を期するとともに既存の福祉施策のなかで施設等不十分な点は強化充実を図つていきたい。
国民健康保険療養給付費国庫負担増額等に関する請願（第一六九号）	同	なお、今後は重要な対策或は経済福祉等の問題が残つているので各種施策の調和を図り、総合的な精神薄弱者福祉対策の確立について努力したい。
		一、国民健康保険の療養給付費に対する国庫負担については、その増額に努力したい。
		二、事務費基準単価の増額等により、実態に即応した額を負担するよう努力したい。
		三、増額をはかるよう努力したい。
		四、従来調整交付金によつて考慮してきたが、今後とも補助を行なうよう努力したい。
厚生年金還元融資による勤労者住宅建設促進の請願（第六四号）	同	五、生活保護法による保護を受けた者の国民健康保険上の取り扱いについては、両法の趣旨目的を考慮して検討したい。
蚕糸業基本対策に関する請願（第二〇二号）	農林省	六、昭和三十六年度の増高七月の診療報酬点数改訂による医療費は、昭和三十七年度予算において十五億円の特別療養給付費補助金を交付することとなつている。
		七、国庫負担金および調整交付金により、その大部分を負担している。
		昭和三十六年度の還元融資における転貸住宅については、常時三十人以上の厚生年金の事業主にまで拡大され、資金枠も、昭和三十六年度には四十四億円に増額された。また、昭和三十七年度においては、年金福祉事業団を通じて昭和三十六年度を上廻る額を融資するよう検討中である。
		一、最近の需要の傾向からみて、需要は横ばいとする従来の見通しの再検討を考慮している。
		二、これからの経済情勢に対応した養蚕業の方向としては主産地化を促進し、協業と省力技術の採用により労働作業の粗放化によ

熊本県の学校給食用牛乳の補助割当増加に関する請願（第一〇九号）	同	る節約と労働配分の適正化がともなうことが重要であり、農閑期利用的な養蚕業を重視することは適当でないと思われる。
		三、絹のよさを直ちに需要の拡大と結びつけることのあるが、今後も需要拡大を図り、生かしたい品質の改善を図る努力を続けて行きたい。
		四、蚕糸業が輸出産業として重要であることは、いうまでもないが、将来中共生糸と競争中心にした合理化を進めなければならない。
		五、蚕糸業振興審議会に諮問するとともに、目下慎重に検討中である。
硫安価格引下げ早期決定等に関する請願（第六〇号）	同	昭和三十五年度における牛乳生産は、冷かん害等の影響に比し年度当初の予測四%の減をみたのにくらべ牛乳の不足の状況は、特に夏期における牛乳の生産消費事業等を考慮して、この方針により処理している。
熊本県三角港に門司植物防疫所出張所設置の請願（第二〇三号）	同	一、昭和三十五年十月十七日開催の第五十二回肥料審議会に政府は、肥料年度の硫安価格を七百五十七円五十四銭とし、販売価格を基準として限月別に最高販売価格を定めることについて諮問した。
畑地土地改良事業費等国庫補助に関する請願（第五九号）	同	二、現在公正取引委員会において検討中である。

昭和三十六年八月二十五日付をもつて設置した。

昭和三十七年度において、国庫補助により土壌病害防除実験事業を行なうことについて検討している。これにより新防除技術の一般

農業災害補償制度改正等に関する請願（第一二三号）	同	三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二五五、二五六、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六九号）	への適応性等を検討し、今後の土壌病害防除事業を推進したい。 田畑輪換方式の採用によるある種の土壌病害防除の効果については、試験研究の成果にまつべき点も多いが、現地の実情に応じ、基礎的諸条件の整備と相まつてこの種の田畑輪換方式による土地利用の促進を図りたい。
果樹農業振興特別措置法制定促進等に関する請願（第一三九号）	同	道前道後平野水利総合開発事業幹線水路変更延長等に関する請願（第二〇一号）	制度の改正にあつては、農業共済団体職員の身分に不安の生ずることのないよう努力したい。 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年三月三十日法律第十五号）が成立公布されたので請願の趣旨は達せられた。また、農林省振興局に園芸課を新設し、青果物その他の園芸農産物の生産、流通、加工及び消費に関する事務を一元的に処理させることになつたが必要予算についても充実するよう努力中である。
政府買入れ米包装容器に紙袋等採用に関する請願（第一〇、一一、一二六八号）	同	岩手県猿ケ石川農業総合開発事業促進に関する請願（第九〇号）	昭和三十六年産の米麦から俵、かます、麻袋および紙袋のなかから生産者が自由に包装容器を選択できるようにすることとし、農産物検査法施行規則（昭和三十六年農林省令第六号）および農産物規格規程（昭和三十六年農林省告示第二百二十九号）の改正をし、麻袋および紙袋の使用を新たに認めることとした。
政府買入れ米包装容器に麻袋採用の請願（二件）（第一八、一九号）	同	新潟市に東北電力火力発電所建設の請願（第一五号）	右に同じ。
農村計画推進対策確立に関する請願（百十六件）（第二〇、五、二一、二二、二三、二四、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五一、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇、四一一、四一二、四一三、四一四、四一五、四一六、四一七、四一八、四一九、四二〇、四二一、四二二、四二三、四二四、四二五、四二六、四二七、四二八、四二九、四三〇、四三一、四三二、四三三、四三四、四三五、四三六、四三七、四三八、四三九、四四〇、四四一、四四二、四四三、四四四、四四五、四四六、四四七、四四八、四四九、四五〇、四五一、四五二、四五三、四五四、四五五、四五六、四五七、四五八、四五九、四六〇、四六一、四六二、四六三、四六四、四六五、四六六、四六七、四六八、四六九、四七〇、四七一、四七二、四七三、四七四、四七五、四七六、四七七、四七八、四七九、四八〇、四八一、四八二、四八三、四八四、四八五、四八六、四八七、四八八、四八九、四九〇、四九一、四九二、四九三、四九四、四九五、四九六、四九七、四九八、四九九、五〇〇、五〇一、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇七、五〇八、五〇九、五一〇、五一一、五一二、五一三、五一四、五一五、五一六、五一七、五一八、五一九、五二〇、五二一、五二二、五二三、五二四、五二五、五二六、五二七、五二八、五二九、五三〇、五三一、五三二、五三三、五三四、五三五、五三六、五三七、五三八、五三九、五四〇、五四一、五四二、五四三、五四四、五四五、五四六、五四七、五四八、五四九、五五〇、五五一、五五二、五五三、五五四、五五五、五五六、五五七、五五八、五五九、五六〇、五六一、五六二、五六三、五六四、五六五、五六六、五六七、五六八、五六九、五七〇、五七一、五七二、五七三、五七四、五七五、五七六、五七七、五七八、五七九、五八〇、五八一、五八二、五八三、五八四、五八五、五八六、五八七、五八八、五八九、五九〇、五九一、五九二、五九三、五九四、五九五、五九六、五九七、五九八、五九九、六〇〇、六〇一、六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇六、六〇七、六〇八、六〇九、六一〇、六一一、六一二、六一三、六一四、六一五、六一六、六一七、六一八、六一九、六二〇、六二一、六二二、六二三、六二四、六二五、六二六、六二七、六二八、六二九、六三〇、六三一、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四二、六四三、六四四、六四五、六四六、六四七、六四八、六四九、六五〇、六五一、六五二、六五三、六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九、六六〇、六六一、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六、六六七、六六八、六六九、六七〇、六七一、六七二、六七三、六七四、六七五、六七六、六七七、六七八、六七九、六八〇、六八一、六八二、六八三、六八四、六八五、六八六、六八七、六八八、六八九、六九〇、六九一、六九二、六九三、六九四、六九五、六九六、六九七、六九八、六九九、七〇〇、七〇一、七〇二、七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一一、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二一、七二二、七二三、七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三一、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四一、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五一、七五二、七五三、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、七五九、七六〇、七六一、七六二、七六三、七六四、七六五、七六六、七六七、七六八、七六九、七七〇、七七一、七七二、七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七七八、七七九、七八〇、七八一、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、七九〇、七九一、七九二、七九三、七九四、七九五、七九六、七九七、七九八、七九九、八〇〇、八〇一、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一一、八一二、八一三、八一四、八一五、八一六、八一七、八一八、八一九、八二〇、八二一、八二二、八二三、八二四、八二五、八二六、八二七、八二八、八二九、八三〇、八三一、八三二、八三三、八三四、八三五、八三六、八三七、八三八、八三九、八四〇、八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四六、八四七、八四八、八四九、八五〇、八五一、八五二、八五三、八五四、八五五、八五六、八五七、八五八、八五九、八六〇、八六一、八六二、八六三、八六四、八六五、八六六、八六七、八六八、八六九、八七〇、八七一、八七二、八七三、八七四、八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八〇、八八一、八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八、八八九、八九〇、八九一、八九二、八九三、八九四、八九五、八九六、八九七、八九八、八九九、九〇〇、九〇一、九〇二、九〇三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八、九〇九、九一〇、九一一、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六、九一七、九一八、九一九、九二〇、九二一、九二二、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、九三一、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四一、九四二、九四三、九四四、九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五一、九五二、九五三、九五四、九五五、九五六、九五七、九五八、九五九、九六〇、九六一、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九六八、九六九、九七〇、九七一、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇、一〇一一、一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一五、一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九、一〇二〇、一〇二一、一〇二二、一〇二三、一〇二四、一〇二五、一〇二六、一〇二七、一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇三一、一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、一〇六〇、一〇六一、一〇六二、一〇六三、一〇六四、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七〇、一〇七一、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇六、一一〇七、一一〇八、一一〇九、一一一〇、一一一一、一一一二、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一九、一一二〇、一一二一、一一二二、一一二三、一一二四、一一二五、一一二六、一一二七、一一二八、一一二九、一一三〇、一一三一、一一三二、一一三三、一一三四、一一三五、一一三六、一一三七、一一三八、一一三九、一一四〇、一一四一、一一四二、一一四三、一一四四、一一四五、一一四六、一一四七、一一四八、一一四九、一一五〇、一一五一、一一五二、一一五三、一一五四、一一五五、一一五六、一一五七、一一五八、一一五九、一一六〇、一一六一、一一六二、一一六三、一一六四、一一六五、一一六六、一一六七、一一六八、一一六九、一一七〇、一一七一、一一七二、一一七三、一一七四、一一七五、一一七六、一一七七、一一七八、一一七九、一一八〇、一一八一、一一八二、一一八三、一一八四、一一八五、一一八六、一一八七、一一八八、一一八九、一一九〇、一一九一、一一九二、一一九三、一一九四、一一九五、一一九六、一一九七、一一九八、一一九九、一二〇〇、一二〇一、一二〇二、一二〇三、一二〇四、一二〇五、一二〇六、一二〇七、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一一、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、一二二〇、一二二一、一二二二、一二二三、一二二四、一二二五、一二二六、一二二七、一二二八、一二二九、一二三〇、一二三一、一二三二、一二三三、一二三四、一二三五、一二三六、一二三七、一二三八、一二三九、一二四〇、一二四一、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五、一二四六、一二四七、一二四八、一二四九、一二五〇、一二五一、一二五二、一二五三、一二五四、一二五五、一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六一、一二六二、一二六三、一二六四、一二六五、一二六六、一二六七、一二六八、一二六九、一二七〇、一二七一、一二七二、一二七三、一二七四、一二七五、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八一、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九一、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三一〇、一三一一、一三一二、一三一三、一三一四、一三一五、一三一六、一三一七、一三一八、一三一九、一三二〇、一三二一、一三二二、一三二三、一三二四、一三二五、一三二六、一三二七、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三一、一三三二、一三三三、一三三四、一三三五、一三三六、一三三七、一三三八、一三三九、一三四〇、一三四一、一三四二、一三四三、一三四四、一三四五、一三四六、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇、一三五一、一三五二、一三五三、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一三五九、一三六〇、一三六一、一三六二、一三六三、一三六四、一三六五、一三六六、一三六七、一三六八、一三六九、一三七〇、一三七一、一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七六、一三七七、一三七八、一三七九、一三八〇、一三八一、一三八二、一三八三、一三八四、一三八五、一三八六、一三八七、一三八八、一三八九、一三九〇、一三九一、一三九二、一三九三、一三九四、一三九五、一三九六、一三九七、一三九八、一三九九、一四〇〇、一四〇一、一四〇二、一四〇三、一四〇四、一四〇五、一四〇六、一四〇七、一四〇八、一四〇九、一四一〇、一四一一、一四一二、一四一三、一四一四、一四一五、一四一六、一四一七、一四一八、一四一九、一四二〇、一四二一、一四二二、一四二三、一四二四、一四二五、一四二六、一四二七、一四二八、一四二九、一四三〇、一四三一、一四三二、一四三三、一四三四、一四三五、一四三六、一四三七、一四三八、一四三九、一四四〇、一四四一、一四四二、一四四三、一四四四、一四四五、一四四六、一四四七、一四四八、一四四九、一四五〇、一四五一、一四五二、一四五三、一四五四、一四五五、一四五六、一四五七、一四五八、一四五九、一四六〇、一四六一、一四六二、一四六三、一四六四、一四六五、一四六六、一四六七、一四六八、一四六九、一四七〇、一四七一、一四七二、一四七三、一四七四、一四七五、一四七六、一四七七、一四七八、一四七九、一四八〇、一四八一、一四八二、一四八三、一四八四、一四八五、一四八六、一四八七、一四八八、一四八九、一四九〇、一四九一、一四九二、一四九三、一四九四、一四九五、一四九六、一四九七、一四九八、一四九九、一五〇〇、一五〇一、一五〇二、一五〇三、一五〇四、一五〇五、一五〇六、一五〇七、一五〇八、一五〇九、一五一〇、一五一一、一五一二、一五一三、一五一四、一五一五、一五一六、一五一七、一五一八、一五一九、一五二〇、一五二一、一五二二、一五二三、一五二四、一五二五、一五二六、一五二七、一五二八、一五二九、一五三〇、一五三一、一五三二、一五三三、一五三四、一五三五、一五三六、一五三七、一五三八、一五三九、一五四〇、一五四一、一五四二、一五四三、一五四四、一五四五、一五四六、一五四七、一五四八、一五四九、一五五〇、一五五一、一五五二、一五五三、一五五四、一五五五、一五五六、一五五七、一五五八、一五五九、一五六〇、一五六一、一五六二、一五六三、一五六四、一五六五、一五六六、一五六七、一五六八、一五六九、一五七〇、一五七一、一五七二、一五七三、一五七四、一五七五、一五七六、一五七七、一五七八、一五七九、一五八〇、一五八一、一五八二、一五八三、一五八四、一五八五、一五八六、一五八七、一五八八、一五八九、一五九〇、一五九一、一五九二、一五九三、一五九四、一五九五、一五九六、一五九七、一五九八、一五九九、一六〇〇、一六〇一、一六〇二、一六〇三、一六〇四、一六〇五、一六〇六、一六〇七、一六〇八、一六〇九、一六一〇、一六一一、一六一二、一六一三、一六一四、一六一五、一六一六、一六一七、一六一八、一六一九、一六二〇、一六二一、一六二二、一六二三、一六二四、一六二五、一六二六、一六二七、一六二八、一六二九、一六三〇、一六三一、一六三二、一六三三、一六三四、一六三五、一六三六、一六三七、一六三八、一六三九、一六四〇、一六四一、一六四二、一六四三、一六四四、一六四五、一六四六、一六四七、一六四八、一六四九、一六五〇、一六五一、一六五二、一六五三、一六五四、一六五五、一六五六、一六五七、一六五八、一六五九、一六六〇、一六六一、一六六二、一六六三、一六六四、一六六五、一六六六、一六六七、一六六八、一六六九、一六七〇、一六七一、一六七二、一六七三、一六七四、一六七五、一六七六、一六七七、一六七八、一六七九、一六八〇、一六八一、一六八二、一六八三、一六八四、一六八五、一六八六、一六八七、一六八八、一六八九、一六九〇、一六九一、一六九二、一六九三、一六九四、一六九五、一六九六、一六九七、一六九八、一六九九、一七〇〇、一七〇一、一七〇二、一七〇三、一七〇四、一七〇五、一七〇六、一七〇七、一七〇八、一七〇九、一七一〇、一七一一、一七一二、一七一三、一七一四、一七一五、一七一六、一七一七、一七一八、一七一九、一七二〇、一七二一、一七二二、一七二三、一七二四、一七二五、一七二六、一七二七、一七二八、一七二九、一七三〇、一七三一、一七三二、一七三三、一七三四、一七三五、一七三六、一七三七、一七三八、一七三九、一七四〇、一七四一、一七四二、一七四三、一七四四、一七四五、一七四六、一七四七、一七四八、一七四九、一七五〇、一七五一、一七五二、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六、一七五七、一七五八、一七五九、一七六〇、一七六一、一七六二、一七六三、一七六四、一七六五、一七六六、一七六七、一七六八、一七六九、一七七〇、一七七一、一七七二、一七七三、一七七四、一七七五、一七七六、一七七七、一七七八、一七七九、一七八〇、一七八一、一七八二、一七八三、一七八四、一七八五、一七八六、一七八七、一七八八、一七八九、一七九〇、一七九一、一七九二、一七九三、一七九四、一七九五、一七九六、一七九七、一七九八、一七九九、一八〇〇、一八〇一、一八〇二、一八〇三、一八〇四、一八〇五、一八〇六、一八〇七、一八〇八、一八〇九、一八一〇、一八一一、一八一二、一八一三、一八一四、一八一五、一八一六、一八一七、一八一八、一八一九、一八二〇、一八二一、一八二二、一八二三、一八二四、一八二五、一八二六、一八二七、一八二八、一八二九、一八三〇、一八三一、一八三二、一八三三、一八三四、一八三五、一八三六、一八三七、一八三八、一八三九、一八四〇、一八四一、一八四二、一八四三、一八四四、一八四五、一八四六、一八四七、一八四八、一八四九、一八五〇、一八五一、一八五二、一八五三、一八五四、一八五五、一八五六、一八五七、一八五八、一八五九、一八六〇、一八六一、一八六二、一八六三、一八六四、一八六五、一八六六、一八六七、一八六八、一八六九、一八七〇、一八七一、一八七二、一八七三、一八七四、一八七五、一八七六、一八七七、一八七八、一八七九、一八八〇、一八八一、一八八二、一八八三、一八八四、一八八五、一八八六、一八八七、一八八八、一八八九、一八九〇、一八九一、一八九二、一八九三、一八九四、一八九五、一八九六、一八九七、一八九八、一八九九、一九〇〇、一九〇一、一九〇二、一九〇三、一九〇四、一九〇五、一九〇六、一九〇七、一九〇八、一九〇九、一九一〇、一九一一、一九一二、一九一三、一九一四、一九一五、一九一六、一九一七、一九一八、一九一九、一九二〇、一九二一、一九二二、一九二三、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九、一九三〇、一九三一、一九三二、一九三三、一九三四、一九三五、一九三六、一九三七、一九三八、一九三九、一九四〇、一九四一、一九四二、一九四三、一九四四、一九四五、一九四六、一九四七、一九四八、一九四九、一九五〇、一九五一、一九五二、一九五三、一九五四、一九五五、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇、一九六一、一九六二、一九六三、一九六四、一九六五、一九六六、一九六七、一九六八、一九六九、一九七〇、一九七一、一九七二、一九七三、一九七四、一九七五、一九七六、一九七七、一九七八、一九七九、一九八〇、一九八一、一九八二、一九八三、一九八四、一九八五、一九八六、一九八七、一九八八、一九八九、一九九〇、一九九一、一九九二、一九九三、一九九四、一九九五、一九九六、一九九七、一九九八、一九九九、二〇〇〇、二〇〇一、二〇〇二、二〇〇三、二〇〇四、二〇〇五、二〇〇六、二〇〇七、二〇〇八、二〇〇九、二〇一〇、二〇一一、二〇一二、二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二一、二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三一、二〇三二、二〇三三、二〇三四、二〇三五、二〇三六、二〇三七、二〇三八、二〇三九、二〇四〇、二〇四一、二〇四二、二〇四三、二〇四四、二〇四五、二〇四六、二〇四七、二〇四八、二〇四九、二〇五〇、二〇五一、二〇五二、二〇五三、二〇五四、二〇五五、二〇五六、二〇五七、二〇五八、二〇五九、二〇六〇、二〇六一、二〇六二、二〇六三、二〇六四、二〇六五、二〇六六、二〇六七、二〇六八、二〇六九、二〇七〇、二〇七一、二〇七二、二〇七三、二〇七四、二〇七五、二〇七六、二〇七七、二〇七八、二〇七九、二〇八〇、二〇八一、二〇八二、二〇八三、二〇八四、二〇八五、二〇八六、二〇八七、二〇八八、二〇八九、二〇九〇、二〇九一、二〇九二、二〇九三、二〇九四、二〇九五、二〇九六、二〇九七、二〇九八、二〇九九、二一〇〇、二一〇一、二一〇二、二一〇三、二一〇四、二一〇五、二一〇六、二一〇七、二一〇八、二一〇九、二一一〇、二一一一、二一一二、二一一三、二一一四、二一一五、二一一六、二一一七、二一一八、二一一九、二一二〇、二一二一、二一二二、二一二三、二一二四、二一二五、二一二六、二一二七、二一二八、二一二九、二一三〇、二一三一、二一三二、二一三三、二一三四、二一三五、二一三六、二一三七、二一三八、二一三九、二一四〇、二一四一、二一四二、二一四三、二一四四、二一四五、二一四六、二一四七、二一四八、二一四九、二一五〇、二一五一、二一五二、二一五三、二一五四、二一五五、二一五六、二一五七、二一五八、二一五九、二一六〇、二一六一、二一六二、二一六三、二一六四、二一六五、二一六六、二一六七、二一六八、二一六九、二一七〇、二一七一、二一七二、二一七三、二一七四、二一七五、二一七六、二一七七、二一七八、二一七九、二一八〇、二一八一、二一八二、二一八三、二一八四、二一八五、二一八六、二一八七、二一八八、二一八九、二一九〇、二一九一、二一九二、二一九三、二一九四、二一九五、二一九六、二一九七、二一九八、二一九九、二二〇〇、二二〇一、二二〇二、二二〇三、二二〇四、二二〇五、二二〇六、二二〇七、二二〇八、二二〇九、二二一〇、二二一一、二二一二、二二一三、二二一四、二二一五、二二一六、二二一七、二二一八、二二一九、二二二〇、二二二一、二二二二、二二二三、二二二四、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇、二二三一、二二三二、二二三三、二二三四、二二三五、二二三六、二二三七、二二三八、二二三九、二二四〇、二二四一、二二四二、二二四三、二二四四、二二四五、二二四六、二二四七、二二四八、二二四九、二二五〇、二二五一、二二五二、二二五三、二二五四、二二五五、二二五六、二二五七、二二五八、二二五九、二二六〇、二二六一、二二六二、二二六三、二二六四、二二六五、二二六六、二二六七、二二六八、二二六九号）	同	道後平野水利総合開発事業幹線水路変更延長等に関する請願（第二〇一号）	請願の趣旨については、地域拡張および水路位置変更を伴なうので拡張分の不足水量の調整および現在施工中のダム依存量との関係、水路路線の変更可否の調査等を十分検討する必要があるので、愛媛県と協議し、調査検討中である。 昭和三十六年度予算は一億七千万円で成立したが、開拓事業との関連で進ちよくを期する必要があるので千六百万円を追加割当した。今後とも事業の緊要性にかんがみ、要望にそうよう予算の増額に努力し、事業の早期完成を図ることとしたい。
岩手県猿ケ石川農業総合開発事業促進に関する請願（第九〇号）	同	新潟市に東北電力火力発電所建設の請願（第一五号）	東北電力株式会社新潟火力発電所については、昭和三十五年一月二十三日、第三十回電源開発調整審議会の議をえて、昭和三十五年度着工として第一期工事一二五、〇〇〇KWの建設を行なうことが決定され、東北電力株式会社においては、昭和三十八年十一月運転開始を目標に目下建設中である。 国鉄が貨物駅を集約しようとする場合は一方的に行なうことなく関係荷主の了解を得て円満に実施するよう指導している。 今後諸般の事情を慎重に検討し全体的に慎重に検討して取扱つていきたい。 国鉄線の廃止については、国鉄の有する公共的使命、沿線利用者に与える影響等全般的に慎重に検討し取り扱つていきたい。
国鉄貨物駅の集約化反対に関する請願（第七号）	運輸省	国鉄信楽、柳ケ瀬両線存置に関する請願（第八号）	一　要望の区間における急行列車の運転については、現在のところ計画はない。 二　および三　甲府・長野間の電化のうち、甲府・松本間については、新五箇年計画で考慮されており、松本以北については、今後さらに検討したい。 なお、辰野・飯田・豊橋間については、すでに電化を完了しており、また高崎・長野間（横川、軽井沢を除く。）についても新五箇年計画で考慮されている。今後車両の増備をまつて十分研究していきたい。
国鉄柳ケ瀬線等存置に関する請願（第九号）	同	長野県を中心とする国鉄輸送力強化に関する請願（第六二号）	青函連絡船取替等計画委員会において船舶の取替え計画について検討中であり、これにより大幅に輸送力の増加が期待できるので新たに本州、北海道間に航路を開設する計画は現在のところ考慮していない。 松本空港設置のため、空港整備法に基づく一千万円の国庫補助を昭和三十六年度予算に
北海道、本州間補助航路開設に関する請願（第一五六号）	同		
長野県松本空港設置促進に関する請願（第六三号）	同		

請願	所管	処理経過
		計上済みであるが、地元の受入態勢がととのわないため、年度内に工事完成の見通しがつかないので、昭和三十七年度に繰り延べることとなつた。
郵便物遅配解消に関する請願（第一一九号）	郵政省	郵便遅配の解消、業務の正常化については、郵政審議会の答申に基づき、改善方策を立案して要員の増員、局舎施設その他の改善について努力中である。とくに年末年始の業務繁忙対策については、臨時局舎施設の拡張、非常勤職員の大量雇用等により、万全の措置を講ずることとしている。
長野県に公共職業訓練所増設の請願（第五八号）	労働省	昭和三十六年度において佐久市に一般職業訓練所を新設するとともに既設の一般職業訓練所においても機械工等の工業的訓練職種を増設することとし、所要の措置を講じた。
緊急就労対策事業日雇労働者の待遇改善に関する請願（第二〇五号）	同	一、昭和三十六年度予算において、炭鉱離職者緊急就労対策事業の予算単価について、二百円の大幅引き上げを行なつた。 二、炭鉱離職者緊急就労対策事業の就労選定基準に該当する者を最終的な雇用の場である一般失業対策事業に吸収することは、適当でない。しかし、炭鉱離職者緊急就労対策事業の就労選定基準に該当しない炭鉱離職者については、一般失業対策事業紹介適格要件を備えている限り、一般失業対策事業への就労を制限するものではない。 三、離職者の生活実態にかんがみ、昭和三十六年夏期においては、事業主体から一般失業対策事業なみの報償金を支給する措置を講じた。
炭鉱離職者対策に関する請願（第二五一号）	同	一、炭鉱離職者の再就職の促進および生活の安定を図るため、炭鉱離職者臨時措置法に基づき、広域職業紹介、転職訓練、緊急就労対策事業の実施その他の諸般の施策を講ずるとともに、昭和三十六年七月設立の雇用促進事業団の雇用促進業務の推進とあいまつて炭鉱離職者の再就職の促進と生活安定に一層つとめている。 貿易自由化の繰り上げ等に伴う石炭鉱業の合理化の進展により労務者の減少に対処するため、昭和三十六年十月に石炭対策関係閣僚会議を設置し、石炭鉱業に関する今後の見通しおよびこれに関する総合的対策を検討することとしており、同閣僚会議の結論をまつて炭鉱離職者の実態に即応した万全の対策を講ずることとしている。 産炭地域振興については、産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）を制定したところであり、現在、産炭地域振興審議会において基本的事項および緊急を要する事項について慎重に検討中である。 事業主体として新たな事業団を設けることについては、問題があるので慎重に検討したい。 中高年令離職者については、転職訓練の強化、職業講習の実施、中高年令離職者の適職の選定と求人開拓等の措置を講じているが、生業資金の貸付けについては、現行の世帯更生資金の貸付制度の強化につとめることにより、炭鉱離職者のうち対象者も含めて広く低所得者層の更生を図るとともに、国民金融公庫等においても実情に即し担保条件の緩和、償還期限の延長等可能な範囲において好意的配慮を加えて融資を行なつているところであり、特別の融資枠を設けることは、資金の効率的な運用を阻害することとなるので適当でない。 社会保障については、現行制度を十分活用することにより、その福祉の向上を期するとともに社会保障全般の拡充について、今後とも努力したい。 二、炭鉱離職者の再就職を促進するため、広域職業紹介を強力に推進するため職業紹介機能の拡充強化を図つており、特に移転就職者については、就職に際し雇用促進事業団において炭鉱離職者を雇用する事業主に対し、移動宿舎の貸与および住宅確保奨励金の交付を行なうほか、新たに、炭鉱離職者を多数受け入れる地域に炭鉱離職者用の鉄筋アパートを建設して、これら離職者を雇用する事業主に貸与することとしている。また、炭鉱離職者が就職等のため住居を移転する場合には、雇用事業団において、移住資金を支給するほか、これら離職者が公共職業安定所の紹介により就職する場合には就職資金の貸付けを行ない、独立して事業を行なう場合には生業資金の借入のあつせんを行なうこととしている。 なお、炭鉱離職者の公営住宅および公団住宅への入居については、特別に配慮するものとし、住宅金融公庫の産業労働者住宅融資についても優先的に措置することとしたい。 三、炭鉱離職者の職業訓練手当については、昭和三十六年度は、昼間訓練の場合二百三十円を三百円に、夜間訓練の場合百三十円を百六十五円にそれぞれ増額したが、これが増額については、検討したい。 失業保険受給者に給付される失業保険金の額が職業訓練手当額に満たない場合には、現在においてもその差額を支給しているが、失業保険金受給者に技能習得に必要な経費を支給することの可否については、今後十分検討したい。また、生活保護の被保護者については、すでに職業訓練手当の支給について特別の取扱いを行なつている。 次に、職業訓練指導員の資質の向上については、職種別研修会の開催等を通じて行なつてきたが、今後においても十分努力したい。また、職業訓練指導員の待遇改善については、昭和三十六年度から職業訓練指導員手当を支給することにした。

なお、特別職業訓練の訓練生に対する鉄道運賃の学生割引適用については、訓練生の交通機関の利用状況を調査のうえ、検討したい。

四、昭和三十六年度予算において、炭鉱離職者緊急就労対策事業費の単価を大幅に引き上げ、その事業規模については、一日七千人の吸収を確保しているが、各種就労対策事業の年度間継続実施の確保については、今後とも十分努力したい。

なお、九州総合開発事業については、毎年度九州地方開発計画の実施について事業計画および資金計画の調整をはかつているので、調整の際に十分考慮したい。

五、企業組合の設立の促進にあたり、事業の許認可および国有財産の払下げについて優先的措置をとること事業資金の貸付けを行なうこと国等が行なう事業について便宜を供与すること等については、現行法令の範囲内において考慮を払うこととしたい。

六、海外移住の促進を図るための措置としては、炭鉱離職者後援会により、昭和三十五年二月から海外移住者に対する移住資金の支給を、また、昭和三十六年三月からは、農業訓練所において海外移住者を対象とした農業訓練をそれぞれ実施してきたが、昭和三十六年七月以降においては雇用促進事業団の業務として引き継ぎ実施されているが、今後ともこれら海外移住促進のための措置の充実に努めていきたい。

七、炭鉱離職者援護会は、昭和三十六年七月一日雇用促進事業団の設立に伴ない解散し、その業務は、同事業団に引き継がれた。

なお、雇用促進事業団の援護業務関係の人員および予算の増加、協力員の増員とその待遇改善については、業務の状況等を勘案して検討している。また、炭鉱離職者臨時措置法に基づいて援護業務の対象とならない離職者については、雇用促進事業団法に基づく一般業務の対象にはなるので、これにより再就職の促進に資するよう努力したい。

八、炭鉱離職者を対象とした緊急就労対策事業については、地方公共団体に対して通常の公共事業等に比して高率の国庫補助を行なつており、また、炭鉱離職者特別訓練の実習に要する経費についても通常の負担率を超えて三分の二の国庫負担を行なつている。

なお、失業対策に要する費用の地方負担額は普通交付税の基準財政需要額に算入しているが、その額が、特に多額にのぼる地方公共団体については、当該団体の財政状況を勘案のうえ、特別交付税で措置することとしている。

炭鉱離職者対策事業の拡大措置等に関する請願（第二五三号）

同

一、炭鉱離職者の多数発生している地域において炭鉱離職者緊急就労対策事業を実施し、一日七千人の炭鉱離職者を吸収することとしているほか、これらの地域を失業者多発地域に指定して、公共事業等を集中実施し、これらの措置により炭鉱離職者を中心に一日一万人余の失業者を吸収することとしている。

二、広域職業紹介は、昭和三十六年度においても六千三百名を目標として積極的に推進している。また、炭鉱離職者の移住を促進するために、炭鉱離職者の業務を引き継いだ雇用促進事業団において、移住資金の支給、鉄筋アパートおよび移動宿舎の貸与、住宅確保奨励金の支給等を行なつており、今後ともこれら施策の強化に努力したい。

三、炭鉱離職者の職業訓練については、昭和三十六年度においては、一般職業訓練所十箇所総合職業訓練所五箇所において実施しているが、このほか、昭和三十六年度には北海道三箇所、佐賀一箇所、計四箇所に総合職業訓練所を新設することとしており、今後ともこれらの整備拡充に努力したい。

四、石炭鉱業離職者地域の保健については、訪問および検診を重点的に行ない、健康の保持増進に努めるとともに、その地域の水道整備についても、その緊要性を考慮して現行補助制度および融資制度を活用し善処したい。また、石炭産業離職者地域で住宅需要が急増している地域については、公営、公庫、公団住宅の建設計画を策定する場合において考慮することとしたい。

五、および八、石炭産業離職地域における要保護者については、直ちに保護を要する者に対する措置に欠けるところがないよう今後とも留意したい。

六、石炭産業離職者地域の児童福祉については、地元児童相談所の強化充実、保育所の設置の促進等現行の児童福祉制度を十分活用してその充実を図つていきたい。また、給食、就学対策等については、石炭産業離職者地域を含め、一般の要保護、準要保護児童生徒に対し、学校給食費、教科書代、修学旅行費等について市町村および国の援助が行なわれているが、このほか、炭鉱不況により、新たに要保護、準要保護世帯となつた家庭の児童生徒に対しては、学校給食費、教科書代、修学旅行費等について予算の範囲内において特別の措置を講じてきているが、今後とも同様の措置をとることとしたい。

七、石炭産業離職者地域の内職指導については、福岡県に設置された内職公共職業補導所を通じて内職必要者に対する諸援助を行なつているが、今後も炭鉱地帯に対しては、特に重点を置き、他府県との連絡を密にし、さらに巡回指導、技術補導を積極的に推進していく所存である。

失業対策事業労務者の石炭手当に関する請願（第一五五号）	同	昭和三十六年度において、北海道の失業対策事業就労者の賃金につき冬期六日間一人一日二十円の加算措置を講じている。 地方負担の軽減については、今後とも努力したい。また、失業対策事業の資材費および事務費の単価については、昭和三十六年度予算においてそれぞれ六十九円および四千四百二十五円に引き上げた。 一、失業対策事業の根本的改正について (一)今後とも検討を重ねるとともに、その強力体制の整備を図ることとする。 (二)社会保障への切替えについては、現行生活保護制度、失業保険等との関連で問題も多いので、慎重に検討することとし、比較的労働能力の高い者については、日雇労働者転職促進訓練事業および雇用促進事業団による就職資金の貸付制度の活用等によりその一般雇用の復帰について努力を重ねてきたが、今後も、転職訓練の拡充等により民間雇用への復帰を促進していく予定である。 (三)慎重に検討を進めることとしたい。 (四)昭和三十六年度においては、事務費単価や監督員の賃金の引き上げ等の措置を講ずることによつて、事業運営の合理化を図つている。 (五) 二、失業対策事業費の引き上げについて (一)および(二)地方公共団体が負担する失業対策事業費は、普通交付税の算定基礎たる基準財政需要額のうちに考慮されており、さらに失業情勢の変動による特別の財政需要の増加に対しては、高率補助制度の適用のほかに、特別交付税をもつて補てんする等の財政措置を行なつてきている。また、事業費単価については、昭和三十六年度予算において約六十円の引き上げを行なつた。また、地方負担の軽減については、今後とも努力したい。 (三)失業対策事業の事業規模の増加については、雇用失業情勢の動向を慎重に見きわめて措置することとする。また、失業対策事業就労者の月間就労日数については、民間、公共事業等を含めて平均二一・五日を確保することとしている。 (四)失業者多発地域対策については、従来の方針にしたがつて引き続き実施しているが、失業者が多数存在し失業対策事業の事業規模が大きく財政所存である。また、失業者の負担が過重になつている地方公共団体に対しては、失業対策事業費その負担に比し高率補助制度の適用により地方負担の軽減を図つていきたい。
同	同	炭鉱離職者緊急就労対策事業費増額に関する請願（第二五二号）
同	同	駐留軍関係離職者対策に関する請願（第二五〇号）
同	建設省	昭和三十六年度予算において二百円の大幅引き上げを行ない事業費単価を千五十円とした。 一、芦屋基地は、昭和三十五年十二月に全面閉鎖された。 二、米軍からの器材器具の援助を受けて請願の要望どおりの実施した。 三、政府関係中小企業金融機関が駐留軍関係離職者による自立営業および企業組合に対して融資するに当つては、担保条件の緩和、償還期限の延長等可能な範囲において好意的配慮を加えているが、特別枠を設けることは、資金の効率的な運用を阻害することとなるので適当でないと考える。 四、昭和三十六年七月雇用促進事業団を設立し、同事業団の業務の一環として、広域職業紹介により就職する者のための宿舎の設置および運営を行なつている。 五、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十八号）により、雇用促進事業団が駐留軍関係離職者に対して移転費用および職業訓練費用を支給することとなつており、これに要する経費については、すでに同事業団の昭和三十六年度予算に計上ずみである。 六、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）の制定により設置された。 七、昭和三十六年度予算においては、広域職業紹介を行なうためのであり、職業安定機関の職員に増員したところであり、職業安定機関の職員についても増員を図ることにより、職業紹介活動の拡充強化に努めている。 八、特別給付金支給の給料および越旨から支給基準を改正し増額することは、困難である。 九、現在のところ増額および制度改正を行なうことは極めて困難である。 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四条の二の規定により、連年災害における国庫負担率の特例を適用し、高率な国庫負担を行なつている。 全国的幹線道路網との関連もあるので、調査のうえ、検討したい。 右に同じ。 右に同じ。 今後日本道路公団をして十分検討させることとしたい。 一、昭和三十六年度を初年度とする総投資額二兆一千億円の規模による新道路整備五箇年計画を策定することとしている。
同	同	京都府京北町の風水害復旧工事に関する請願（第一八二号）
同	同	国道一六一号線の一級国道昇格に関する請願（第六号）
同	同	二級国道清水上田線の一級国道昇格に関する請願（第六五号）
同	同	地方道岩手県久慈市、秋田県十和田町間の二級国道指定促進に関する請願（第九一号）
同	同	山形県笹谷トンネルを有料道路方式として開さくするの請願（第一六号）
同	同	新道路整備五箇年計画完全成立等に関する請願（第一三八号）

北海道における海岸侵食防止対策促進に関する請願（二件）（第一五七、一五八号）	同	二、道路整備財源の拡充を図るため、昭和三十六年度以降揮発油及び軽油に対する課税率を引げるとともに、一般財源の投入の増額により措置したい。 三、全国的幹線道路網との関連もあるので、目下慎重に検討中である。 四、高速自動車道路網については、昭和三十五年度より調査しているので、その調査結果をまつて、路線計画を設定したい。 五、目下検討中である。 六、新道路整備五箇年計画の一環として拡充を図ることにしている。
滋賀県野洲川の直轄河川編入に関する請願（第五号）	同	海岸防災の十全を期するため、今後一層の促進を図りたい。 なお、長期計画の策定並びに国庫負担率の引き上げについては、検討することとしたい。
市町村職員の退職手当算定基礎勤続年限全国通算に関する請願（第一九六号）	自治省	現在河川、改修計画に関する基本調査を実施中であり、この調査の結果を検討のうえ、できる限り早期に善処したい。 現行制度における市町村立高等学校教職員の給料その他の給与は、各市町村においてそれぞれ条例によつて定めることとされており、退職手当についてのみ、にわかに法的措置を講ずることは困難であるが、退職手当に関する条例の整備について地方公共団体に対し指導することとしたい。
水害を受けた市町村に対する起債の特例措置の請願（第一七号）	同	新潟県下の市町村については、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害等を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和三十五年法律第百十四号）で定められた所要の基準に該当するものがなかつたため、当該地方債の発行が認められなかつたものである。また、小災害復旧事業に対しては、全面的に被害の程度からみて、昭和三十四年の場合と同様な特例措置は必要としないものとされ、通常の地方債を認める従来の方式により措置されたものである。
市町村職員の給与基準是正に関する請願（第六六号）	同	給与に関する条例、規則等の整備を行ない、かつ長期的な視野に立つて、総合的、現実的な給与合理化計画を樹立し、適正な給与制度を確立するよう要請してきたが、今後もこの方針による指導を続けることとしたい。

第三十八回国会参議院において採択された請願の処理経過

件名	主管庁	請願に対する処理要領
退職公務員の恩給等改定に関する請願（第三三五号）	総理府	恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十九号）の制定により請願の趣旨は達せられた。
軍人恩給の加算制復元に関する請願（十二件）（第一〇六、一七八、一九四、一九五、二六六、二九七、三八一、四四一、六五四、一四七、一一八四〇、二八一四号）	同	右に同じ。
恩給の不均衡是正等に関する請願（第二六四六号）	同	傷病者の増加恩給等是正に関する請願（七件）（第七三、一〇一、二八二、三四九、三六八、三八〇、五七八号）
元南満洲鉄道の職員に関する恩給法の特例制定に関する請願（八件）（第八四七、九一〇、九一一、一一五、一一八八、一二七八、一一二七九、一四六一号）	同	国家の財政事情等諸般の事情を十分考慮に入れなければならないので、直ちに増額し、かつ、退職公務員の恩給を自動的に改定するような法的措置を講ずることは困難であると考える。 一、現行の増加恩給第一項症の金額を、請願にあるように、増額することは、他の恩給扶助料との均衡上からみて困難である。 二、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十九号）において間差の手直しが行なわれて間もないことから考えて請願のようにれて措置することは困難である。 三、恩給は、すべて退職時の条件に応じて給されるものであるから、特例的に認められる退職後出生した子女加給の額を退職当時からの家族での加給額と全く同様に取り扱うことは困難である。また、傷害年金受給者に対して家族加給を認めることについて、請願のように措置することは困難であると考える。 四、恩給法別表第一号表ノ二および三の傷病の程度に関する規定に不適当な点があると一部を改めることに足る根拠に乏しいのみならず、傷病恩給の内部において新たな不均衡を生ずるおそれがあるので、にわかに請願の要旨には賛成しがたい。 五、昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十二項第一項ただし書の規定により給される一時金については、傷病年金のいわば打切補償的性格を有するものであるから、同条に規定する症状の範囲内における症状の変化に応じて請願のように措置することは、その本旨に反することとなり適当ではないと考える。 請願のように措置することは、終戦による諸機関の解体という、いわば恩給法以前の問題を恩給にしわよせすることとなり、不適当であると考える。 一、恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十九号）の制定により請願の趣旨は達せられた。 二、恩給法においては、軍人の職務は文官のそれに比し経済的取得能力の減損が多い関係上、定められている必要があるからである。したがつて、計算する請願のように措置することは適当でないと考えられる。 三、国家の財政事情等諸般の事情を十分考慮

軍人恩給引上げ等に関する請願（第一一号）	同	に入れなければならないので、今後慎重に検討したい。 四、数次に亘る是正措置の結果、十分均衡がとれていると考える。 右に同じ。
公共用水域の水質保全経費増額に関する請願（第四〇二号）	同	水質汚濁に関する紛争の解決等による産業の相互協和と公衆衛生の向上に資するため、将来とも経費の十分な確保について、遺憾なきを期することとしたい。
コール・ガール組織対策に関する請願（第二四〇四号）	同	ガイド・クラブ、観光クラブ等の名称を用いている業態等の業者のうちにはせん情的な広告を用いて客を誘い計画的に婦女に売春をさせているの疑いのもたれるものもあるので、厳重な視察取締りを行なつているが、請願の趣旨を尊重し、この種の事犯に対してはさらに引き続き強力な取締りを行なうこととする。
暫定手当解消等に関する請願（二件）（第六〇一、七〇八、七八六号）	同	暫定手当の整理を含むいわゆる地域給に対する処置については、人事院の勧告に基づいて行なう立前になつているのでその勧告をまつて慎重に検討したい。 なお、同一市町村内における暫定手当の不均衡地域については、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十二号）の制定によりその最低級地の一段階引き上げが行なわれた。
福島県都路村の寒冷地手当に関する請願（二件）（第二四、九一九号）	同	寒冷地手当の支給割合および支給地域区分の改正については、人事院の調査研究をまちその勧告に基づいて慎重に検討したい。 なお、寒冷地手当の支給地域区分については、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当および薪炭手当支給規程の一部を改正する総理府令（総理府令第四十一号）によりその一部改正が行なわれた。
福島県船引町旧移村地区の寒冷地手当に関する請願（二件）（第二五、九二〇号）	同	右に同じ。
富山県細入郵便局区内の寒冷地手当に関する請願（第六七号）	同	右に同じ。
兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願（二件）（第九二、九三号）	同	右に同じ。
福島県熱海町の寒冷地手当に関する請願（第七八五号）	同	右に同じ。
公務員の寒冷地手当に関する請願（六十一件）（第八〇六、八三一、八七〇、九一三、九三三、九三一、九五一、九五二、九五三、九五四、九五五、九七〇、九九二、九九八、九八六、九八九、九八四、九八五、九八二、九七一、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五号）	同	寒冷地手当の支給割合および支給地域区分の改正については、人事院の調査研究をまちその勧告に基づいて慎重に検討したい。 なお寒冷地手当の支給地域区分については国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当および薪炭手当支給規程の一部を改正する総理府令（総理府令第四十一号）によりその一部改正が行なわれた。 目下実態調査を行なつているので、その結論をまつて措置することが適当と考える。
岩手県花巻市の寒冷地手当に関する請願（第二一二八号）	同	
建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願（七十一件）（第八六四、九一四、九一二、九二二、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、九三一、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四一、九四二、九四三、九四四、九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五一、九五二、九五三、九五四、九五五、九五六、九五七、九五八、九五九、九六〇、九六一、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九六八、九六九、九七〇、九七一、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五号）	同	

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願（八十六件）（第九二一、九八七、一〇一、一〇六、一〇二四、一〇二五、一〇六五、一〇一、一〇六六、一〇七〇、一〇六八、一〇九、一〇七一、一〇七二、一〇八九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇六、一一〇七、一一〇八、一一〇九、一一一〇、一一一一、一一一二、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一九、一一二〇、一一二一、一一二二、一一二三、一一二四、一一二五、一一二六、一一二七、一一二八、一一二九、一一三〇、一一三一、一一三二、一一三三、一一三四、一一三五、一一三六、一一三七、一一三八、一一三九、一一四〇、一一四一、一一四二、一一四三、一一四四、一一四五、一一四六、一一四七、一一四八、一一四九、一一五〇、一一五一、一一五二、一一五三、一一五四、一一五五、一一五六、一一五七、一一五八、一一五九、一一六〇、一一六一、一一六二、一一六三、一一六四、一一六五、一一六六、一一六七、一一六八、一一六九、一一七〇、一一七一、一一七二、一一七三、一一七四、一一七五、一一七六、一一七七、一一七八、一一七九、一一八〇、一一八一、一一八二、一一八三、一一八四、一一八五、一一八六、一一八七、一一八八、一一八九、一一九〇、一一九一、一一九二、一一九三、一一九四、一一九五、一一九六、一一九七、一一九八、一一九九、一二〇〇、一二〇一、一二〇二、一二〇三、一二〇四、一二〇五、一二〇六、一二〇七、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一一、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、一二二〇、一二二一、一二二二、一二二三、一二二四、一二二五、一二二六、一二二七、一二二八、一二二九、一二三〇、一二三一、一二三二、一二三三、一二三四、一二三五、一二三六、一二三七、一二三八、一二三九、一二四〇、一二四一、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五、一二四六、一二四七、一二四八、一二四九、一二五〇、一二五一、一二五二、一二五三、一二五四、一二五五、一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六一、一二六二、一二六三、一二六四、一二六五、一二六六、一二六七、一二六八、一二六九、一二七〇、一二七一、一二七二、一二七三、一二七四、一二七五、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八一、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九一、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三一〇、一三一一、一三一二、一三一三、一三一四、一三一五、一三一六、一三一七、一三一八、一三一九、一三二〇、一三二一、一三二二、一三二三、一三二四、一三二五、一三二六、一三二七、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三一、一三三二、一三三三、一三三四、一三三五、一三三六、一三三七、一三三八、一三三九、一三四〇、一三四一、一三四二、一三四三、一三四四、一三四五、一三四六、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇、一三五一、一三五二、一三五三、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一三五九、一三六〇、一三六一、一三六二、一三六三、一三六四、一三六五、一三六六、一三六七、一三六八、一三六九、一三七〇、一三七一、一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七六、一三七七、一三七八、一三七九、一三八〇、一三八一、一三八二、一三八三、一三八四、一三八五、一三八六、一三八七、一三八八、一三八九、一三九〇、一三九一、一三九二、一三九三、一三九四、一三九五、一三九六、一三九七、一三九八、一三九九、一四〇〇、一四〇一、一四〇二、一四〇三、一四〇四、一四〇五、一四〇六、一四〇七、一四〇八、一四〇九、一四一〇、一四一一、一四一二、一四一三、一四一四、一四一五、一四一六、一四一七、一四一八、一四一九、一四二〇、一四二一、一四二二、一四二三、一四二四、一四二五、一四二六、一四二七、一四二八、一四二九、一四三〇、一四三一、一四三二、一四三三、一四三四、一四三五、一四三六、一四三七、一四三八、一四三九、一四四〇、一四四一、一四四二、一四四三、一四四四、一四四五、一四四六、一四四七、一四四八、一四四九、一四五〇、一四五一、一四五二、一四五三、一四五四、一四五五、一四五六、一四五七、一四五八、一四五九、一四六〇、一四六一、一四六二、一四六三、一四六四、一四六五、一四六六、一四六七、一四六八、一四六九、一四七〇、一四七一、一四七二、一四七三、一四七四、一四七五、一四七六、一四七七、一四七八、一四七九、一四八〇、一四八一、一四八二、一四八三、一四八四、一四八五、一四八六、一四八七、一四八八、一四八九、一四九〇、一四九一、一四九二、一四九三、一四九四、一四九五、一四九六、一四九七、一四九八、一四九九、一五〇〇、一五〇一、一五〇二、一五〇三、一五〇四、一五〇五、一五〇六、一五〇七、一五〇八、一五〇九、一五一〇、一五一一、一五一二、一五一三、一五一四、一五一五、一五一六、一五一七、一五一八、一五一九、一五二〇、一五二一、一五二二、一五二三、一五二四、一五二五、一五二六、一五二七、一五二八、一五二九、一五三〇、一五三一、一五三二、一五三三、一五三四、一五三五、一五三六、一五三七、一五三八、一五三九、一五四〇、一五四一、一五四二、一五四三、一五四四、一五四五、一五四六、一五四七、一五四八、一五四九、一五五〇、一五五一、一五五二、一五五三、一五五四、一五五五、一五五六、一五五七、一五五八、一五五九、一五六〇、一五六一、一五六二、一五六三、一五六四、一五六五、一五六六、一五六七、一五六八、一五六九、一五七〇、一五七一、一五七二、一五七三、一五七四、一五七五、一五七六、一五七七、一五七八、一五七九、一五八〇、一五八一、一五八二、一五八三、一五八四、一五八五、一五八六、一五八七、一五八八、一五八九、一五九〇、一五九一、一五九二、一五九三、一五九四、一五九五、一五九六、一五九七、一五九八、一五九九、一六〇〇、一六〇一、一六〇二、一六〇三、一六〇四、一六〇五、一六〇六、一六〇七、一六〇八、一六〇九、一六一〇、一六一一、一六一二、一六一三、一六一四、一六一五、一六一六、一六一七、一六一八、一六一九、一六二〇、一六二一、一六二二、一六二三、一六二四、一六二五、一六二六、一六二七、一六二八、一六二九、一六三〇、一六三一、一六三二、一六三三、一六三四、一六三五、一六三六、一六三七、一六三八、一六三九、一六四〇、一六四一、一六四二、一六四三、一六四四、一六四五、一六四六、一六四七、一六四八、一六四九、一六五〇、一六五一、一六五二、一六五三、一六五四、一六五五、一六五六、一六五七、一六五八、一六五九、一六六〇、一六六一、一六六二、一六六三、一六六四、一六六五、一六六六、一六六七、一六六八、一六六九、一六七〇、一六七一、一六七二、一六七三、一六七四、一六七五、一六七六、一六七七、一六七八、一六七九、一六八〇、一六八一、一六八二、一六八三、一六八四、一六八五、一六八六、一六八七、一六八八、一六八九、一六九〇、一六九一、一六九二、一六九三、一六九四、一六九五、一六九六、一六九七、一六九八、一六九九、一七〇〇、一七〇一、一七〇二、一七〇三、一七〇四、一七〇五、一七〇六、一七〇七、一七〇八、一七〇九、一七一〇、一七一一、一七一二、一七一三、一七一四、一七一五、一七一六、一七一七、一七一八、一七一九、一七二〇、一七二一、一七二二、一七二三、一七二四、一七二五、一七二六、一七二七、一七二八、一七二九、一七三〇、一七三一、一七三二、一七三三、一七三四、一七三五、一七三六、一七三七、一七三八、一七三九、一七四〇、一七四一、一七四二、一七四三、一七四四、一七四五、一七四六、一七四七、一七四八、一七四九、一七五〇、一七五一、一七五二、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六、一七五七、一七五八、一七五九、一七六〇、一七六一、一七六二、一七六三、一七六四、一七六五、一七六六、一七六七、一七六八、一七六九、一七七〇、一七七一、一七七二、一七七三、一七七四、一七七五、一七七六、一七七七、一七七八、一七七九、一七八〇、一七八一、一七八二、一七八三、一七八四、一七八五、一七八六、一七八七、一七八八、一七八九、一七九〇、一七九一、一七九二、一七九三、一七九四、一七九五、一七九六、一七九七、一七九八、一七九九、一八〇〇、一八〇一、一八〇二、一八〇三、一八〇四、一八〇五、一八〇六、一八〇七、一八〇八、一八〇九、一八一〇、一八一一、一八一二、一八一三、一八一四、一八一五、一八一六、一八一七、一八一八、一八一九、一八二〇、一八二一、一八二二、一八二三、一八二四、一八二五、一八二六、一八二七、一八二八、一八二九、一八三〇、一八三一、一八三二、一八三三、一八三四、一八三五、一八三六、一八三七、一八三八、一八三九、一八四〇、一八四一、一八四二、一八四三、一八四四、一八四五、一八四六、一八四七、一八四八、一八四九、一八五〇、一八五一、一八五二、一八五三、一八五四、一八五五、一八五六、一八五七、一八五八、一八五九、一八六〇、一八六一、一八六二、一八六三、一八六四、一八六五、一八六六、一八六七、一八六八、一八六九、一八七〇、一八七一、一八七二、一八七三、一八七四、一八七五、一八七六、一八七七、一八七八、一八七九、一八八〇、一八八一、一八八二、一八八三、一八八四、一八八五、一八八六、一八八七、一八八八、一八八九、一八九〇、一八九一、一八九二、一八九三、一八九四、一八九五、一八九六、一八九七、一八九八、一八九九、一九〇〇、一九〇一、一九〇二、一九〇三、一九〇四、一九〇五、一九〇六、一九〇七、一九〇八、一九〇九、一九一〇、一九一一、一九一二、一九一三、一九一四、一九一五、一九一六、一九一七、一九一八、一九一九、一九二〇、一九二一、一九二二、一九二三、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九、一九三〇、一九三一、一九三二、一九三三、一九三四、一九三五、一九三六、一九三七、一九三八、一九三九、一九四〇、一九四一、一九四二、一九四三、一九四四、一九四五、一九四六、一九四七、一九四八、一九四九、一九五〇、一九五一、一九五二、一九五三、一九五四、一九五五、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇、一九六一、一九六二、一九六三、一九六四、一九六五、一九六六、一九六七、一九六八、一九六九、一九七〇、一九七一、一九七二、一九七三、一九七四、一九七五、一九七六、一九七七、一九七八、一九七九、一九八〇、一九八一、一九八二、一九八三、一九八四、一九八五、一九八六、一九八七、一九八八、一九八九、一九九〇、一九九一、一九九二、一九九三、一九九四、一九九五、一九九六、一九九七、一九九八、一九九九、二〇〇〇、二〇〇一、二〇〇二、二〇〇三、二〇〇四、二〇〇五、二〇〇六、二〇〇七、二〇〇八、二〇〇九、二〇一〇、二〇一一、二〇一二、二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二一、二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三一、二〇三二、二〇三三、二〇三四、二〇三五、二〇三六、二〇三七、二〇三八、二〇三九、二〇四〇、二〇四一、二〇四二、二〇四三、二〇四四、二〇四五、二〇四六、二〇四七、二〇四八、二〇四九、二〇五〇、二〇五一、二〇五二、二〇五三、二〇五四、二〇五五、二〇五六、二〇五七、二〇五八、二〇五九、二〇六〇、二〇六一、二〇六二、二〇六三、二〇六四、二〇六五、二〇六六、二〇六七、二〇六八、二〇六九、二〇七〇、二〇七一、二〇七二、二〇七三、二〇七四、二〇七五、二〇七六、二〇七七、二〇七八、二〇七九、二〇八〇、二〇八一、二〇八二、二〇八三、二〇八四、二〇八五、二〇八六、二〇八七、二〇八八、二〇八九、二〇九〇、二〇九一、二〇九二、二〇九三、二〇九四、二〇九五、二〇九六、二〇九七、二〇九八、二〇九九、二一〇〇、二一〇一、二一〇二、二一〇三、二一〇四、二一〇五、二一〇六、二一〇七、二一〇八、二一〇九、二一一〇、二一一一、二一一二、二一一三、二一一四、二一一五、二一一六、二一一七、二一一八、二一一九、二一二〇、二一二一、二一二二、二一二三、二一二四、二一二五、二一二六、二一二七、二一二八、二一二九、二一三〇、二一三一、二一三二、二一三三、二一三四、二一三五、二一三六、二一三七、二一三八、二一三九、二一四〇、二一四一、二一四二、二一四三、二一四四、二一四五、二一四六、二一四七、二一四八、二一四九、二一五〇、二一五一、二一五二、二一五三、二一五四、二一五五、二一五六、二一五七、二一五八、二一五九、二一六〇、二一六一、二一六二、二一六三、二一六四、二一六五、二一六六、二一六七、二一六八、二一六九、二一七〇、二一七一、二一七二、二一七三、二一七四、二一七五、二一七六、二一七七、二一七八、二一七九、二一八〇、二一八一、二一八二、二一八三、二一八四、二一八五、二一八六、二一八七、二一八八、二一八九、二一九〇、二一九一、二一九二、二一九三、二一九四、二一九五、二一九六、二一九七、二一九八、二一九九、二二〇〇、二二〇一、二二〇二、二二〇三、二二〇四、二二〇五、二二〇六、二二〇七、二二〇八、二二〇九、二二一〇、二二一一、二二一二、二二一三、二二一四、二二一五、二二一六、二二一七、二二一八、二二一九、二二二〇、二二二一、二二二二、二二二三、二二二四、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇、二二三一、二二三二、二二三三、二二三四、二二三五、二二三六、二二三七、二二三八、二二三九、二二四〇、二二四一、二二四二、二二四三、二二四四、二二四五、二二四六、二二四七、二二四八、二二四九、二二五〇、二二五一、二二五二、二二五三、二二五四、二二五五、二二五六、二二五七、二二五八、二二五九、二二六〇、二二六一、二二六二、二二六三、二二六四、二二六五、二二六六、二二六七、二二六八、二二六九、二二七〇、二二七一、二二七二、二二七三、二二七四、二二七五、二二七六、二二七七、二二七八、二二七九、二二八〇、二二八一、二二八二、二二八三、二二八四、二二八五、二二八六、二二八七、二二八八、二二八九、二二九〇、二二九一、二二九二、二二九三、二二九四、二二九五、二二九六、二二九七、二二九八、二二九九、二三〇〇、二三〇一、二三〇二、二三〇三、二三〇四、二三〇五、二三〇六、二三〇七、二三〇八、二三〇九、二三一〇、二三一一、二三一二、二三一三、二三一四、二三一五、二三一六、二三一七、二三一八、二三一九、二三二〇、二三二一、二三二二、二三二三、二三二四、二三二五、二三二六、二三二七、二三二八、二三二九、二三三〇、二三三一、二三三二、二三三三、二三三四、二三三五、二三三六、二三三七、二三三八、二三三九、二三四〇、二三四一、二三四二、二三四三、二三四四、二三四五、二三四六、二三四七、二三四八、二三四九、二三五〇、二三五一、二三五二、二三五三、二三五四、二三五五、二三五六、二三五七、二三五八、二三五九、二三六〇、二三六一、二三六二、二三六三、二三六四、二三六五、二三六六、二三六七、二三六八、二三六九、二三七〇、二三七一、二三七二、二三七三、二三七四、二三七五、二三七六、二三七七、二三七八、二三七九、二三八〇、二三八一、二三八二、二三八三、二三八四、二三八五、二三八六、二三八七、二三八八、二三八九、二三九〇、二三九一、二三九二、二三九三、二三九四、二三九五、二三九六、二三九七、二三九八、二三九九、二四〇〇、二四〇一、二四〇二、二四〇三、二四〇四、二四〇五、二四〇六、二四〇七、二四〇八、二四〇九、二四一〇、二四一一、二四一二、二四一三、二四一四、二四一五、二四一六、二四一七、二四一八、二四一九、二四二〇、二四二一、二四二二、二四二三、二四二四、二四二五、二四二六、二四二七、二四二八、二四二九、二四三〇、二四三一、二四三二、二四三三、二四三四、二四三五、二四三六、二四三七、二四三八、二四三九、二四四〇、二四四一、二四四二、二四四三、二四四四、二四四五、二四四六、二四四七、二四四八、二四四九、二四五〇、二四五一、二四五二、二四五三、二四五四、二四五五、二四五六、二四五七、二四五八、二四五九、二四六〇、二四六一、二四六二、二四六三、二四六四、二四六五、二四六六、二四六七、二四六八、二四六九、二四七〇、二四七一、二四七二、二四七三、二四七四、二四七五、二四七六、二四七七、二四七八、二四七九、二四八〇、二四八一、二四八二、二四八三、二四八四、二四八五、二四八六、二四八七、二四八八、二四八九、二四九〇、二四九一、二四九二、二四九三、二四九四、二四九五、二四九六、二四九七、二四九八、二四九九、二五〇〇、二五〇一、二五〇二、二五〇三、二五〇四、二五〇五、二五〇六、二五〇七、二五〇八、二五〇九、二五一〇、二五一一、二五一二、二五一三、二五一四、二五一五、二五一六、二五一七、二五一八、二五一九、二五二〇、二五二一、二五二二、二五二三、二五二四、二五二五、二五二六、二五二七、二五二八、二五二九、二五三〇、二五三一、二五三二、二五三三、二五三四、二五三五、二五三六、二五三七、二五三八、二五三九、二五四〇、二五四一、二五四二、二五四三、二五四四、二五四五、二五四六、二五四七、二五四八、二五四九、二五五〇、二五五一、二五五二、二五五三、二五五四、二五五五、二五五六、二五五七、二五五八、二五五九、二五六〇、二五六一、二五六二、二五六三、二五六四、二五六五、二五六六、二五六七、二五六八、二五六九、二五七〇、二五七一、二五七二、二五七三、二五七四、二五七五、二五七六、二五七七、二五七八、二五七九、二五八〇、二五八一、二五八二、二五八三、二五八四、二五八五、二五八六、二五八七、二五八八、二五八九、二五九〇、二五九一、二五九二、二五九三、二五九四、二五九五、二五九六、二五九七、二五九八、二五九九、二六〇〇、二六〇一、二六〇二、二六〇三、二六〇四、二六〇五、二六〇六、二六〇七、二六〇八、二六〇九、二六一〇、二六一一、二六一二、二六一三、二六一四、二六一五、二六一六、二六一七、二六一八、二六一九、二六二〇、二六二一、二六二二、二六二三、二六二四、二六二五、二六二六、二六二七、二六二八、二六二九、二六三〇、二六三一、二六三二、二六三三、二六三四、二六三五、二六三六、二六三七、二六三八、二六三九、二六四〇、二六四一、二六四二、二六四三、二六四四、二六四五、二六四六、二六四七、二六四八、二六四九、二六五〇、二六五一、二六五二、二六五三、二六五四、二六五五、二六五六、二六五七、二六五八、二六五九、二六六〇、二六六一、二六六二、二六六三、二六六四、二六六五、二六六六、二六六七、二六六八、二六六九、二六七〇、二六七一、二六七二、二六七三、二六七四、二六七五、二六七六、二六七七、二六七八、二六七九、二六八〇、二六八一、二六八二、二六八三、二六八四、二六八五、二六八六、二六八七、二六八八、二六八九、二六九〇、二六九一、二六九二、二六九三、二六九四、二六九五、二六九六、二六九七、二六九八、二六九九、二七〇〇、二七〇一、二七〇二、二七〇三、二七〇四、二七〇五、二七〇六、二七〇七、二七〇八、二七〇九、二七一〇、二七一一、二七一二、二七一三、二七一四、二七一五、二七一六、二七一七、二七一八、二七一九、二七二〇、二七二一、二七二二、二七二三、二七二四、二七二五、二七二六、二七二七、二七二八、二七二九、二七三〇、二七三一、二七三二、二七三三、二七三四、二七三五、二七三六、二七三七、二七三八、二七三九、二七四〇、二七四一、二七四二、二七四三、二七四四、二七四五、二七四六、二七四七、二七四八、二七四九、二七五〇、二七五一、二七五二、二七五三、二七五四、二七五五、二七五六、二七五七、二七五八、二七五九、二七六〇、二七六一、二七六二、二七六三、二七六四、二七六五、二七六六、二七六七、二七六八、二七六九、二七七〇、二七七一、二七七二、二七七三、二七七四、二七七五、二七七六、二七七七、二七七八、二七七九、二七八〇、二七八一、二七八二、二七八三、二七八四、二七八五、二七八六、二七八七、二七八八、二七八九、二七九〇、二七九一、二七九二、二七九三、二七九四、二七九五、二七九六、二七九七、二七九八、二七九九、二八〇〇、二八〇一、二八〇二、二八〇三、二八〇四、二八〇五、二八〇六、二八〇七、二八〇八、二八〇九、二八一〇、二八一一、二八一二、二八一三、二八一四、二八一五、二八一六、二八一七、二八一八、二八一九、二八二〇、二八二一、二八二二、二八二三、二八二四、二八二五、二八二六、二八二七、二八二八、二八二九、二八三〇、二八三一、二八三二、二八三三、二八三四、二八三五、二八三六、二八三七、二八三八、二八三九、二八四〇、二八四一、二八四二、二八四三、二八四四、二八四五、二八四六、二八四七、二八四八、二八四九、二八五〇、二八五一、二八五二、二八五三、二八五四、二八五五、二八五六、二八五七、二八五八、二八五九、二八六〇、二八六一、二八六二、二八六三、二八六四、二八六五、二八六六、二八六七、二八六八、二八六九、二八七〇、二八七一、二八七二、二八七三、二八七四、二八七五、二八七六、二八七七、二八七八、二八七九、二八八〇、二八八一、二八八二、二八八三、二八八四、二八八五、二八八六、二八八七、二八八八、二八八九、二八九〇、二八九一、二八九二、二八九三、二八九四、二八九五、二八九六、二八九七、二八九八、二八九九、二九〇〇、二九〇一、二九〇二、二九〇三、二九〇四、二九〇五、二九〇六、二九〇七、二九〇八、二九〇九、二九一〇、二九一一、二九一二、二九一三、二九一四、二九一五、二九一六、二九一七、二九一八、二九一九、二九二〇、二九二一、二九二二、二九二三、二九二四、二九二五、二九二六、二九二七、二九二八、二九二九、二九三〇、二九三一、二九三二、二九三三、二九三四、二九三五、二九三六、二九三七、二九三八、二九三九、二九四〇、二九四一、二九四二、二九四三、二九四四、二九四五、二九四六、二九四七、二九四八、二九四九、二九五〇、二九五一、二九五二、二九五三、二九五四、二九五五、二九五六、二九五七、二九五八、二九五九、二九六〇、二九六一、二九六二、二九六三、二九六四、二九六五、二九六六、二九六七、二九六八、二九六九、二九七〇、二九七一、二九七二、二九七三、二九七四、二九七五、二九七六、二九七七、二九七八、二九七九、二九八〇、二九八一、二九八二、二九八三、二九八四、二九八五、二九八六、二九八七、二九八八、二九八九、二九九〇、二九九一、二九九二、二九九三、二九九四、二九九五、二九九六、二九九七、二九九八、二九九九、三〇〇〇、三〇〇一、三〇〇二、三〇〇三、三〇〇四、三〇〇五、三〇〇六、三〇〇七、三〇〇八、三〇〇九、三〇一〇、三〇一一、三〇一二、三〇一三、三〇一四、三〇一五、三〇一六、三〇一七、三〇一八、三〇一九、三〇二〇、三〇二一、三〇二二、三〇二三、三〇二四、三〇二五、三〇二六、三〇二七、三〇二八、三〇二九、三〇三〇、三〇三一、三〇三二、三〇三三、三〇三四、三〇三五、三〇三六、三〇三七、三〇三八、三〇三九、三〇四〇、三〇四一、三〇四二、三〇四三、三〇四四、三〇四五、三〇四六、三〇四七、三〇四八、三〇四九、三〇五〇、三〇五一、三〇五二、三〇五三、三〇五四、三〇五五、三〇五六、三〇五七、三〇五八、三〇五九、三〇六〇、三〇六一、三〇六二、三〇六三、三〇六四、三〇六五、三〇六六、三〇六七、三〇六八、三〇六九、三〇七〇、三〇七一、三〇七二、三〇七三、三〇七四、三〇七五、三〇七六、三〇七七、三〇七八、三〇七九、三〇八〇、三〇八一、三〇八二、三〇八三、三〇八四、三〇八五、三〇八六、三〇八七、三〇八八、三〇八九、三〇九〇、三〇九一、三〇九二、三〇九三、三〇九四、三〇九五、三〇九六、三〇九七、三〇九八、三〇九九、三一〇〇、三一〇一、三一〇二、三一〇三、三一〇四、三一〇五、三一〇六、三一〇七、三一〇八、三一〇九、三一一〇、三一一一、三一一二、三一一三、三一一四、三一一五、三一一六、三一一七、三一一八、三一一九、三一二〇、三一二一、三一二二、三一二三、三一二四、三一二五、三一二六、三一二七、三一二八、三一二九、三一三〇、三一三一、三一三二、三一三三、三一三四、三一三五、三一三六、三一三七、三一三八、三一三九、三一四〇、三一四一、三一四二、三一四三、三一四四、三一四五、三一四六、三一四七、三一四八、三一四九、三一五〇、三一五一、三一五二、三一五三、三一五四、三一五五、三一五六、三一五七、三一五八、三一五九、三一六〇、三一六一、三一六二、三一六三、三一六四、三一六五、三一六六、三一六七、三一六八、三一六九、三一七〇、三一七一、三一七二、三一七三、三一七四、三一七五、三一七六、三一七七、三一七八、三一七九、三一八〇、三一八一、三一八二、三一八三、三一八四、三一八五、三一八六、三一八七、三一八八、三一八九、三一九〇、三一九一、三一九二、三一九三、三一九四、三一九五、三一九六、三一九七、三一九八、三一九九、三二〇〇、三二〇一、三二〇二、三二〇三、三二〇四、三二〇五、三二〇六、三二〇七、三二〇八、三二〇九、三二一〇、三二一一、三二一二、三二一三、三二一四、三二一五、三二一六、三二一七、三二一八、三二一九、三二二〇、三二二一、三二二二、三二二三、三二二四、三二二五、三二二六、三二二七、三二二八、三二二九、三二三〇、三二三一、三二三二、三二三三、三二三四、三二三五、三二三六、三二三七、三二三八、三二三九、三二四〇、三二四一、三二四二、三二四三、三二四四、三二四五、三二四六、三二四七、三二四八、三二四九、三二五〇、三二五一、三二五二、三二五三、三二五四、三二五五、三二五六、三二五七、三二五八、三二五九、三二六〇、三二六一、三二六二、三二六三、三二六四、三二六五、三二六六、三二六七、三二六八、三二六九、三二七〇、三二七一、三二七二、三二七三、三二七四、三二七五、三二七六、三二七七、三二七八、三二七九、三二八〇、三二八一、三二八二、三二八三、三二八四、三二八五、三二八六、三二八七、三二八八、三二八九、三二九〇、三二九一、三二九二、三二九三、三二九四、三二九五、三二九六、三二九七、三二九八、三二九九、三三〇〇、三三〇一、三三〇二、三三〇三、三三〇四、三三〇五、三三〇六、三三〇七、三三〇八、三三〇九、三三一〇、三三一一、三三一二、三三一三、三三一四、三三一五、三三一六、三三一七、三三一八、三三一九、三三二〇、三三二一、三三二二、三三二三、三三二四、三三二五、三三二六、三三二七、三三二八、三三二九、三三三〇、三三三一、三三三二、三三三三、三三三四、三三三五、三三三六、三三三七、三三三八、三三三九、三三四〇、三三四一、三三四二、三三四三、三三四四、三三四五、三三四六、三三四七、三三四八、三三四九、三三五〇、三三五一、三三五二、三三五三、三三五四、三三五五、三三五六、三三五七、三三五八、三三五九、三三六〇、三三六一、三三六二、三三六三、三三六四、三三六五、三三六六、三三六七、三三六八、三三六九、三三七〇、三三七一、三三七二、三三七三、三三七四、三三七五、三三七六、三三七七、三三七八、三三七九、三三八〇、三三八一、三三八二、三三八三、三三八四、三三八五、三三八六、三三八七、三三八八、三三八九、三三九〇、三三九一、三三九二、三三九三、三三九四、三三九五、三三九六、三三九七、三三九八、三三九九、三四〇〇、三四〇一、三四〇二、三四〇三、三四〇四、三四〇五、三四〇六、三四〇七、三四〇八、三四〇九、三四一〇、三四一一、三四一二、三四一三、三四一四、三四一五、三四一六、三四一七、三四一八、三四一九、三四二〇、三四二一、三四二二、三四二三、三四二四、三四二五、三四二六、三四二七、三四二八、三四二九、三四三〇、三四三一、三四三二、三四三三、三四三四、三四三五、三四三六、三四三七、三四三八、三四三九、三四四〇、三四四一、三四四二、三四四三、三四四四、三四四五、三四四六、三四四七、三四四八、三四四九、三四五〇、三四五一、三四五二、三四五三、三四五四、三四五五、三四五六、三四五七、三四五八、三四五九、三四六〇、三四六一、三四六二、三四六三、三四六四、三四六五、三四六六、三四六七、三四六八、三四六九、三四七〇、三四七一、三四七二、三四七三、三四七四、三四七五、三四七六、三四七七、三四七八、三四七九、三四八〇、三四八一、三四八二、三四八三、三四八四、三四八五、三四八六、三四八七、三四八八、三四八九、三四九〇、三四九一、三四九二、三四九三、三四九四、三四九五、三四九六、三四九七、三四九八、三四九九、三五〇〇、三五〇一、三五〇二、三五〇三、三五〇四、三五〇五、三五〇六、三五〇七、三五〇八、三五〇九、三五一〇、三五一一、三五一二、三五一三、三五一四、三五一五、三五一六、三五一七、三五一八、三五一九、三五二〇、三五二一、三五二二、三五二三、三五二四、三五二五、三五二六、三五二七、三五二八、三五二九、三五三〇、三五三一、三五三二、三五三三、三五三四、三五三五、三五三六、三五三七、三五三八、三五三九、三五四〇、三五四一、三五四二、三五四三、三五四四、三五四五、三五四六、三五四七、三五四八、三五四九、三五五〇、三五五一、三五五二、三五五三、三五五四、三五五五、三五五六、三五五七、三五五八、三五五九、三五六〇、三五六一、三五六二、三五六三、三五六四、三五六五、三五六六、三五六七、三五六八、三五六九、三五七〇、三五七一、三五七二、三五七三、三五七四、三五七五、三五七六、三五七七、三五七八、三五七九、三五八〇、三五八一、三五八二、三五八三、三五八四、三五八五、三五八六、三五八七、三五八八、三五八九、三五九〇、三五九一、三五九二、三五九三、三五九四、三五九五、三五九六、三五九七、三五九八、三五九九、三六〇〇、三六〇一、三六〇二、三六〇三、三六〇四、三六〇五、三六〇六、三六〇七、三六〇八、三六〇九、三六一〇、三六一一、三六一二、三六一三、三六一四、三六一五、三六一六、三六一七、三六一八、三六一九、三六二〇、三六二一、三六二二、三六二三、三六二四、三六二五、三六二六、三六二七、三六二八、三六二九、三六三〇、三六三一、三六三二、三六三三、三六三四、三六三五、三六三六、三六三七、三六三八、三六三九、三六四〇、三六四一、三六四二、三六四三、三六四四、三六四五、三六四六、三六四七、三六四八、三六四九、三六五〇、三六五一、三六五二、三六五三、三六五四、三六五五、三六五六、三六五七、三六五八、三六五九、三六六〇、三六六一、三六六二、三六六三、三六六四、三六六五、三六六六、三六六七、三六六八、三六六九、三六七〇、三六七一、三六七二、三六七三、三六七四、三六七五、三六七六、三六七七、三六七八、三六七九、三六八〇、三六八一、三六八二、三六八三、三六八四、三六八五、三六八六、三六八七、三六八八、三六八九、三六九〇、三六九一、三六九二、三六九三、三六九四、三六九五、三六九六、三六九七、三六九八、三六九九、三七〇〇、三七〇一、三七〇二、三七〇三、三七〇四、三七〇五、三七〇六、三七〇七、三七〇八、三七〇九、三七一〇、三七一一、三七一二、三七一三、三七一四、三七一五、三七一六、三七一七、三七一八、三七一九、三七二〇、三七二一、三七二二、三七二三、三七二四、三七二五、三七二六、三七二七、三七二八、三七二九、三七三〇、三七三一、三七三二、三七三三、三七三四、三七三五、三七三六、三七三七、三七三八、三七三九、三七四〇、三七四一、三七四二、三七四三、三七四四、三七四五、三七四六、三七四七、三七四八、三七四九、三七五〇、三七五一、三七五二、三七五三、三七五四、三七五五、三七五六、三七五七、三七五八、三七五九、三七六〇、三七六一、三七六二、三七六三、三七六四、三七六五、三七六六、三七六七、三七六八、三七六九、三七七〇、三七七一、三七七二、三七七三、三七七四、三七七五、三七七六、三七七七、三七七八、三七七九、三七八〇、三七八一、三七八二、三七八三、三七八四、三七八五、三七八六、三七八七、三七八八、三七八九、三七九〇、三七九一、三七九二、三七九三、三七九四、三七九五、三七九六、三七九七、三七九八、三七九九、三八〇〇、三八〇一、三八〇二、三八〇三、三八〇四、三八〇五、三八〇六、三八〇七、三八〇八、三八〇九、三八一〇、三八一一、三八一二、三八一三、三八一四、三八一五、三八一六、三八一七、三八一八、三八一九、三八二〇、三八二一、三八二二、三八二三、三八二四、三八二五、三八二六、三八二七、三八二八、三八二九、三八三〇、三八三一、三八三二、三八三三、三八三四、三八三五、三八三六、三八三七、三八三八、三八三九、三八四〇、三八四一、三八四二、三八四三、三八四四、三八四五、三八四六、三八四七、三八四八、三八四九、三八五〇、三八五一、三八五二、三八五三、三八五四、三八五五、三八五六、三八五七、三八五八、三八五九、三八六〇、三八六一、三八六二、三八六三、三八六四、三八六五、三八六六、三八六七、三八六八、三八六九、三八七〇、三八七一、三八七二、三八七三、三八七四、三八七五、三八七六、三八七七、三八七八、三八七九、三八八〇、三八八一、三八八二、三八八三、三八八四、三八八五、三八八六、三八八七、三八八八、三八八九、三八九〇、三八九一、三八九二、三八九三、三八九四、三八九五、三八九六、三八九七、三八九八、三八九九、三九〇〇、三九〇一、三九〇二、三九〇三、三九〇四、三九〇五、三九〇六、三九〇七、三九〇八、三九〇九、三九一〇、三九一一、三九一二、三九一三、三九一四、三九一五、三九一六、三九一七、三九一八、三九一九、三九二〇、三九二一、三九二二、三九二三、三九二四、三九二五、三九二六、三九二七、三九二八、三九二九、三九三〇、三九三一、三九三二、三九三三、三九三四、三九三五、三九三六、三九三七、三九三八、三九三九、三九四〇、三九四一、三九四二、三九四三、三九四四、三九四五、三九四六、三九四七、三九四八、三九四九、三九五〇、三九五一、三九五二、三九五三、三九五四、三九五五、三九五六、三九五七、三九五八、三九五九、三九六〇、三九六一、三九六二、三九六三、三九六四、三九六五、三九六六、三九六七、三九六八、三九六九、三九七〇、三九七一、三九七二、三九七三、三九七四、三九七五、三九七六、三九七七、三九七八、三九七九、三九八〇、三九八一、三九八二、三九八三、三九八四、三九八五、三九八六、三九八七、三九八八、三九八九、三九九〇、三九九一、三九九二、三九九三、三九九四、三九九五、三九九六、三九九七、三九九八、三九九九、四〇〇〇、四〇〇一、四〇〇二、四〇〇三、四〇〇四、四〇〇五、四〇〇六、四〇〇七、四〇〇八、四〇〇九、四〇一〇、四〇一一、四〇一二、四〇一三、四〇一四、四〇一五、四〇一六、四〇一七、四〇一八、四〇一九、四〇二〇、四〇二一、四〇二二、四〇二三、四〇二四、四〇二五、四〇二六、四〇二七、四〇二八、四〇二九、四〇三〇、四〇三一、四〇三二、四〇三三、四〇三四、四〇三五、四〇三六、四〇三七、四〇三八、四〇三九、四〇四〇、四〇四一、四〇四二、四〇四三、四〇四四、四〇四五、四〇四六、四〇四七、四〇四八、四〇四九、四〇五〇、四〇五一、四〇五二、四〇五三、四〇五四、四〇五五、四〇五六、四〇五七、四〇五八、四〇五九、四〇六〇、四〇六一、四〇六二、四〇六三、四〇六四、四〇

琵琶湖水資源開発に関する請願（第二五七四号）　同

九州地方開発促進に関する請願（第五四一号）　同

地方開発促進法制定に関する請願（二件）（第一三九一、一三九二号）　同

東北開発促進計画改定等に関する請願（第一七九四号）　同

近畿経済圏総合開発に関する請願（第二五七五号）　同

米軍板付基地の爆音影響総合調査に関する請願（二件）（第五〇六、九七四号）　同

なお、琵琶湖大橋の建設については、慎重に調査した後結論を出すことにしたい。

右に同じ。

国民所得倍増計画の構想（昭和三十五年十二月閣議決定）に基づき、全国における産業配置と公共投資の基本を定める全国総合開発計画を検討中であり、これと並行して後進地域における工業開発の拠点となるべき都市の建設その他後進地域の開発のための措置について、実施または検討中である。

十分検討して、地方開発上有効かつ適切な施策を講ずることとしたい。

全国総合開発計画草案（昭和三十六年七月閣議了解）の正式決定とともに検討したい。

全国の総合開発との関連を考慮して、具体的な施策を検討したい。

騒音による被害に対し防音工事、農業漁業の経営上の損失補償等できる限り対策を講じてきたが、なお種々の面で騒音による被害対策が求められているので、さらに被害状況の実態につき各方面にわたり総合的調査を行ない今後の施策の基礎とする方針である。

なお、昭和三十六年度に調査実施中のものおよび実施計画中のものは次のとおりである。

(一)　ア　昭和三十六年度実施中のもの

産卵量減少実態調査　昭和三十七年三月に結論が出る予定である。

イ　騒音分布調査

二十日より調査を実施している。

(二)　福岡市長と委託契約を締結し、七月三十六年度実施予定のもの

昭和周辺騒音の乳牛の搾乳におよぼす影響の調査

一、米軍用ジェット機自体にとりつける適当な消音装置が制作されるに至っていないが、将来可能となった場合には検討したい。

二、直ちに中止することは困難であるが、米軍においてはエンジンテストによって生ずる騒音をできるだけ減少させるための消音装置を目下米国において試作中であり、近い将来横田飛行場にも配備される予定である。

三、在日米軍部隊の移動は軍事上の事項に属するので移駐を禁ずることは困難である。

四、事案の内容が複雑多岐にわたっているので、その実態のは握および具体的対策について検討したい。

米軍横田基地による砂川町中里地区の騒音防止対策に関する請願（第五九三号）　同

米軍横田基地による村山町の騒音防止対策に関する請願（第六一一九号）　同

米海軍厚木基地による騒音防止対策に関する請願（第一五九八号）　同

米軍厚木航空基地離着陸直線コース下住宅の補償移転等に関する請願（第一二三四九号）　同

一、二および三、右一、二および三に同じ。

四、消音装置が完成し使用されることになれば騒音は相当程度軽減されるので、日常の会話も差しつかえない程度になるものと思われる。

昭和三十五年十二月、日米合同委員会に騒音対策特別分科委員会を設置し、航空機による騒音およびその被害を軽減するための具体的措置について検討中であるが、実施可能な方策については、その都度採用方申し入れた結果、米側では作戦上やむを得ない場合のほかは次の事項について積極的な協力を示すにいたった。

(一)　二十二時以後翌日六時にいたる夜間訓練は行なわない。

(二)　野放しのエンジンテストは行なわない。

(三)　深夜のジェット機の始動および飛行をしない。

(四)　日曜日の飛行訓練を最少限度に止める。

(五)　病院、学校、集団住宅の上空はできるだけ飛行せぬよう指令する。

(六)　過度の速度を出して超音速衝撃波を出さない。

(七)　ジェット機にアフターバーナーを使用し、飛行場内で急上昇する。また飛行場の境界外では緊急事態が発生しない限りアフターバーナーを使用しない。

なお、エンジンテスト場の移転テスト時間の制限、消音装置の使用等効果的措置について日米間で目下検討中である。

一、厚木海軍基地の隣接地域においては、飛行場の着陸帯から千米以内の地域は過去の航空事故の実績等から判みて危険感、騒音等で、被害が最も大きい地域と認められるので、昭和三十五年十月十八日の閣議決定に基づき移転希望のあった約百四十戸の家屋を昭和三十五年度から三箇年計画で実施移転をする。

このほか、この地域内には未申請の約百六十戸の家屋があるが、予算の制約もあるので、本請願の趣旨については、今後慎重に検討していく所存である。

なお、現在使用中の宅地は、代替地を分与すること買取する方針である。

二、(一)　現行税制の建前からいって、災害常襲地帯であることを理由に、その居住者について租税の軽減または免除を行なうことは適当ではない。

なお、納税義務者が災害により被害を受けた場合には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律または所得税法に規定する雑損控除の制度によって所得税の軽減または免除を行なうことになっている。

公共料金等諸物価値上げ反対に関する請願（第二一一〇号）	同	地方税の減免については、その制度の趣旨からして単に特殊な生活環境下にあるといつた理由のみによつてその居住者について一律に地方税を減免することは、適当ではない。 (二)　妊産婦等で療養または保健上入院の必要があるものが、資力の関係でその入院が困難であると認められるものについては、現行の社会福祉諸制度を活用して所要の措置を講じたい。
物価値上げ抑制に関する請願（第一八七五号）	同	消費者物価の安定のために基本的施策（昭和三十五年九月三十日閣議決定）に基づき、業者間の便乗的価格協定については、公正取引委員会の監視、取締りを強化し、公共料金については、当該事業の収支が著しく悪化した場合を除き厳に値上げを抑止し、また、生鮮食料品等については、生産、出荷の指導調整、流通機構の整備改善または一時的緊急輸入を図る等、諸般の物価安定対策を講じている。 しかし、最近の消費者物価の上昇は、労働需給事情のひつ迫に基づくサービス関係事業、中小企業等におけるの労賃の急速上昇によるものがあり、これらの物価上昇は、経済の二重構造を解消する意味からも、ある程度やむを得ないものと考えられる。
公共料金値上げ反対等に関する請願（第二九三五号）	同	右に同じ。
公共料金値上げ抑制等に関する請願（十九件）（第八一八、八一九、八三四、八三五、八三六、八三七、八三八、八三九、八四〇、八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四六、九一六、九九五、一一七七、二一〇四号）	同	右に同じ。
首都周辺地域の整備促進に関する請願（第六九号）	同	一、財政投融資については、請願の趣旨にそうよう努力していく所存である。 二、国庫補助率の引き上げについては、とくに補助率の低率なものについて、引き上げを目下検討中であり、また、地方債の確保についても検討中である。 三、昭和三十七年度においては、市街地開発区域調整推進費の確保に努力していきたい。 四、事業量の増額確保を考慮していきたい。 五、工業団地造成のための土地等の収用または使用については実現について慎重に検討中である。また、開発公社その他公益法人の農地転用については、今後検討していきたい。 六、請願の趣旨にそつて今後努力したい。

売春対策機関の一本化確立に関する請願（第二四〇〇号）	同	売春対策の実施については、取締り売春婦に関する社会施設の充実および社会教育等その対策が極めて多岐にわたるため、主管庁を決定し、その対策実施の一本化をはかることは困難であるが、売春対策審議会を随時開催し、その意見の趣旨を尊重して、売春対策の宗全を期するため努力している。 なお、売春対策予算については、昭和三十七年度予算において、さらに充実するため努力している。
東富士米軍演習場返還等に関する請願（第一三〇七号）	同	一、東富士の返還については、施設特別委員会に、富士演習場に関する特別委員会を設置し、米両政府合意の上、米側は日本側の要求に対し、具体的な諸条件について調整がつくならば、返還に応ずる段階になつているので、今後ともその促進に努力することとしたい。 二、イ　東富士演習場返還に伴う措置について（昭和三十六年九月五日閣議了解）、による開田計画は静岡県案による水田造成目標六〇〇haにより五箇年以内に完了することとなり、静岡県において計画が進められている。 ロ　演習場内外国有地の払下げについては、東富士演習場返還に伴う措置について（昭和三十六年九月五日閣議了解）の線にそつて処理する。 ハ　東富士演習場返還に伴う措置について（昭和三十六年九月五日閣議了解）、による畜産振興事業については、十分協力指導し、必要の場合は、県の協議に応じ、一般助成についてできるだけ配慮する。 国の機関等が利用することとなつたものであり請願者の希望にそうことは困難である。
ボーイスカウト会館建設用地払下げに関する請願（三件）（第一九九九、二〇一〇、二二〇六号）	大蔵省	
特別税理士試験制度存続に関する請願（七件）（第一五七一、一五七二、一五七三、一二六一、一二六七八、二七二三、二七三〇号）	同	一、特別な税理士試験制度は、税理士法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十七号）により期限を限らず当分の間存続することとされた。また、特別な税理士試験制度を恒久化するかどうかについては、税理士制度全般的な検討の一環として試験制度のあり方についても検討が行なわれることになつているのでその検討の結論をまつて処理することとしたい。 二、試験制度全般の検討をまつてどのように措置するかをきめることとしたい。 立法措置を講ずることは次の理由から、妥当でないと考える。 (一)　解散団体所有の国庫帰属は、適法になされたものであり、返還措置をとらなければならない性質のものとは認められない。
財団法人海洋博物館に対する国有財産譲与の立法化に関する請願（第五二二号）	同	

たばこ販売手数料引上げに関する請願（四件）（第一八〇、二六七、三五二、一五五〇号）	同
パッケージ型エアーコンディショナーの非課税存続に関する請願（第八九号）	同
ラジオ受信機の物品税撤廃に関する請願（第五三四号）	同
カラーテレビジョン受信機の物品税時限免除に関する請願（第五三五号）	同
酒、好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願（第二七一四号）	同
終戦前中国において契約した生命保険金払もどしに関する請願（第二二五一号）	同

(二)　国庫に帰属した解散団体の財産の中には、既にその処分を終つているものがあり、これらの処分と均衡を失することとなる。

(三)　この種財団法人に対して国有財産の譲与をすることは、国の支配に属しない社会教育事業を助成することとなる。

(四)　譲与対象財産は、現に厚生大臣所管の公用財産として使用している。

昭和三十六年度においては、たばこ売り上げの少ない小売店の所得増加を図る趣旨から、販売手数料を従来の八%から八・五%に引き上げるとともに、この〇・五%相当額が二千五百円未満のものに対しては、その差額を補償することにしたところであり、また、販売手数料をさらに引き上げるとすれば、現行昭和三十六年度予算からみて約五十七億円の専売納付金の減少となり、財政収入におよぼす影響も少なくないので、現在のところ、いまこれを引き上げることは考えていないが、本問題については、今後ともたばこ小売店の経営状況等をかん案のうえ慎重に取り扱つていきたい。

法令上非課税の明文はなく、最近における消費態様等を勘案して物品税の課税範囲の合理化を図る見地からその課税について目下税制調査会を中心に検討中でありその結論をまつて法令上明らかにしたい。

ラジオ受信機については、すでに現行法でも免税点により非課税とされているが、なお、ラジオ受信機の税負担の是非については、目下税制調査会を中心に検討中であり、その結論をまつて善処したい。

税負担の合理化について、目下税制調査会等を中心に検討中であり、その結論をまつて善処したい。

右に同じ。

中国契約の取扱いについては、生命保険会社の再建整備の最終的処理にあたり、諸般の事情を考慮しての決定されたもので、今日これに変更を加えることは、次の理由により、適当でないと思料される。

(一)　戦時中国内地との間の資金の交流が満洲、朝鮮、台湾等との中国契約については、当時中国と異なり一般的に制限され、内地投資を強制け入れられたこと、保険料は現地通貨で受けなかつたことなどに生命保険会社が現地通貨で保険料は認められなかつたことなどに鑑み、現地送金は現地通貨の価値が暴落したにもかかわらず、現地通貨の公定換算率には、終始変更がなかつたこと等の事情により、これを内地契約と同一に取り扱うことは内地契約者をいちじるしく害することになるので、政府が中国契約について保険業法第十条に基づく法定手続きをとつて契約内容の変更を命じたのは適法であり、当時の事情としてやむをえないものと認められること。

(二)　契約生命保険会社の再建整備において中国契約について昭和二十七年五月以降一万円以下の分については、内地契約と全く同様に取り扱うよう特別の措置が講じられていること。

(三)　生命保険会社の再建整備の最終的処理にあたり、保険金額一万円超の生命保険契約については、中国契約と内地の契約とは前記(一)の取扱いを異にしたため、外地における銀行の預金、在外公館借入金等の取り扱いとの権衡等、諸般の情勢を勘考し、閉鎖機関の預金為替、送金等の取り扱いの結果によるものであつて、中国契約者の利益をできるだけ考慮された措置であると認められること。

旧軍工場職員の勤務期間を国鉄職員勤務期間に通算する等の請願（第七八三号）	同
外地引揚公務員の外地勤務期間を退職手当算定基礎年限に通算する等の請願（第四五六号）	同
外地引揚公務員の外地勤務期間を退職手当算定基礎年限に通算するの請願（四件）（第六六、七二、三一六、六五九号）	同
国家公務員等退職手当法の一部改正に関する請願（第一五七七号）	同
国家公務員等退職手当法改正に関する請願（第一八七九号）	同
農民課税に関する請願（九件）（第六、三五三、四六六、四九六、七一六、七一五、七二八、七四六、七七八号）	同

一、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十一号）およびこれに基づく政令により措置済みである。

二、検討の上善処したい。

一、右一、に同じ。

二、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）以前の問題と思われるので、同法により措置することは、適当でないと考える。

右一、に同じ。

右に同じ。

一、右に同じ。

二、請願のような事実はないと考えられるので、請願のような特別措置は必要でないと考える。

三、請願の趣旨のとおり措置済みである。

四、地方自治の本旨から適当でないと考える。

専従者控除については、昭和三十六年度の税制改正において、その控除限度額を十二万円（二十五歳未満の者については九万円）に引き上げるとともに、記帳をしていない白色申告者についても、新たに一定の要件に該当する家族専従者については、給与支払の事実の有無にかかわらず、七万円の定額控除を認めることとした。また、青色申告者と白色申告者を同一に取り扱うことについては、白色申告者の実情からみて困難であると考える。なお、住民税については、同様の見地から白色申告者について新たに専従者控除を認め

漁業に対する適正課税に関する請願（第五七三号）	同	ることとし、地方財政の現状を考慮して、その控除額を五万円（ただし書課税方式を採用する市町村にあつては、条例により扶養控除）の額を下らない額の税額控除）としている。 一、変動所得の計算の基礎となる期間を五年間とすることは、その手続きをいたずらに複雑とすることになつて、税制の簡素化の見地から適当でない。 二、不漁災害対策準備金は、その対象となる事由が偶発性が極めて強く、これをあらかじめ損金引き当てとしてその積立てを認めることは、課税所得に関する所得税および法人税の基本的立前に反するものと考える。 三、昭和三十六年度の税制改正において、実情に即するようその改訂を行なつたが、なお実際の耐用年数と法定耐用年数とが著しく異なる場合は、一定の要件に該当することを条件として、さらに耐用年数の短縮が認められることになつているので、これの適切なる運営によりその目的を充分達することができると考える。 四、現在検討中である。 五、昭和三十六年度の税制改正における耐用年数の改訂の際、普通償却制度の中に織り込んで、従来の耐用年数を平均二十パーセント程度短縮し、耐用年数全般に関する整理合理化を図ることによつてその発展的解消を行なつた。
同一市内の学校教職員給与の不均衡是正に関する請願（第四八五号）	文部省	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百三十二号）の施行により、地方公務員である学校教職員の暫定手当制度につい ても、同一市町村内における不均衡の調整措置および在勤する地域を異にして異動した場合の特例措置が講じられることになつている。 なお、今回の措置によつても、なお不均衡市町村が一部残されることとなるが、今後人事院における暫定手当の整理を含む地域給の全面的な調査研究の結果をまつて措置したい。
新潟県に国立雪害研究所設置の請願（第一八七七号）	同	北海道大学低温科学研究所において雪害および霜害に関連する研究を実施しているが、雪害の研究は、重要であるので慎重に検討したい。
新潟県長岡市に国立雪害研究所設置の請願（二件）（第九八八、一一三二号）	同	右に同じ。
宗教法人立保育施設の取扱いに関する請願（三十六件）（第五八六、五八七、五八八、六〇四、六〇五、六一二、六二八、六四〇、六四六、六七六、七一〇、七三四、七四七、七五〇、七五二、七六九、七七〇、七七一、七七二、七七三、七九〇、八一〇、八四九、八五三、一〇〇二、一〇四四、二四八二、二四八三、二五一二、二五二一、二五二五、二六一五、二六六、二六二三、二六二四、二七六一号）	同	一、および三、宗教法人の保育所については、その設置認可および共同募金の配分等につき、社会福祉法人立の保育所に比して差別ある取り扱いはしていない。ただし宗教法人立の保育所に対する登録税免除等の措置は、現行法上認められていないので、
保険所経費国庫補助増額等に関する請願（第三五号）	厚生省	社会福祉法人立の場合と同様な取り扱いがなされるよう努力したい。 二、社会福祉法人の役員の資格、選任等については、社会福祉法人の役員をその目的を有する法人の立前から、他の役員のような定めの問題は、宗教法人のように指導しているが、この業との関係はしないようにしたい。 人の立場も十分考慮してさらに検討したい。また、社会福祉法人解散の場合における残余財産を寄付者たる宗教法人に帰属させるようにする社会福祉事業法の改正にまたなければならないが、前述の宗教法人の立場もあわせてさらに検討したい。
原爆被害者援護対策に関する請願（第六三六、六五七、八六五、九二八、九二九、九五九号）	同	保健所に関するすべての経費に対する国庫負担率を二分の一に引き上げることについては、保健所の重要性にかんがみ、さらに検討したい。また、補助基準単価の引き上げ、補助対象の拡大についても検討している。
原爆被害者救援対策に関する請願（第八〇号）	同	一、特別被爆者の範囲を拡大したいと考え、その方法について、目下検討している。 二、医療手当は、現在その増額、支給条件の緩和ではなく、原子爆弾被爆者および原子爆弾死没者遺家族の援護については、従来から検討している。 三、援護法の制定については、他の戦争犠牲者に対する援護との均衡の問題もあるので、慎重に検討を進めたい。 五、原爆症に関する研究は、広島大学附属原爆放射能医学研究所、広島、長崎の原爆病院等において行なわれている。 六、実情に応じ検討したい。 七、原爆障害者に対する援護との均衡の問題の戦争犠牲者に対する援護との均衡の問題もあり慎重に検討したい。また、動員学徒に対する障害年金は、昭和三十一年恩給制度調査会の答申に基づいて定められたものであり、軍人軍属の如く直接身分関係を有していたものではないので、年金額を軍人なみにするには、慎重に検討を要するものと考える。 八、原爆被害者であることのみをもつて、鉄道料金の割引等を認めることは困難である。 九、医学上いまだ明確でない点が多いので、慎重に検討したい。
小児マヒの予防対策に関する請願（二件）（第四八九、一六八四号）	同	右に同じ。 一、国内生産で十分に供給が可能であるので、輸入は必要でないと考える。 二、早急に実現は困難であるが、現行制度のもとで、できるだけ費用負担の公平を図

小児マヒ予防対策促進に関する請願（三件）（第一二五九、一四二二、一六二七号）	同	り、負担能力に即して徴収基準の適正を期することにしたい。 三、昭和三十六年夏におけるポリオの異常流行に際し行なわれた千六百万人分の緊急輸入分とあわせて全国規模の検定基準、投与方法、投与対象等懸案事項の解決をまつてこれが制度化の時期を決定することとし、それまでの暫定措置として昭和三十七年は予防接種法によるソークワクチンの接種を強化するほか、昭和三十六年に引き続き流行期においては生後三箇月から十三歳未満の者に対してさらに生ワクチンの一せい投与を実施することとした。 なお、生ワクチンの研究については、昭和三十六年度における生ポリオワクチン研究協議会の調査研究に引き続き、昭和三十七年度においても予算措置により一層徹底するよう努力したい。また、生ワクチンの製造については、慎重に検討を進めることとしたい。 五、すでに大量に輸入されていて、ポリオ患者に対しては伝染病予防法により治療対策として使用の途が開かれている。 六、国立予防衛生研究所および地方衛生研究所の整備に関し予算措置を行なうとともに関係技術者の技能の向上を図るため厚生省主催の講習会を実施する予定である。 七、昭和三十六年度をもつて全県設置をみたところであるが、今後ともその拡張、増築に努力したい。 八、指定育成医療機関の増設および育成医療費の増額についても今後とも努力したい。
小児マヒ対策に関する請願（二件）（第二〇一五、二二二二号）	同	右に同じ。
小児マヒ緊急対策に関する請願（二件）（第二五二三、二五二四号）	同	右に同じ。
酒癖きよう正施設設立に関する請願（四十五件）（第六九九、七〇〇、七〇六、七一三、七三〇、七五三、八一一、八三三、八五四、八五五、九〇一、九二五、九六九、九九一、一〇二一、一〇五二、一〇五七、一一〇七、一一二六、一一三五、一一三六、一二四、一三五、一三六四、一三六五、一四二九、一四二八、一四五三、一四六八、一四五二二、一五二三、一五二四、	同	アルコール中毒患者治療対策の一環として、適当な国立療養所内に中毒患者のための専用病棟を整備することについて、検討中である。
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願（二百件）（第七、八、九、一一、一九三、七四、九五、一〇九、一一、一〇五八、一〇七八、一〇五一、一〇八二、一〇七九、一一一、一〇一、一一一、一〇四、一一七、一一一、一一一、一一七、一一一、一一一、一一一

五、一八六六、一八六七、一八六八、一八九九、一九一一、一九二〇、一九七三、一九八一、一九八二、一九八三、一九九六、二〇〇〇、二〇〇一、二〇一三、二〇一六、二〇二七、二〇五二、二〇八二、二〇三九、二一四〇、二一〇五、二一一九、二一二〇、二一二八、二一八三、二一九七、二二〇三、二二〇四、二二二一、二二二二、二二二三、二二二四、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇、二二三一、二二三二、二二三三、二二三四、二二三五、二二三六、二二三七、二二三八、二二三九、二二四〇、二二四一、二二四二、二二四三、二二四四、二二四五、二二四六、二二四七、二二四八、二二四九、二二五〇、二二五一、二二五二、二二五三、二二五四、二二五五、二二六一、二二六二、二二六三、二二六四、二二六五、二二六六、二二六七、二二六八、二二七七、二二七八、二二八二号	都市清掃施設に対する国庫補助増額等に関する請願（二十六件）（第二〇八、二〇九、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二七七、二七八、二八二号	同
清掃事業強化対策に関する請願（二件）（第五〇、九四五号）	同	同
甘納豆製造に使用される漂白剤亜硫酸塩等の食品衛生法第七条第一項の規定による使用基準改正に関する請願（第二二五九号）	同	同
水産物小売業者の営業許可の要件改善に関する請願（七件）（第八〇〇、八〇一、八一七、九六二、一一〇九、二三五一、二五九二号）	同	同

一、昭和四十五年度末に特別清掃地域より排出される汚物については、すべて衛生的な処理施設によつて処理することとし、昭和三十六年度を初年度とする汚物処理施設整備五箇年計画を策定し、国庫補助、起債の枠の確保に努め、これを強力に推進することとしている。

なお、補助率の引き上げ新規適用の問題については、今後十分検討したい。

二、清掃事業の地方公共団体直営の原則を法文上明確化し、民間業者を清掃事業から排除することは、かえつて清掃行政を著しく混乱せしめるおそれがあると思われるが、清掃事業は、市町村の直営とすることが望ましいとの方向で地方公共団体の指導に効めていきたい。

環境衛生施設の促進を図る方向で、今後検討したい。

国庫補助、起債等の助成策につき全面的検討したい。

現行基準で適当と思われるが、なお十分検討したい。

営業許可の要件として、公衆衛生上必要な一般的要件としてこれに営業者の経験および技術を加えて規制することは問題があると考えられるので今後研究したい。

国立大田病院及び国立大田療養所併存に関する請願（第七五一号）	同	国立大田療養所は、昭和三十六年四月一日より国立病院に転換した。なお、転換時すでに入院中の患者の診療費については結核対策上も支障のないよう考慮している。
国立大田療養所存置に関する請願（第九三五号）	同	右に同じ。
盲人のあんま優先等に関する請願（第二五六〇号）	同	あん摩業を盲人の優先、専業とすることについては、種々問題があるが、盲人の福祉面等については十分考慮したい。
引揚医師に関する特例法の期限延長に関する請願（十二件）（第二五七二、二五九三、二五九四、二五九五、二六八五、二六八六、二七〇七、二七二一、二七二〇、二七四六、二七四七、二七七七号）	同	医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律（昭和三十六年法律第二百三十一号）および医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（昭和三十六年法律第二百三十二号）の制定により措置済みである。
国立療養所菊地恵楓園施設整備に関する請願（第二四六三号）	同	昭和三十五年度においては炊事棟等を、昭和三十五年度より逐次治療棟を整備することとしたが、その他の整備についても、今後実現について十分努力したい。
国立療養所の医師、職員の充員等に関する請願（二件）（第二〇五八、二五五七号）	同	医師等療養所職員の確保については、給与改善その他充足策を講じているが、なお、努力したい。また、患者の処遇改善については、実状を十分検討のうえ逐次改善をはかりたい。
国立療養所の医師充員対策等に関する請願（第九〇七号）	同	右に同じ。
結核療養者に対する文化費予算化の請願（第一一六一号）	同	リハビリテイシヨン対策の強化とも関連して十分検討したい。
国立病院等の勤務時間短縮に伴う人員増加に関する請願（二件）（第一一六五、一一六六、二〇八八号）	同	看護婦の四十四時間勤務制に必要な増員その他の措置は講じられている。
病院の看護婦、医師増員に関する請願（第三件）（第一一六九、一一七〇、二〇九一号）	同	医師、看護婦等の需給状態を考慮したうえ、慎重に検討したい。
男子看護人の名称改正に関する請願（二件）（第三四二、一九〇〇号）	同	右研究中であり、今後さらに検討したい。
へき地医療振興の立法化促進に関する請願（二件）（第五一、九四六号）	同	へき地等における保健福祉水準の一般的な向上対策の一環として十分検討したい。
へき地医療対策に関する請願（第四〇四号）	同	へき地における医療の振興については、現在行なわれている財政措置の立法化につき検討するほか、今後とも診療所の設置運営、医師の確保等に関する国庫補助の強化を図ることとしたい。
小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に関する請願（二件）（第二〇八二、二六二一号）	同	昭和三十六年七月千三百万人分の生ワクチンを輸入し、主として十才未満の希望者に投与した。

身体障害者保障総合政策確立に関する請願（第二四六二号）	同
精神薄弱者等の保護に関する請願（第二四〇三号）	同
生活保護法の医療扶助費増額等に関する請願（第一四九二号）	同
生活保護法の基準額引上げ等に関する請願（第一一五八号）	同
厚生省に老人局設置の請願（第八一三号）	同
社会、児童福祉施設従事者の給与引上げ等に関する請願（二件）（第三一二三、四〇五号）	同

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）および身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）の内容の充実を図るとともに各種の施策の調和を図り、身体障害者に対する総合的な福祉施策の十分な実施に努力したい。

援護施設は、現在十二都道府県に設置されており残りの三十四府県に一箇所設置を目途に努力しているが、これらの施設は、重度軽度の如何を問わず一律に扱つているので、今後特殊事情を考慮した特殊施設の設置についても努力したい。

生活保護法による医療扶助費は、対象人員等の変動により当然変動すべきものであつて単純に五割増額ということは考えられない。

なお、入院患者の日用品費については、居宅の場合の保護基準の改定とも関連して今後改善していきたい。また、収入認定を行なわない取り扱いは、資産、能力その他あらゆるものの活用を要件とする現行制度の原理からいつて行なうことはできない。

一、および四、入院患者の日用品費を含め、保護基準については、今後の一般国民生活水準の向上等の要素を勘案して改善していきたい。

二、昭和三十五年度より創設されているが、その改善については、なお努力したい。

三、生活保護制度の原理にてらし、収入認定を行なわない取り扱いはできない。

四、生活保護法の運用に当たり自立助長に努めるよう今後も努力したい。

当面事務の規模等からみて新たに局を設けることは、目下のところ考えていない。

一、社会福祉施設従事者の給与については、昭和三十五年十月に本俸の同一年十月から七・六四%の引き上げを行ない、期末手当についても国家公務員と同様に、増額する等、その改善に努力してきたが、今後とも努力したい。

なお、民間社会福祉施設従事者の退職金共済制度については、社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の制定により昭和三十六年十月より実施されたが、その財政的措置の確立について今後さらに努力したい。

二、保護基準については、昭和三十六年四月より一八%の引き上げを行ない、また、昭和三十六年度の補正予算措置により、十月より上げを行なつたが勤労控除扶助基準の引き上げ、一般国民生活水準等の要素を含め今後も一般国民生活水準の改善を勘案して改善していきたい。

三、(イ)昭和三十六年度においては授産施設を増設するほか、あらたに家庭授産制限額の新設、設備の改善、施設事務費の増額等の措置を行なつた。

(ロ)助産施設を昭和三十六年度予算に次のとおり補助金を計上したが、今後もその増額に努力したい。

ごと相談所増設費（百五十五箇所分）二千万円

心配ごと相談所運営費（十七箇所分）六百八十八万円

(ハ)助産施設を昭和三十六年度予算に次のとおり補助金を計上したが、今後もその増額に努力したい。

五億五千万円　世帯更生資金貸付事業費三千百十二万円　世帯更生運動推進指導費四百万円　世帯更生資金および医療費貸付資金

四、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）が制定され請願の趣旨は達せられた。

五、児童福祉法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十四号）の制定により実施中である。

結核回復者のためのコロニー設置に関する請願（第一一五九号）

児童収容施設措置費引上げ等に関する請願（第二〇八号）

精神薄弱者対策促進に関する請願（三十八件）（第一〇、五九、六〇、一一六三、八一、八二、一二七、一〇八、一一九、二二一、二一八、二一一、二三八、二二五六、二〇、二一一、二一八、二三三、三三四、三二六、五、三三九、四二二、四二六七、四〇九、四二九、四七一、三四七、四三六、四九四、五二九、六一三、六三二、六三八、六七五、七九一、一八六一、二二〇三、二五五、二五五六号）

後保護施設の内容充実に関する請願（第二〇九二号）

社会保障確立等に関する請願（第一六八八号）

結核回復者のためのコロニー設置に関する請願（第一一五九号）	同
児童収容施設措置費引上げ等に関する請願（第二〇八号）	同
精神薄弱者対策促進に関する請願（三十八件）（第一〇、五九、六〇、一一六三、八一、八二、一二七、一〇八、一一九、二二一、二一八、二三八、二二五六、二〇、二一一、二一八、二三三、三三四、三二六、五、三三九、四二二、四二六七、四〇九、四二九、四七一、三四七、四三六、四九四、五二九、六一三、六三二、六三八、六七五、七九一、一八六一、二二〇三、二五五、二五五六号）	同
後保護施設の内容充実に関する請願（第二〇九二号）	同
社会保障確立等に関する請願（第一六八八号）	同

結核回復者後保護施設については、現在までに二十六箇所を設置しているが、今後少なくとも各県一箇所を設置すべく増設に努めており、内容充実とそれに伴う予算措置についても努力していきたい。

一、国民の経済負担能力との関連において患者負担が過重とならないよう措置したい。

二、今後とも努力したい。

厚生年金還元融資による勤労者社会福祉施設充実促進の請願（第二〇九号）	同	還元融資枠については、昭和三十六年度においても増大した。また、年金福祉事業団による直貸し方式によつて、福祉施設の充実を図るが、その他の面においてもできるだけ配慮したい。 今後とも十分検討し、改善に努めたい。
国民健康保険制度等医療行政の改革に関する請願（第一〇一二号）	同	一、昭和三十六年度予算において、特別療養給付費補助金として十五億円を交付することとしているが、必要があればさらに増額を図り、昭和三十七年度においては療養給付費国庫負担金の負担率を引き上げるよう努力したい。
国民健康保険療養給付費引上げに伴う国庫負担増額等に関する請願（第四九〇号）	同	二、昭和三十六年十月一日から施行された世帯主の結核性疾病および精神障害についての給付率の引き上げに対する財源については、その全額を国が負担することとしているが、今後も請願の趣旨にそうよう考慮したい。 三、事務費負担金の交付方式については、保険者の実態に即した合理的なものとなるよう今後とも十分検討したい。 四、慎重に検討したい。
医療費の国庫負担金増額に関する請願（第一〇五五号）	同	医療費の増額に伴う療養給付費の増加に対しては、特別療養給付費補助金を交付することとしているが、療養給付費国庫負担金の率をも引き上げるよう努力したい。
国民健康保険国庫負担増額に関する請願（第二二一一号）	同	昭和三十六年度においては、十五億円の特別療養給付費補助金を交付することとしているが、必要があれば、さらに増額を図るよう予算の補正を行なうこととし、昭和三十七年度においては、療養給付費国庫負担金の負担率を引き上げるよう努力したい。
社会保険診療報酬単価値上げ促進に関する請願（第二二八号）	同	適正な診療報酬額とするよう努力している。
医療費値上げに関する厚生省案反対に関する請願（第一四二号）	同	右に同じ。
医療費値上げに関する厚生省案反対等に関する請願（第五三二号）	同	右に同じ。
患者及び被保険者負担による医療費引上げ反対に関する請願（三件）（第一一六三、一一一六四、二〇八九号）	同	国民の経済負担能力との関連において、患者負担が過重とならないよう措置したい。
患者負担による医療費引上げ反対等に関する請願（第五五六号）	同	右に同じ。
基準看護及び基準給食の内容充実に関する請願（第一一六二号）	同	基準サービスの内容充実についての指導に万全を期するよう努力したい。
社会保険医療の改善に関する請願（九件）（第三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、五三一、六五五、七二三、七七五号）	同	保険財政等との関連において十分検討したい。
満洲開拓犠牲者援護促進に関する請願（三件）（第二五五八、二六一八、二六八二号）	同	一、満洲開拓民のうち、もと陸海軍の要請に基づく戦闘参加者および特別未帰還者は護法の対象として戦傷病者遺族等援護法に準軍属として戦傷病者遺族等援護法の対象となつているが、これら以外の者については、国家権力による強制がなかつたことおよび他の一般戦争犠牲者との均衡からみて同法の対象とするのは適当でないと考える。 二、勤奉隊員は、大陸視察をかねて、短期間の勤労奉仕を行なう目的で渡満したものであり、生活の本拠を同地に移したものとは認められないので、引き揚げ者給付金の支給対象とするのは、適当でない。 報国農場隊員については、外地で死亡した勤労隊員等はすでに同給付金の対象とされている。 三、要望のように措置することは、困難であると考える。 四、中共との国交が回復しないため全面的には実施できない状況にあるが、埋葬場所の判明したものについては、赤十字を通じて遺骨の本邦送還を行なつており、今後もできるだけ速やかに行なうよう努力したい。
満蒙開拓青少年義勇軍等の遺族援護に関する請願（第二五五九号）	同	一、すでに処遇の途が講ぜられている。 二、国との身分関係および勤務の態様等からみて適当でない。 三、中共との国交が回復しない状況にあるが、埋葬場所の判明したものについては、赤十字を通じて遺骨の本邦送還を行なつており、今後もできるだけ速やかに行なうよう努力したい。
未帰還者留守家族等援護法第十三条の期限延長等に関する請願（第一四六九号）	同	一、今後の未帰還者の調査究明及び未帰還者に関する特別措置法による戦時死亡宣告申立の進捗状況等を考慮してその措置を決定したい。 二、未帰還者に関する特別措置法は、国が究明してもなお生死が分明でない者についてのみ戦時死亡宣告による処理ができることになつているので、死亡事実の判明している者については、戸籍法第八十九条の処理による以外にない。
元満洲国軍日系軍官及び同陸軍軍官学校予科生徒の遺家族援護に関する請願（第二七七五号）	同	戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用について軍人と同様に処遇することは、他の一般の戦争犠牲者との均衡もあり適当でない。なお、これらの者のうち日本軍の要請に基づき戦闘に参加したものおよび終戦後ソ連邦等に抑留されたものについては、同法にいう準軍属として処遇されている。

動員学徒犠牲者援護に関する請願（第一〇四七号）	同	一、国との均衡等を考慮して、現行制度がとられているのであるが、処遇改善について今後なお十分検討したい。 二、現在身体障害者に対しては、傷病の程度により一定の回数を定め、無賃乗車を認めているが、これらの振合から見ても動員学徒等準軍属の障害者に対し、いま直ちに無料パスを交付することはできない。 特殊漁船船員等準軍属の処遇改善については、今後なお検討したい。
特殊漁船船員戦没者遺族の処遇改善に関する請願（二件）（第一二三四、二二五二号）	同	
元南満洲鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願（八件）（第八四八、九〇八、九〇九、一一八〇、一一六、一一八七、一一二八、一三八一、一四六二号）	同	
海軍関係動員学徒等犠牲者遺家族援護に関する請願（第二七三号）	同	一、援護法においては、遺族の援護措置について陸海軍により差別は設けられていない。 二、受給者の身分関係、他の一般戦争犠牲者との均衡上等からみて問題があるが、今後なお検討したい。 三、動員学徒等準軍属に対する援護法適用については、「戦時災害」の要件が附されているので、すべて災害を適用対象とすることはできないが、「戦時災害」の範囲については十分当時の事情を考慮したい。
戦没者の階級是正に関する請願（第一八六号）	同	一、昭和三十一年に旧軍人のうち死亡時大尉以上であつた者の階級整理の事務を再開し現在終了している。 二、前項の戦没旧軍人の遺族の恩給額の補正については逐次扶助料の過誤訂正の処理をすることとしている。
結核回復者の就職等保障に関する請願（第一一六〇号）	同	一、結核回復者の住宅確保については、低所得階層に対する住宅対策の一環として対処したい。 二、身体障害者福祉法の適用については十分検討したい。 三、結核回復者であつて世帯更生資金および生業資金の貸付目的に該当するものは当然貸付対象となるが資金の額が十分とはいいがたいので、その増額に努めたい。 四、結核回復者のためには、現在およびの五、結核回復者後保護施設を各都道府県に最少限一箇所ずつ設置すべく努力しているが、これが増設計画を推進し、共同作業所、回復者寮の設置等についても検討したい。 五、身体障害者雇用審議会に専門委員を置いてその技術的問題について研究しているので、その研究結果をまつて善処したい。
国立漁港研究所設置に関する請願（第二三〇九号）	農林省	漁港研究所の早急設置は諸般の事情により困難であるが、漸次漁港の研究体制を整備すべく検討中である。
魚価安定対策拡大強化促進に関する請願（第五七四号）	同	多獲性の水産動物の価格及び、漁業経営の安定を目的として漁業生産調整組合法（昭和三十六年法律第百二十八号）及び魚価安定基金法（昭和三十六年法律第百二十九号）が公布施行された。 なお、請願の漁業は、漁業生産調整組合法に基づいて、漁業生産調整組合を設立できる漁業に指定されているが、魚価安定基金の助成対象は、さんま漁業に限定しており他の指定漁業に対する助成の拡大については、今後十分検討したい。
かん水養魚事業振興に関する請願（第一四号）	同	一、かん水養魚事業について、団体組織等の事項に関し立法措置を講ずる必要があるかどうかについては、今後におけるかん水養魚事業の発展状況をみた上で検討することとしたい。 なお、財政投融資については、現在養殖施設についていて農林漁業金融公庫の融資の途がひらかれており、本事業に対する国庫助成、流通対策等について、今後沿岸漁業構造改善事業その他の関連を考慮して請願の趣旨に沿うよう検討したい。 二、水産研究所における養魚の研究体制の整備に努めたい。 三、今後かん水養魚事業の発展に伴い可及的速やかに資料を整備し、漁業共済制度の適用対象となるよう検討したい。
漁業共済制度改正に関する請願（第五七五号）	同	一、漁業共済制度は、現在試験実験中であり利用者が極めて一部の者に限られている段階にあるので、共済掛金の国庫負担を直ちに実施することは困難であるが、この試験実施の結果をまつて今後本格的な実施を行なうときは、漁業者の負担を軽減する方法を考えたい。 二、現行制度は、連合契約または集団契約により、集団加入を原則としている。また共済限度額については昭和三十六年六月の制度改正により、最近三年間の水揚高のうち低い二年の水揚高の平均額の九五％となつた。 三、漁具共済については、今後技術的研究をまつて共済価額の引き上げ、限度額の引き揚げ、対象漁具種類の拡張等につき努めたい。 四、共済掛金の納入については、本制度の健全な発展のためには、掛金の分納よりも金融措置について指導していきたい。
農業基本政策確立に関する請願（第一七九二号）	同	請願の趣旨は、農業基本法（昭和三十六年法律第百二十七号）に十分盛りこまれている。今後は、農業基本法による方向づけにしたがい、十全の措置を講じていきたい。
青果物市場手数料引下げに関する請願（二件）（第一八二三号）	同	卸売市場における卸売手数料は、開設者が農林大臣の認可を受けて定める業務規程にお

一九三八号）

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願（一九件）（第二七五九、二七六二、二七六九、二七六三、二七六八、二七七七、二八〇七、二八〇九、二八〇一、二八一〇、二八二二、二八二八、二八二三、二八二八、二八七七、二八七四、二八七五、二九一〇、二九一一、二九一九、二九三九号）　同

農業災害補償制度改正等に関する請願（八十四件）（第一一一、一一二三、一一二四、一一二五、一三一九、一一九九、二〇二一、二〇二〇、二〇一一、二一二二、二二二三、二二二四、二二二六、二三二七、二四二二、二四二四、二四二八、二四九、二五〇、二五八、二六〇、二八八、二九二九、二九八、二九一一、二九一〇、三〇一一、三〇二一、三一二二、三一二八、三二三二、三二三三、三二三〇、三二三一、三二三四、三二五八、三二六九、三二七七、三二七五、三二七〇、三三一一、三三一二、三三一〇、三三一九、三四一一、三四二一、三四二二、三四二六、三四二七、三四二八、三四二九、三四三一、三四三二、三四三三、三四三四、三四三五、三四三六、三四三七、三四三八、三四三九、三四四〇、三四四一、三四四二、三四四三、三四四四、三四四五、三四四六、三四四七、三四四八、三四四九、三四五〇、三四五一、三四五二、三四五三、三四五四、三四五五、三四五六、三四五七、三四五八、三四五九、三四六〇、三四六一、三四六二、三四六三、三四六四、三四六五、三四六六、三四六七、三四六八、三四六九、三四七〇、三四七一、三四七二、三四七三、三四七四、三四七五、三四七六、三四七七、三四七八、三四七九、三四八〇、三四八一、三四八二、三四八三、三四八四、三四八五、三四八六、三四八七、三四八八、三四八九、三四九〇、三四九一、三四九二、三四九三、三四九四、三四九五、三四九六、三四九七、三四九八、三四九九、三五〇〇、三五〇一、三五〇二、三五〇三、三五〇四、三五〇五、三五〇六、三五〇七、三五〇八、三五〇九、三五一〇、三五一一、三五一二、三五一三、三五一四、三五一五、三五一六、三五一七、三五一八、三五一九、三五二〇、三五二一、三五二二、三五二三、三五二四、三五二五、三五二六、三五二七、三五二八、三五二九、三五三〇、三五三一、三五三二、三五三三、三五三四、三五三五、三五三六、三五三七、三五三八、三五三九、三五四〇、三五四一、三五四二、三五四三、三五四四、三五四五、三五四六、三五四七、三五四八、三五四九、三五五〇、三五五一、三五五二、三五五三、三五五四、三五五五、三五五六、三五五七、三五五八、三五五九、三五六〇、三五六一、三五六二、三五六三、三五六四、三五六五、三五六六、三五六七、三五六八、三五六九、三五七〇、三五七一、三五七二、三五七三、三五七四、三五七五、三五七六、三五七七、三五七八、三五七九、三五八〇、三五八一、三五八二、三五八三、三五八四、三五八五、三五八六、三五八七、三五八八、三五八九、三五九〇、三五九一、三五九二、三五九三、三五九四、三五九五、三五九六、三五九七、三五九八、三五九九、三六〇〇、三六〇一、三六〇二、三六〇三、三六〇四、三六〇五、三六〇六、三六〇七、三六〇八、三六〇九、三六一〇、三六一一、三六一二、三六一三、三六一四、三六一五、三六一六、三六一七、三六一八、三六一九、三六二〇、三六二一、三六二二、三六二三、三六二四、三六二五、三六二六、三六二七、三六二八、三六二九、三六三〇、三六三一、三六三二、三六三三、三六三四、三六三五、三六三六、三六三七、三六三八、三六三九、三六四〇、三六四一、三六四二、三六四三、三六四四、三六四五、三六四六、三六四七、三六四八、三六四九、三六五〇、三六五一、三六五二、三六五三、三六五四、三六五五、三六五六、三六五七、三六五八、三六五九、三六六〇、三六六一、三六六二、三六六三、三六六四、三六六五、三六六六、三六六七、三六六八、三六六九、三六七〇、三六七一、三六七二、三六七三、三六七四、三六七五、三六七六、三六七七、三六七八、三六七九、三六八〇、三六八一、三六八二、三六八三、三六八四、三六八五、三六八六、三六八七、三六八八、三六八九、三六九〇、三六九一、三六九二、三六九三、三六九四、三六九五、三六九六、三六九七、三六九八、三六九九、三七〇〇、三七〇一、三七〇二、三七〇三、三七〇四、三七〇五、三七〇六、三七〇七、三七〇八、三七〇九、三七一〇、三七一一、三七一二、三七一三、三七一四、三七一五、三七一六、三七一七、三七一八、三七一九、三七二〇、三七二一、三七二二、三七二三、三七二四、三七二五、三七二六、三七二七、三七二八、三七二九、三七三〇、三七三一、三七三二、三七三三、三七三四、三七三五、三七三六、三七三七、三七三八、三七三九、三七四〇、三七四一、三七四二、三七四三、三七四四、三七四五、三七四六、三七四七、三七四八、三七四九、三七五〇、三七五一、三七五二、三七五三、三七五四、三七五五、三七五六、三七五七、三七五八、三七五九、三七六〇、三七六一、三七六二、三七六三、三七六四、三七六五、三七六六、三七六七、三七六八、三七六九、三七七〇、三七七一、三七七二、三七七三、三七七四、三七七五、三七七六、三七七七、三七七八、三七七九、三七八〇、三七八一、三七八二、三七八三、三七八四、三七八五、三七八六、三七八七、三七八八、三七八九、三七九〇、三七九一、三七九二、三七九三、三七九四、三七九五、三七九六、三七九七、三七九八、三七九九、三八〇〇、三八〇一、三八〇二、三八〇三、三八〇四、三八〇五、三八〇六、三八〇七、三八〇八、三八〇九、三八一〇、三八一一、三八一二、三八一三、三八一四、三八一五、三八一六、三八一七、三八一八、三八一九、三八二〇、三八二一、三八二二、三八二三、三八二四、三八二五、三八二六、三八二七、三八二八、三八二九、三八三〇、三八三一、三八三二、三八三三、三八三四、三八三五、三八三六、三八三七、三八三八、三八三九、三八四〇、三八四一、三八四二、三八四三、三八四四、三八四五、三八四六、三八四七、三八四八、三八四九、三八五〇、三八五一、三八五二、三八五三、三八五四、三八五五、三八五六、三八五七、三八五八、三八五九、三八六〇、三八六一、三八六二、三八六三、三八六四、三八六五、三八六六、三八六七、三八六八、三八六九、三八七〇、三八七一、三八七二、三八七三、三八七四、三八七五、三八七六、三八七七、三八七八、三八七九、三八八〇、三八八一、三八八二、三八八三、三八八四、三八八五、三八八六、三八八七、三八八八、三八八九、三八九〇、三八九一、三八九二、三八九三、三八九四、三八九五、三八九六、三八九七、三八九八、三八九九、三九〇〇、三九〇一、三九〇二、三九〇三、三九〇四、三九〇五、三九〇六、三九〇七、三九〇八、三九〇九、三九一〇、三九一一、三九一二、三九一三、三九一四、三九一五、三九一六、三九一七、三九一八、三九一九、三九二〇、三九二一、三九二二、三九二三、三九二四、三九二五、三九二六、三九二七、三九二八、三九二九、三九三〇、三九三一、三九三二、三九三三、三九三四、三九三五、三九三六、三九三七、三九三八、三九三九、三九四〇、三九四一、三九四二、三九四三、三九四四、三九四五、三九四六、三九四七、三九四八、三九四九、三九五〇、三九五一、三九五二、三九五三、三九五四、三九五五、三九五六、三九五七、三九五八、三九五九、三九六〇、三九六一、三九六二、三九六三、三九六四、三九六五、三九六六、三九六七、三九六八、三九六九、三九七〇、三九七一、三九七二、三九七三、三九七四、三九七五、三九七六、三九七七、三九七八、三九七九、三九八〇、三九八一、三九八二、三九八三、三九八四、三九八五、三九八六、三九八七、三九八八、三九八九、三九九〇、三九九一、三九九二、三九九三、三九九四、三九九五、三九九六、三九九七、三九九八、三九九九、四〇〇〇、四〇〇一、四〇〇二、四〇〇三、四〇〇四、四〇〇五、四〇〇六、四〇〇七、四〇〇八、四〇〇九、四〇一〇、四〇一一、四〇一二、四〇一三、四〇一四、四〇一五、四〇一六、四〇一七、四〇一八、四〇一九、四〇二〇、四〇二一、四〇二二、四〇二三、四〇二四、四〇二五、四〇二六、四〇二七、四〇二八、四〇二九、四〇三〇、四〇三一、四〇三二、四〇三三、四〇三四、四〇三五、四〇三六、四〇三七、四〇三八、四〇三九、四〇四〇、四〇四一、四〇四二、四〇四三、四〇四四、四〇四五、四〇四六、四〇四七、四〇四八、四〇四九、四〇五〇、四〇五一、四〇五二、四〇五三、四〇五四、四〇五五、四〇五六、四〇五七、四〇五八、四〇五九、四〇六〇、四〇六一、四〇六二、四〇六三、四〇六四、四〇六五、四〇六六、四〇六七、四〇六八、四〇六九、四〇七〇、四〇七一、四〇七二、四〇七三、四〇七四、四〇七五、四〇七六、四〇七七、四〇七八、四〇七九、四〇八〇、四〇八一、四〇八二、四〇八三、四〇八四、四〇八五、四〇八六、四〇八七、四〇八八、四〇八九、四〇九〇、四〇九一、四〇九二、四〇九三、四〇九四、四〇九五、四〇九六、四〇九七、四〇九八、四〇九九、四一〇〇、四一〇一、四一〇二、四一〇三、四一〇四、四一〇五、四一〇六、四一〇七、四一〇八、四一〇九、四一一〇、四一一一、四一一二、四一一三、四一一四、四一一五、四一一六、四一一七、四一一八、四一一九、四一二〇、四一二一、四一二二、四一二三、四一二四、四一二五、四一二六、四一二七、四一二八、四一二九、四一三〇、四一三一、四一三二、四一三三、四一三四、四一三五、四一三六、四一三七、四一三八、四一三九、四一四〇、四一四一、四一四二、四一四三、四一四四、四一四五、四一四六、四一四七、四一四八、四一四九、四一五〇、四一五一、四一五二、四一五三、四一五四、四一五五、四一五六、四一五七、四一五八、四一五九、四一六〇、四一六一、四一六二、四一六三、四一六四号）　同

農業災害補償制度改正に関する請願（十四件）（第三五九、三五九、三八九、四三三、四五五、四五六、四一一、四五五、二四五、二四八、二四七、二四二、二四七、二四三、二五一、二一三、二一二、二五二、二四七

昭和三十六年産米の各種加算金減額等反対に関する請願（第四四七号）　同

米穀統制撤廃反対に関する請願（第五二二号）　同

トマトペースト輸入阻止に関する請願（二件）（第四七、九四二号）　同

甘しや糖業の特別法制措置に関する請願（第二〇四一号）　同

農業協同組合合併助成法案の一部修正に関する請願（十件）（第七七六、一〇六、一〇七、一一二、一一三、一二二、一二三、一四二、一八四、一五六二号）　同

た。

一、農家経済におよぼす影響等にかんがみ、陸稲のもち米加算の廃止のほかは、昭和三十六年産米においては、従来どおりと決定した。

二、税制上の問題および農家の集荷奨励効果並びに廃止した場合の影響等も考慮する必要があるので、今後十分検討の上、決定することとしたい。

米穀の統制が農家経済および国民生活に果たす役割にかんがみ、これを撤廃する考えはない。

国内産トマトおよびその加工品の需給を十分検討した結果、トマト生産者に悪影響をおよぼさない範囲内において若干量の輸入を実施することとした。

ほぼ同一条件下にある琉球と鹿児島との連絡調整会議を開催する予定であるので、この調整の成果を注視しつつ今後の対策を検討したい。

農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）が推進しようとする農業協同組合の合併は、本法以前の農業協同組合整備特別措置法等に基づく合併が主として不振農業協同組合対策としてのものであつたのに対し、一応順調に事業を行なつている農業協同組合をより大規模化して適正かつ能率的な事業経営を行なうことができるようにするためのものであつて、その趣旨を異にしており、これに伴う助成措置も合併直後にするの施設の統合整備、税制上の特例措置等を内容とするものであるからこれを本法施行以前にさく及して適用することは適当でないが、これらのものに対しては融資等別途の方策を考慮して育成を図つていきたい。

乳価安定に関する請願（二件）（第四三、九三八号）　同

一、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）を制定し、主要な畜産物の価格安定を図つた。

二、乳価の地域差の撤廃については、乳価のある程度の地域差は経済的合理性の観点からみれば程度認めざるをえないが、地域ごとの事情を考慮して不合理な乳価の地域差は是正するよう措置することとしている。

なお、畜産物の価格安定等に関する法律においては、原料乳の安定基準価格は、全国均一の価格とすることとしている。

三、生産費補償方式を織り込んだ乳価については、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）における原料乳の安定基準価格決定の趣旨および生産条件の一環としての生産費を再生産の確保という趣旨から十分に考慮しつつ、畜産物の生産が今後期待される需要の伸長に適応して安定的に増大しうるような適正な水準に畜産物価格を安定させることとしている。

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）を制定したので、この法律の円滑な運用によつて食肉価格の安定を図り、農家経済の安定を期しうるようにしたい。

一、乳価補償方式の改訂については、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）を制定し、主要な畜産物の価格安定を図つた。

二、飼料の価格安定については、飼料供給の円滑化に対処するため、最近における飼料の値上げに対し、昭和三十六年三月から一当面の飼料緊急対策を実施し、また同年七月からは、大豆および一部の植物油かすの輸入の自由化を実施した。

今後においても飼料需給安定法の円滑な運用化および政府売渡しの適正化、政府所有の大麦の飼料用放出、輸入量の確保のための予算措置等の飼料需給および価格の安定につい て、万全の流通の措置を講ずることとし、また、流通の円滑化および保管施設の拡充および効率的利用についても実施を図る方針である。

輸送の計画的実施

作業員の賃金については、昭和三十六年仲裁定に基づき、昭和三十六年四月一日から引き上げが行なわれた。また、雇用関係等についてはその円滑化をはかるむね労使双方で意見の一致をみているので、この線にそつて善処したい。

昭和三十五年度において、請願組合の組合員に対して、五百立方米を供給した。今後とも薪炭生産業の安定のための、資材原木の確保に努力したい。

国土保全または国有林野の経営上必要なものを除き、国有林野を農業者に売り払うことができることとしたいと考え目下検討している。

新農山漁村建設総合対策の成果を調査検討し、農業基本法の趣旨にのつとり、全農村にわたつて、農業生産基盤の整備開発、農業機械その他農業近代施設の導入、環境の整備等農業構造の改善に関し、必要な事業を総合的、計画的に実施するための対策を、昭和三十七年度より実施すべく検討中である。

全体の予算枠の許す限り努めて希望にそうよう配慮する。

なお、昭和三十六年度予算は、八億円であつて、昭和三十五年度予算より一億二千万円

枝肉価格安定の法制化に関する請願（第七六四号）　同

酪農経営安定策確立に関する請願（二件）（第一三九五、一三九六号）　同

国有林野事業の作業員の賃金引上げ等に関する請願（第一四五〇号）　同

木炭原木用に国有林材払下げの請願（第六〇〇号）　同

国有林野の再編成に関する請願（第一三四六号）　同

農村計画推進対策確立に関する請願（二十五件）（第一二、一三、二三、三二、三三、四〇、八七、八八、一七九、一八四、二〇四、二一五、二二九、三三三、三四一、三七〇、四一二、四三〇、四四三、五一九、五九九、二五六三号）　同

公有林造林融資わく拡大に関する請願（第三八号）　同

土地改良事業予算増額に関する請願（第三〇号）	同	の増加となつており、今後とも予算枠の拡大に努力したい。 昭和三十六年度土地改良事業予算は、昭和三十五年度に比し、およそ二〇％の増額予算が決定し、それぞれの土地改良事業の推進を図つているが、今後さらに農業基本法の趣旨にそつて努力する考えである。 請願の趣旨にそつて十分検討したい。
老朽農道つり橋復旧事業等を国庫補助の対象とするの請願（第五一一号）	同	昭和三十六年度予算として事業費二千百九十四万円（内国費千九十七万円）を年度当初に割当てし、事業の早期完成に努めている。
千葉県営内谷川沿岸排水改良事業施行に関する請願（第七二七号）	同	開拓事業については、すでに既着工開懇地区の事業を継続するほか、昭和三十六年度から農家の構造改善を目的とし、あらたに開拓パイロット事業による方式を定め、規模に区分の上それぞれ機械開懇によつて営農の早期安定を図る考えである。 また、土地改良事業については、農業構造の改善の促進に役立つように、とくにその採択および実施につき考慮することとし、水田については、今後工場、宅地等に転用を予想されるものに見合う面積を自然条件および経済条件の良好な地域においてあらたに造成するほか、農畜産物の需要の動向に適合するように、田畑輪換を取り入れた造成、改良につき検討実施していく考えである。
農業振興策確立に関する請願（第一七九一号）	同	土地改良区は、経済事業を営なむ団体とは異なるので、単に債務の条件の緩和等の一時的援助措置を行なつても、組合員の賦課金の円滑かつ完全な徴収体制を確立しない限り、その財政再建は期せられない。この基本的な考え方のもとに所要の措置を講ずるべく検討中である。
不振土地改良区振興対策に関する請願（第二〇四二号）	同	新農業政策推進とあいまつて、国庫補助率の引き上げに努力中である。
土地改良事業に対する国庫補助率引上げに関する請願（第二三四五号）	同	昭和三十五年度以降強制バーター制度を廃止する等日中貿易の円滑化を計つた。 なお、今後日中貿易の正常化については慎重に検討することとしたい。
日中貿易促進に関する請願（第一八七六号）	通商産業省	九州電力株式会社の企業合理化指導については、今後とも格段の努力を払う所存である。 できる限り低位に据え置くよう指導する所存である。
九州電力の電気料金問題に関する請願（第二一四四号）	同	九州地方の工業振興は、従来九州地方開発促進法の運用を中心として極力推進してきたが、今後もこれを積極的にすすめていく所存である。 なお、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）および産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百九十九号）の運用にあたつても、請願の趣旨を尊重する所存である。
かんがい排水用電気料金値上げ反対に関する請願（第一五号）	同	
九州地方の工業振興に関する請願（第一三一一号）	同	
炭鉱災害事故防止等に関する請願（第二一七三号）	同	一、鉱山保安行政の徹底的強化については、保安監督の強化徹底、保安施設の整備、終閉山に対する措置等について、諸般の対策を強力に講ずることとし、これに伴なう経費については、昭和三十六年度予算に計上する措置議決定）について、保安監督官の増員等による監督機構の強化と計画的かつ重点的な監督と取締りの実施、危険度の高い炭鉱に対する実態調査団の派遣によるほか、鉱山保安関係法規の改正について検討をすすめている。 炭鉱保安施設の完備については、石炭鉱山保安規則の一部を改正する通商産業令（昭和三十六年通商産業省令第五十八号）により、保安機器の整備につき規制の強化を図るとともに、その整備につき助成を行なつている。 なお、石炭鉱山保安臨時措置法（昭和三十六年法律第百九十四号）を制定し、保安閉鎖の確保が困難な炭鉱について、改善または閉山金の交付を円滑に促進するため所要の勧告、整理前記閣議決定により中小炭鉱について所要の助成措置を行なうこととし、石炭鉱山保安規則の改正により中小炭鉱において新たに課せられる鉱山保安専用機器の整備のための補助措置を行なつても、生産機器の整備に対する石炭鉱業合理化事業団からの融資を行なうこととし、さらに保安施設に対する日開発銀行および小企業金融公庫からの長期低利資金の融資措置が講じられている。 三、昭和三十六年三月国会において炭鉱災害防止に関する三党共同決議の趣旨にそつて被災労働者の遺族等に対する援護措置について検討中である。 四、産炭地域振興審議会を設置し、三千万円の調査費によつて各産炭地域ごとの総合的振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）に基づいて、産炭地域振興諸施策を推進することとしている。 これらと平行して西日本共同火力等の火力発電所建設等実質上の産炭地域振興事業をすすめていく所存であり、今後これをさらに強化してを炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）に基づき、緊急就労対策事業について、一般の公共事業より高率の国庫補助を行なつており、また、職業訓練の負担率より高率の国庫負担を行なつている。

福岡県小倉市の鉱害復旧等に関する請願（第四二七号）　同

鉱害の賠償は、被害住民と加害炭鉱の両当事者に交渉するよう指導しており、その結果をまつて賠償が円滑に行なわれるよう指導することとしている。また、小倉市内には支所を設置しており、これを定期的に、測量に測標を設置するとともに、測量の結果を参考として、鉱害の発生状況を調査することとしてお

なお、険のない石炭鉱業合理化重要産業団体の処理を完全に行なわ

するにあたつては鉱害を買収

したことにより放置されている懸念はまつたくない。

いまつたくない。

鉱害関係法規の整備については、現在鉱業審議会において、鉱業権益の調

整法改正賠償能力にあるものに対し鉱業を地上施設を実施させる

能力主義の採用等を検討しており、また、鉱害

問題に石炭鉱害対策審議会においては、鉱害

中で効果的に解決するための諸方策を検討

ある。

福岡県豊州炭坑災害復旧工事促進等に関する請願（第一三〇九号）　同

一、二、三、および五、当初遺体収容作業と併行して事故発生の原因となつた中元寺川河底陥没箇所の復旧および同箇所近隣地区下の燃焼箇所の消火につとめてきたが昭和三十六年三月四日の火災を中止し、七月完全消火し、収容作業を一時注水し、燃焼箇所の事情からその後炭鉱を確認した。一方収容作業については、

火を確認した。一方収容作業については、

その後炭鉱と遭難者遺族の間に放棄の採掘跡は完全に水没し、現在のところ

放棄の採掘跡は完全に水没し、現在のところ

辺の採掘跡は完全に水没し、現在のところ

辺の採掘跡は完全に水没し、現在のところ

なつた。

なつた。

四、復旧は事実上なくなつた。

四、復旧は事実上なくなつた。

は罹災住民が再陥落の危険を理由に現位置

は罹災住民が再陥落の危険を理由に現位置

は罹災住民が再陥落の危険を理由に現位置

は罹災住民が再陥落の危険を理由に現位置

復旧を拒否し、復旧が遅延してい

復旧を拒否し、復旧が遅延してい

復旧を拒否し、復旧が遅延してい

復旧を拒否し、復旧が遅延してい

るが、臨時石炭鉱害復旧法によれば家屋

るが、臨時石炭鉱害復旧法によれば家屋

るが、臨時石炭鉱害復旧法によれば家屋

るが、臨時石炭鉱害復旧法によれば家屋

復旧は現位置の場合のみ許される

復旧は現位置の場合のみ許される

復旧は現位置の場合のみ許される

復旧は現位置の場合のみ許される

ものであり、次第に無資

ものであり、次第に無資

ものであり、次第に無資

ものであり、次第に無資

力なつて鉱害復旧を行なうことと

力なつて鉱害復旧を行なうことと

力なつて鉱害復旧を行なうことと

力なつて鉱害復旧を行なうことと

して認定を行なつている。

して認定を行なつている。

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百九十二号）の制定により、請願の趣旨は達せられた。

二、鉱害復旧事業団に対する賠償義務者の納付金の延納を認めつつ、復旧事業の推進を図つてきたが、その財源については昭和三十六年度より資金運用部資金から直接貸付期間を受けて得られるように改めた。さらに貸付期間について現在一年であるものを三年にするよう検討中である。

臨時石炭鉱害復旧法の施行期間延長等に関する請願（第一三一八号）　同

中小企業振興、施策確立促進に関する請願（第一七九三号）　同

一、中小企業金融公庫、国民金融公庫および商工組合中央金庫に対し長期低利の政府資金を投入し、貸し出し規模の増大、貸し出し期間の延長および貸し出し金利の引き下げを図つてきたが、今後もその充実に努力したい。

二、昭和三十六年度における三支所、中小企業金融公庫の四支店において出張所、国民金融公庫の網の拡充について、今後とも支所を設置したい。

三、中小企業信用保険公庫については、保険料率の引下げ、分配金の増額、利貸付金の低利化、一日現建

四、(一)整備不振事業協同組合に対する税制の特典について

(一)整備不振事業協同組合に対する税制の特典について

(一)整備不振事業協同組合に対する税制の特典について

石炭政策に関する請願（十二件）（第七六一、七六二、七六三、七七九、七八〇、七八一、七九七、八〇三、八〇四、八〇五、八四六、一二一二八号）

同

一、産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）を制定したので、振興事業を早急に実施するための具体的な検討を行なつている。

二、炭鉱離職者については、昭和三十六年七月に雇用促進事業団を設立して従来から離職者対策を強化したが、自由化の強化が必要となるので、広域職業紹介、職業訓練の実施、移住宿舎の確保、移住資金、移動費の支給、宿舎の貸与等の援護措置を強化するほか、雇用奨励金、奨励金制度等の検討を行なつており、とくに中高年令離職者に重点をおいた離職者対策の促進を図つていく所存である。

三、総合エネルギー対策の見地からとくに慎重に検討したい。

四、重に検討したい。

労使が事前協議を行なう場としては現在長期計画協定に基づく労使協議および労使協議会等が設けられており、必要な石炭産業の合理化の実施にあたつてはこれらの制度を活用し、労使の理解と協調が望ましい。

石炭産業の安定的拡大を図つた。また、現在の産炭地域における鉱工業等の急速な導入のために要する諸措置について具体的な調査、検討を行なつている。

五、炭鉱離職者については、その特殊性にかんがみとくに手厚い対策を講じていく所存であり、現在、雇用促進事業団を通じて援護措置を行なつているが、今後さらにこれを強化し、特に中高年令離職者等に重点をおいた離職者対策を講じていきたい。

六、労使が事前協議を行なう場としては現在長期計画協定に基づく労使協議および労使協議会等が設けられており、必要な石炭産業の合理化の実施にあたつてはこれらの制度を活用し、労使の理解と協調が望ましい。

七、産炭地市町村の石炭不況による財政負担の増加等の影響を緩和するため、従来から地方交付税、諸対策費の国庫負担率の引き上げ等の措置を講じてきたが、今後ともその実情に応じた対策を講じていく所存である。

石炭産業の合理化に関する請願（二件）（第四〇〇、五〇一、五三六号）

同

一、無資力認定を行なつた場合には、その後賠償義務者が資力を回復し不当利得をうることのないよう厳正適用しているが、この点については、無資力認定、後の事後措置とあわせさらに検討したい。

三、鉱業法改正の一つを問題として、盗掘者に無過失賠償責任を課するという方向で検討中であるが、法律的に種々問題があるので、なお慎重に審議をすすめることとする。

一、石炭産業の安定については、現在の諸対策の強化が当面の急務であると考える。また、総合エネルギー政策の見地からの検討を加えるため、現在エネルギー懇談会を設けて総合的エネルギー対策を検討している。

二、従来からの合理化施策およびこれに伴なう離職者対策を強化するとともに流通機構の整備、石炭専焼火力発電所の建設等によるの需要の確保等を図つていく所存である。なお、鉱区の整理、統合については、鉱業権が財産権であるため、直ちに鉱業法上の規制措置をとることは妥当でなくまた効果も少ないので、従来かなり効果的であつた行政指導および法的規制措置の両面について合理的な運営を図つていく所存である。

三、総合エネルギー対策の見地から特に慎重に検討したい。

四、産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）を制定し、産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図つた。また、現在の産炭地域におけるの鉱工業等の急速な導入のために要する諸措置について具体的な調査、検討を行なつている。

五、石炭産業の長期的安定については、現在の諸対策の強化を図ることが急務であると考える。また、統一的立法措置については、今後政策の強化統一を図ることの必要性に応じて考慮してゆきたい。

産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）を制定し、産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることとした。また、産炭地域における鉱工業等の急速な導入のために要する諸措置について現在具体的な調査、検討を行なつている。

一、なお、事業実施主体としての事業団等の設立については、現在産炭地域振興審議会において対策の基本的方向および緊急を要する問題について調査、審議しているが、その結論をまつて産炭地域振興対策を立案したいと考えている。その実施主体として事業団を設置

二、現在産炭地における西日本共同火力株式会社等の発電所建設が行なわれているが、今後とも低品位炭による発電を促進することとしたい。

三、綜合エネルギー対策の観点からとくに慎重に検討したい。

四、石炭の生産および利用技術の開発の促進、貯炭、荷役設備の近代化等による流通経費の軽減を

石炭鉱業の再建振興に関する請願（第二一七二号）

同

産炭地域振興法制定促進に関する請願（第一六五五号）

同

プラスチック防虫網製網機の登録制適用に関する請願（第一九五五号）

同

図つており、石炭運賃の特別軽減、中小炭鉱金融問題については、現在石炭対策関係閣僚会議等において検討しているが、また、遊休鉱区の活用等についても必要な行政指導および法的規制についても検討中である。

五、今後合理化を強化する必要があるにかんがみ、従来からの対策の強化を図つていくべき所存である。

六、電力業界その他との慎重な折衝を経て検討していきたい。

七、産炭地域市町村の石炭不況による財政負担の増加等の影響を緩和するため、従来から地方交付税、諸対策費の国庫負担率の引き上げ等の措置を講じてきたが、今後ともその実情にそつた対策を講じていく所存である。

一、プラスチック網製網機は、五百―六百デニールの合繊を平織りして防虫網とするものであつて、機構、操作等は綿織機と何ら変るところがなく、綿スフ織物の製織にそのまま使用できるものであるのでプラスチック網製網機は織機設置制限規則にいう織機であるとはいわざるを得ず、その新設は禁止され、プラスチック防虫網の製織の用に供する設備は、綿スフ織物調整規則（昭和三十六年通商産業省令第八十号）、麻織物調整規則（昭和三十六年通商産業省令第八十一号）、タオル調整規則（昭和三十六年通商産業省令第八十二号）、毛織物等調整規則（昭和三十六年通商産業省令第八十三号）、および絹人絹織物生産設備調整規則（昭和三十六年通商産業省令第八十四号）、織機制限規則（昭和三十六年通商産業省令第八十五号）により、通商産業大臣の登録を受けたものもしくは、通商産業大臣に届け出たもの等または能力の範囲内で、これら設備と入れ替えたものでなければならない。また、現在の織機全体の過剰状況を当分の間織機の新設を認めるとき、なお当分の間織機の新設を認める状況に至らないものと思われる。

二、金網を含めた防虫網部門の設備全体につい登録制度を設けるためには、現行の中小企業団体の組織に関する法律の体系においては、まず防虫網製造業者が商工組合を設立し、当該組合から登録制実施について必要なことを申し出ることとする。このようなる場合においては、慎重に検討するうえ、本請願の趣旨にそうべく努力したいと考える。

産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）を制定するとともに、昭和三十六年度予算に産炭地域振興調査費三千万円を計上し現在産炭地域振興審議会において検討中である。

(一)　衆議院石炭対策特別委員会の決議の主旨にそつて産炭地域振興事業を強力に実施するため必要な体制確立のため産炭地域振興事業団の設立等について検討中である。

(二)　炭鉱離職者については、炭鉱離職者臨時措置法に基づいて、広域職業紹介事業の推進、緊急就労対策を確保し、吸収を確保し、事業規模も一日七千人の強化を図つていく。また、昭和三十六年度に引き上げ事業の強化を図つていく。なお、昭和三十六年七月一日炭鉱離職者援護会を雇用促進事業団に吸収し、全国的規模で離職者対策の充実、強化を図つているが、住宅対策としては、炭鉱離職者に対する事業主に雇い入れる住宅確保造宿舎、移動宿舎の貸与および住宅確保奨励金の交付等を実施している。

(三)　なお、昭和三十六年度に、新たに、揚地における火力発電所を設置することとし、その方策について検討している。販売流通機構の改善について理等を行なつて、港湾荷役設備の整備、銘柄の整備を達成する考えである。

なお、総合エネルギー対策の一環としてこの問題も処理していく考えである。

(四)　産炭地市町村の石炭不況による財政負担の増加等の影響を緩和するための措置に対策については、今後ともその実情にそつた臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百九十二号）により鉱害復旧事業の推進を図つた。また、炭鉱閉山後の諸問題については、早急に解決を図るよう検討中である。

なお、石炭鉱山保安対策については、石炭鉱山保安臨時措置法を制定し、保安監督官の増員および三億七千万円の予備費支出を決定した。

産炭地域振興対策に関する請願（第二五六五号）

同

産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）を制定するとともに、昭和三十六年度予算に産炭地域振興調査費三千万円を計上し現在産炭地域振興審議会において検討中である。

(一)　産炭地域振興臨時措置法においてもその他産炭地域の開発計画もしん酌して実情にそつて措置をする考えである。

(二)　産炭地域振興臨時措置法においてもその他特別の起債についての特別の配慮その措置を講じることとしたが、今後さらにその整備を促進する考えである。なお、事業主体として新たな公団を設けることについては問題があるので、慎重に検討したい。

(三)(イ)減価償却の特別措置によつてすでに優遇措置が講じてあるので、二重に措置をしない考えである。

(ロ)当該市町村の財政力等を充分考慮のうえ、実情にそつた措置を行なう考えである。

(ハ)および(ニ)産炭地域振興臨時措置法および租税特別措置法で、当該措置を講ずることとした。

(ホ)産炭地域に企業導入する場合に必要な開発資金の確保のため、開発銀行の地方資金を活用するなど、必要な措置について検討中である。

(ヘ)正産炭地域振興臨時措置法で、工場適配置の助成措置を規定しているが、今後その適切な運用を期することとしたい。

(四)失業対策費等の財政需要に対する措置については、地方公共団体の財政の実情に適合するよう配慮したい。

(五)産炭地経済の近代化等の観点から考えて、鉱業等を中心としてその育成、強化を図る考えである。

(六)産炭地域の実情に応じて考慮していきたい。

長野県に中小企業金融公庫支店設置等の請願（二件）（第五二、九四七号）

鹿児島県に中小企業金融公庫支所設置の請願（第二三四九号）

同

中小企業金融公庫松本支店および商工組合中央金庫下諏訪出張所を新規に設置することとし、中小企業金融の強化に努めている。

今後とも拡充に努力したい。

今市、滝の原両駅間鉄道建設工事促進等に関する請願（第二六号）

運輸省

一、昭和三十六年五月十二日の鉄道建設審議会の建議に基づいて継続調査中である。着工については、調査の結果をまつて研究したい。

なお、喜多方―米沢間の調査線編入については、今後研究したい。

二、田子倉―大白川間については、電源開発会社の田子倉ダムの完成により工事はきわめて困難となつたので今後研究したい。

川口―田子倉間の電発会社専用線の国鉄線編入については、国鉄と電発会社で細部鉄営業線に編入するよう努力するだけ早く国に協議中であり、できるだけ早く国

三、野沢―西方間の路線の建設については、鉄道敷設法予定線に該当していない。また、経過地の一部に地形の複雑な個所があるので早急に建設することは困難である。

篠原―桂川間は、鉄道敷設法予定線に該当しているが、桂川―臼井間は、該当していない。篠原―桂川間は、目下着工準備中である。桂川―臼井間は、篠栗線と工事中の油須原線の進捗等を考慮して今後研究したい。篠栗間および吉塚―原町間に停車場を新設することについては、目下のところ計画していない。

国鉄篠栗、臼井両駅間鉄道敷設に関する請願（第五〇二号）

同

篠栗町城戸付近に停車場の設置及び笹江、坑路線の利用等については、技術上の問題もあるので十分研究して決定したい。

桂川駅の増改築と線橋の新設工事とも関連があるので、あわせて今後検討する。

東海道新幹線の浜松市附近のルートについては、すでに浜松市議会の決議をできるだけ尊重し、計画を決定し、工事着手の段階に至つている。

本路線は国鉄敷設法に該当して、智頭―佐用間は、昭和三十六年五月十二日の鉄道建設審議会において、調査線として建議されているので目下調査中である。また、佐用―上郡間については、昭和三十六年七月十四日の鉄道建設審議会で智頭―佐用間調査の際、同時に調査するということで了解されているので、目下調査中である。

国鉄の現状からみて、早急実現は困難である。

一、国鉄新五箇年計画で、中央線甲府―塩尻および篠井線塩尻―松本間を昭和四十年度までに完成するよう努力計画しているので、早期に着工するよう計画したい。松本―篠井間は、昭和四十一年度以降に考慮するよう計画されている。

二、車両運用等技術上の問題について検討を進めているが、なるべく早い機会に実施したい。

三、国鉄新五箇年計画で昭和四十年度までに完成する計画である。

国鉄が貨物駅を集約しようとする場合は一方的に行なうことなく関係荷主の了解を得て円満に実施するよう指導している。

国鉄が貨物駅を集約しようとする場合は一方的に行なうことなく関係荷主の了解を得て円満に実施するよう指導している。

右に同じ。

同

国鉄新幹線建設に伴う浜松市内の現東海道線の高架線化等に関する請願（第一二六四号）

同

国鉄敷設予定線智頭線の調査線採択に関する請願（第二三八四号）

同

国鉄城東、阪和両貨物線の電化、客車運行等に関する請願（八件）（第一四九七、一五四八、一五四九、一五五四、一五六六、一五七五、一五九一、一六二五号）

同

信越線及び中央東西線の電化促進等に関する請願（二件）（第一八二八、一九四三号）

同

国鉄の貨物輸送合理化に関する請願（第六八号）

同

国鉄水郡線下瓜連、静岡駅の貨物取扱い存続に関する請願（二件）（第六五〇、八六九号）

同

国鉄蔵王駅の貨物取扱い業務存続に関する請願（第四一六号）

同

木材類等の国鉄運賃改定に対する特別措置の請願（第二六五一号）

(一)国鉄運賃法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十九号）により国鉄運賃の改訂が行なわれた。なお、公共政策に基づく貨物暫定割引きは、引き続き当分の間存続せしめるよう措置したほか、次の措置を講じた。

肥料会計年度内は実質的に運賃が据おきとなるよう運賃の割

長野県内の国鉄輸送力改善に関する請願（二件）（第五四、九四九号）	同	引きをした。 (二) 木材類、薪炭、野菜類、魚介類および飼料については、公共政策割引きのほか、さらに昭和三十六年七月一日から一年間に限り運賃の割引きをした。 一、今後とも輸送力の許す限り増発し、サービスの向上に努めなければならないと考えている。 なお、急行、準急等の料金は、料金の収受単位を一箇列車につき一回ということにしているので、現状においては、希望にそいかねる。 二、昭和三十六年十月の時刻改正において接続を相互に計つている。 三、列車増発については、現在要員車両事業等が相当きゆう屈であり早急実施は困難と考えられるが、今後とも検討していきたい。 今後車両の増備をまつて、十分研究していきたい。 列車の延長、車両の増結等については、今後車両の増備をまつてその線区の混雑程度、利用状況等を考慮して重点的に配置する計画である。 昭和三十六年十月一日から臨時として実施した。 なお、利用債車両落成後定期運行を予定している。 現在の「あきよし」を石見益田まで延長する計画はないが、昭和三十六年十月の時刻改正の際に新たに米子―博多間の準急列車を運転した。 急行「あそ」は昭和三十六年十月の改正方針に基づき、東京・名古屋間を廃止し、名古屋・熊本間運行とし、廃止に伴う利用客の救済として、急行「きりしま」の列車編成変更等を実施した。
長野県内の国鉄輸送力増強に関する請願（二件）（第一八二七、一九四二号）	同	
国鉄越後線及び弥彦線の列車車両数増加等に関する請願（二件）（第一八七二、一九一一号）	同	
国鉄天龍峡、新宿両駅間直通ジーゼル急行運行に関する請願（二件）（第一八二九、一九四四号）	同	
国鉄鹿児島、山陰両本線を結ぶ急行列車等運行促進に関する請願（第五三七号）	同	
急行阿蘇の現行ダイヤ維持に関する請願（第二〇六〇号）	同	
急行阿蘇の存続等に関する請願（第二六五二号）	同	急行「あそ」は、昭和三十六年十月の改正方針に基づき東京・名古屋間を廃止し、名古屋・熊本間を運行し、廃止に伴う利用客の救済として急行「きりしま」の列車編成変更等を実施した。 (一) 「第二あさかぜ」を定期化することは車両要員等の面からみて早急実施は困難である。 (二) および(三) 現在のところ実施する計画はないが、今後ともよく検討していきたい。 昭和三十六年十月一日から京都―宮崎間に気動車特急「かもめ」を運転し、宮崎―都城間はこれに接続するローカル気動車列車を運転した。
都城、東京両駅間特別急行列車運行に関する請願（第一六四八号）	同	
公共企業体等共済組合法の一部改正に関する請願（三件）（第七五五、七五六、七八四号）	同	公共企業体職員等共済組合法附則第十一条に規定する旧令共済組合員期間についてはを組合員期間に通算することについては、公共企業体職員等共済組合法と他の法令に基づく同様な制度との均衡の問題もあり通算については、目下検討中である。 なお、従来、資格期間としてみる範囲は、昭和二十三年六月三十日までに職員となり、以後施行日まで引き続き職員であるものに限つていたが公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）により昭和三十一年六月三十日までに職員となつた者についても適用されることになつている。
やみタクシー撲滅対策に関する請願（第一四〇一号）	同	もぐりタクシーに対しては、取り締りの強化徹底を図るとともにタクシー増車を適切に行なう等、もぐりタクシーの発生を招くような原因を除去することにより、絶滅を期している。 なお、道路運送法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百四十一号）により罰則を強化する等の措置を講じたが、今後なお、検討を進めていく所存である。
道路運送法の一部改正に関する請願（二件）（第二一四三、二二二九号）	同	もぐりタクシーに対しては、取り締りの強化徹底を図るとともにタクシー増車を適切に行なう等、もぐりタクシーの発生を招くような原因を除去することにより、絶滅を期している。 なお、道路運送法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百四十一号）により罰則を強化する等の措置を講じたが、今後なお、検討を進めていく所存である。
小型船海運業の保護助成策に関する請願（第二一三〇号）	同	小型船海運業の安定振興方策については、業界の組織化の促進、不当競争の排除等結束強化を推進するための諸措置につき検討を続けている。 請願の趣旨にそうよう今後とも努力したい。
触雷沈没した大成丸の遭難者遺族補償に関する請願（二件）（第七〇四、一〇一九号）	同	危険防止対策として航海訓練所に安全保健機構を設置するよう努力している。 なお、災害補償については、法的に措置ができるよう研究中である。 慎重に検討したい。
学生、生徒の船舶実習に対する安全衛生管理再検討等に関する請願（第二七四五号）	同	
長野県軽井沢に国際会館建設等に関する請願（二件）（第一三九三、一三九四号）	同	
鹿児島県鹿屋市に測候所設置の請願（第三八五号）	同	検討のうえ、気象災害防止の趣旨に沿うよう努力したい。 なお、昭和三十四年種子ガ島に大型気象用レーダーを設置したので、大隅地区は、十分その照写域内に入り、この地方の台風等の災害防止軽減には大いに役立つものと考えている。

首都の交通緩和並びに防火都市建設促進のための第二京浜、東北国鉄線等建設に関する請願（第二二三五号）	同	一、請願の趣旨は首都圏整備計画（鉄軌道整備計画）着工線の武蔵野線とほぼ同様な趣旨と思料されるので、これが整備計画決定については今後の検討にまつことにしたい。 二、請願にかかわる自動車国道の計画線は道路整備五箇年計画で計画中の一級国道一七号大宮バイパス（大宮市―戸田町―東京都世田豊島区池袋バイパス（第三京浜道路東京都ケ谷区玉川野毛町―横浜市保土ケ谷区関沢町ならびに調査中の東京外郭環状道路）とほぼ一致しているがこれらのうち、大宮バイパスおよび第三京浜道路については、建設促進をはかるとともに東京外郭環状道路については調査の結果をまつて計画の立案を図る予定である。 三、防火都市の建設については、火災の予防および火災の発生した場合には被害を最少限度に阻止するため、恒久的施策として都市計画の推進を計る必要があるが、なお防火的見地から都市計画の内容について検討し、都市の不燃化促進、防火帯の設置等対策の樹立および実施の推進に努めることとしたい。 また、消防施設の充実については、消防施設の強化のため必要な資金の確保につとめんその他の方法により、消防力の確保に努力しているが、現在、首都における消防施設のうち、消防水利については、防火水槽その他消防水利に関する施設の不備、上水道の低圧下等に関する施設の設置および消防の水利に関する効率的な諸施設の設置および消防の機能向上について総合的に検討し、そのその確保の推進をはかりたい。 首都の交通混雑の激化は、消防活動を阻害するおそれがあるので、消防活動の見地から交通事業を今後とも検討することとし、臨時都市交通閣僚懇談会における審議を通じて消防活動に支障を生じないよう交通の混雑緩和の方策の推進に努力したい。 基本方針として都内の人口、産業を首都圏の市街地開発区域内に分散させて都内交通の緩和を図るべく目下その他自動車交通処理対策としてはすでに制定された首都圏基本計画に基づき、首都高速道路の整備主要交叉点の立体化トラックまたは路特に環状幹線街路の整備、路外駐車場街路整備、路面電車の撤去等、国家予算を勘案の上合理的な交通規制とまつて、整備の促進を図りたい。 東京湾高潮対策については、昭和三十五年度東京港、川崎港等の港湾区域内海岸に対し、東京港、伊勢湾台風級の台風による高潮に耐えうる防潮施設の建設事業を実施中であるが、特に著しい高潮被害の予想される地盤沈下地帯に対しては、緊急に高潮対策事業を完成せしめるべく努める所存である。	同

郵便物遅配解消に関する請願（三件）（第四、一一四七、一一七九五号）	郵政省	郵便遅配の解消、業務の正常化については、郵政審議会の答申に基づき、改善方策を立案して要員の増員、局舎施設その他の改善について努力中であり、とくに年末年始の業務繁忙対策については、臨時局舎施設の拡張、非常勤職員の大量雇用等により万全の措置を講ずることとしている。 社会医療保障制度の確立により簡易保険診療所の設置は見合せているが、増設については今後の推移をみて検討したい。慎重に検討したい。
三重県津市に簡易保険診療所設置促進の請願（第六四号）	同	昭和三十六年度予算において、加入者ホームを新潟県柏崎市に設置する予定である。
岐阜県恵那峡湖畔に簡易保険ヘルスセンター建設の請願（第一〇三号）	同	請願の趣旨は、将来の設置計画の際参考としたい。 右に同じ。
信越地方に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願（第一二四号）	同	右に同じ。
高知県に簡易保険ヘルスセンター建設の請願（第一八七号）	同	今後設置計画の際参考にしたい。
長野県松本市に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願（第二六三号）	同	成人病センターおよび学生寮は大都市に設置したいと考えているが、請願の趣旨は将来の参考としたい。 なお、保養センターについては、早い機会に北海道地方にも設置したいと考えている。 将来の設置計画の際参考としたい。 右に同じ。
愛知県三ケ根山地内に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願（第二八三号）	同	今後の増設の一環として検討したい。
簡易保険加入者の福祉施設拡充強化に関する請願（四件）（第三一七、三六〇、四五五、六五三号）	同	簡易保険郵便年金加入者ホームは新潟県柏崎市に設置する予定であるので、保養センター、生活会館等については、将来の設置計画の際検討したい。 簡易保険郵便年金加入者ホームは新潟県柏崎市に設置する予定であるので、保養センターについては、今後の設置計画の際検討したい。 昭和三十七年度において、検討のこととしたい。
長野県飯田市に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願（第三六一号）	同	
長野県塩田地方に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願（第三六二号）	同	
東京郵政局管内に簡易保険福祉施設設置の請願（第四二五号）	同	
新潟県長岡市に簡易保険、郵便年金加入者の福祉施設設置の請願（第四三八号）	同	
新潟県弥彦村に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願（第四七九号）	同	
愛媛県松山市道後に簡易保険加入者ホーム設置の請願（第	同	

五一三号） 長野県小諸地方に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願（第五四六号） 茨城県潮来地域に簡易保険、郵便年金加入者の家設置の請願（第五四七号） 群馬県草津温泉地域に簡易保険加入者の家設置の請願（第五五二号） 長野地方に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願（第七二二五号） 長野県飯山地方に簡易保険、郵便年金加入者の厚生施設設置の請願（第七二六号） 熊本市に簡易保険加入者の成人病センター設置の請願（第二八八〇号） 大阪此花郵便局局舎建設に関する請願（第九三〇号） 広島県沼隈町常石所在の簡易郵便局の特定郵便局昇格に関する請願（第九九九号） 茨城県常陸太田市内河合駅前に無集配特定郵便局設置の請願（第二九二二号） 鹿児島地方貯金局庁舎の鉄筋化促進に関する請願（第二三五〇号） 神奈川県津久井町志田山朝日寺に電話架設の請願（第二七二号） ラジオ受信機を備えない有線放送加入者の聴取料免除等に関する請願（第九〇二号）	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	請願の趣旨は、将来の設置計画の参考としたい。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 昭和三十七年度以降なるべく早い時期に局舎を新築し、開局する予定である。 現状においては、早急に実現は困難と思われる。 現状においては、実現困難と思われる。 早期実現は困難であるが、予算事情の許す限り促進方努力したいと考えている。 昭和三十六年十月十日に着工した。 有線放送加入者のラジオ聴取料免除については、昭和三十六年四月、日本放送協会受信料免除基準の変更により、全額免除することになつている。 有線放送電話については、農山漁村地方における有用性にかんがみ、その施設の改善普及に努めたいと考え、そのための関係法の改正も考慮して、目下種々の調査検討を進めており、本請願の問題についても、あわせて慎重に検討中である。	労働省
積雪地帯の建築職人に失業保険適用の請願（十三件）（第二〇八一、二一〇八、二一二二、二二二三、二二四、二三七〇、二五九一、二一六一、二六二〇、二六八七、二六八九、二七四八、二七七八号）		土木建築の事業に従事する建築関係労働者の中には任意組合等の組織を通じて日雇労働者の健康保険法または労働者災害補償保険法の適用を受けている者があるので、これらの者にも失業保険を適用するよう検討したい。	

業務外せき髄損傷患者のための単独保護法制定等に関する請願（第四九九号）	同	一、健康保険等によりその療養等が補償されており、せき髄損傷のみについて特別保護を行なう合理的な理由はないので、単独の保護立法は考えていない。 二、長期傷病補償を受けることとなつた者以外の者で過去において打切補償費の支給を受けたため、現行法の適用を受けない一部せき髄損傷患者等については、援護の措置を検討したい。 三、長期傷病者に支給される傷病給付の額は、保険加入者の費用負担等の点を考慮すれば、現状において相当な額であり、これを直ちに引き上げることは考えていない。 四、業務上の事由により長期の療養を要する必要な療養費は補償の平均賃金を離れて低額所得者に対する給付額を一律に引き上げることは、制度の性格および費用を負担する事業主の負担能力からいつても、現状においては困難である。 五、個々の労働者に対する給付額の負担能力からいつても、現状においては困難である。 六、労災保険の長期給付と厚生年金保険の障害年金を併給する場合に、一定の減額調整を行なうこととしている点については、社会保障制度の総合調整の機会に再検討されることとなつている。 七、東京および小倉に職業再教育施設として傷病者訓練所が設けられており、また、昭和三十六年七月から、試験的に九州労災病院等において、九州労災病院等において身体機能の回復指導訓練を行なつているが、その成果によつて、将来拡充を検討したい。 八、業務上の事由による傷病等で長期の療養を必要とする者に対しては、療養を必要とする限り長期傷病者補償が行なわれることになつており、この場合、療養の判断の要否および入院療養の継続の要否および主治医・専門医等の診断にあたつては、患者の療養生活に支障のないよう基づき、患者の療養生活に支障のない慎重を期している。 右に同じ。	一、健康保険等によりその療養等が補償されており、せき髄損傷のみについて特別保護を行なう合理的な理由はないので、単独の保護立法は考えていない。 二、以外の者で過去において打切補償費の支給を受けたため、現行法の適用を受けない一部せき髄損傷患者等については、援護の措置を検討したい。 三、長期傷病者に支給される傷病給付の額
業務外の災害によるせき髄損傷患者援護に関する請願（二件）（第八六七、九二七号）	同	右に同じ。	
せき髄損傷患者の長期療養認定基準緩和に関する請願（第一一七二号）	同		
せき髄損傷患者に対する傷病給付金全額支給に関する請願（第一一七三号）	同		

岡山労災病院にせき髄損傷患者職能訓練センター設置の請願（第一一七四号）	同	は、保険加入者の費用負担等の点を考慮すれば、現状において相当な額であり、これを直ちに引き上げることは考えていない。 四、業務上の事由により長期の療養を要する者に対しては、長期傷病者補償によつて必要な療養費は補償されている。 五、個々の労働者付の平均賃金を離れて低額所得者に対する給付額を一律に引き上げることは、制度の性格およびその費用を負担する事業主の負担能力からいつても、現状においては困難である。 六、労災保険の長期給付と厚生年金保険の障害年金を併給する場合に、一定の減額調整を行なうこととしている点については、社会保障制度の総合調整の機会に再検討されることとなつている。 七、東京および小倉に職業再教育施設として傷病者訓練所が設けられており、また、昭和三十六年七月から、試験的に九州労災病院等において身体機能の回復指導訓練を行なつているが、その成果によつて、将来拡充を検討したい。 八、業務上の事由によるせき髄損傷等で長期の療養を必要とする者に対しては、療養を必要とする限り長期傷病者補償が行なわれることになつており、この場合、療養の継続の要否および入院療養の必要性等の判断にあたつては、主治医・専門医等の診断に基づき、患者の療養生活に支障のないよう慎重を期している。 右に同じ。
水商売の女の実態調査に関する請願（第二四〇一号）	同	技術的に多くの困難性があり、また慎重に考慮すべき問題が含まれるので、本調査の可能性について今後さらに検討をすすめたいと考える。
失業対策事業強化に関する請願（百十一件）（第六一、六二、七五、七六、七七、七八、七九、一一二、一一三、一一七、一二二、一二九、一三〇、一三一、一一四、一一七、一七四、一七五、一七七、一八一、一八二、一八六、一八九、一九〇、一九一、一九二、二一六、二一八、二二〇、二二一、二二二、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五一、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇、四一一、四一二、四一三、四一四、四一五、四一六、四一七、四一八、四一九、四二〇、四二一、四二二、四二三、四二四、四二五、四二六、四二七、四二八、四二九、四三〇、四三一、四三二、四三三、四三四、四三五、四三六、四三七、四三八、四三九、四四〇、四四一、四四二、四四三、四四四、四四五、四四六、四四七、四四八、四四九、四五〇、四五一、四五二、四五三、四五四、四五五、四五六、四五七、四五八、四五九、四六〇、四六一、四六二、四六三、四六四、四六五、四六六、四六七、四六八、四六九、四七〇、四七一、四七二、四七三、四七四、四七五、四七六、四七七、四七八、四七九、四八〇、四八一、四八二、四八三、四八四、四八五、四八六、四八七、四八八、四八九、四九〇、四九一、四九二、四九三、四九四、四九五、四九六、四九七、四九八、四九九、五〇〇、五〇一、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇七、五〇八、五〇九、五一〇、五一一、五一二、五一三、五一四、五一五、五一六、五一七、五一八、五一九、五二〇、五二一、五二二、五二三、五二四、五二五、五二六、五二七、五二八、五二九、五三〇、五三一、五三二、五三三、五三四、五三五、五三六、五三七、五三八、五三九、五四〇、五四一、五四二、五四三、五四四、五四五、五四六、五四七、五四八、五四九、五五〇、五五一、五五二、五五三、五五四、五五五、五五六、五五七、五五八、五五九、五六〇、五六一、五六二、五六三、五六四、五六五、五六六、五六七、五六八、五六九、五七〇、五七一、五七二、五七三、五七四、五七五、五七六、五七七、五七八、五七九、五八〇、五八一、五八二、五八三、五八四、五八五、五八六、五八七、五八八、五八九、五九〇、五九一、五九二、五九三、五九四、五九五、五九六、五九七、五九八、五九九、六〇〇、六〇一、六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇六、六〇七、六〇八、六〇九、六一〇、六一一、六一二、六一三、六一四、六一五、六一六、六一七、六一八、六一九、六二〇、六二一、六二二、六二三、六二四、六二五、六二六、六二七、六二八、六二九、六三〇、六三一、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四二、六四三、六四四、六四五、六四六、六四七、六四八、六四九、六五〇、六五一、六五二、六五三、六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九、六六〇、六六一、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六、六六七、六六八、六六九、六七〇、六七一、六七二、六七三、六七四、六七五、六七六、六七七、六七八、六七九、六八〇、六八一、六八二、六八三、六八四、六八五、六八六、六八七、六八八、六八九、六九〇、六九一、六九二、六九三、六九四、六九五、六九六、六九七、六九八、六九九、七〇〇、七〇一、七〇二、七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一一、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二一、七二二、七二三、七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三一、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四一、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五一、七五二、七五三、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、七五九、七六〇、七六一、七六二、七六三、七六四、七六五、七六六、七六七、七六八、七六九、七七〇、七七一、七七二、七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七七八、七七九、七八〇、七八一、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、七九〇、七九一、七九二、七九三、七九四、七九五、七九六、七九七、七九八、七九九、八〇〇、八〇一、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一一、八一二、八一三、八一四、八一五、八一六、八一七、八一八、八一九、八二〇、八二一、八二二、八二三、八二四、八二五、八二六、八二七、八二八、八二九、八三〇、八三一、八三二、八三三、八三四、八三五、八三六、八三七、八三八、八三九、八四〇、八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四六、八四七、八四八、八四九、八五〇、八五一、八五二、八五三、八五四、八五五、八五六、八五七、八五八、八五九、八六〇、八六一、八六二、八六三、八六四、八六五、八六六、八六七、八六八、八六九、八七〇、八七一、八七二、八七三、八七四、八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八〇、八八一、八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八、八八九、八九〇、八九一、八九二、八九三、八九四、八九五、八九六、八九七、八九八、八九九、九〇〇、九〇一、九〇二、九〇三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八、九〇九、九一〇、九一一、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六、九一七、九一八、九一九、九二〇、九二一、九二二、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、九三一、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四一、九四二、九四三、九四四、九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五一、九五二、九五三、九五四、九五五、九五六、九五七、九五八、九五九、九六〇、九六一、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九六八、九六九、九七〇、九七一、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇、一〇一一、一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一五、一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九、一〇二〇、一〇二一、一〇二二、一〇二三、一〇二四、一〇二五、一〇二六、一〇二七、一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇三一、一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、一〇六〇、一〇六一、一〇六二、一〇六三、一〇六四、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七〇、一〇七一、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇六、一一〇七、一一〇八、一一〇九、一一一〇、一一一一、一一一二、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一九、一一二〇、一一二一、一一二二、一一二三、一一二四、一一二五、一一二六、一一二七、一一二八、一一二九、一一三〇、一一三一、一一三二、一一三三、一一三四、一一三五、一一三六、一一三七、一一三八、一一三九、一一四〇、一一四一、一一四二、一一四三、一一四四、一一四五、一一四六、一一四七、一一四八、一一四九、一一五〇、一一五一、一一五二、一一五三、一一五四、一一五五、一一五六、一一五七、一一五八、一一五九、一一六〇、一一六一、一一六二、一一六三、一一六四、一一六五、一一六六、一一六七、一一六八、一一六九、一一七〇、一一七一、一一七二、一一七三、一一七四、一一七五、一一七六、一一七七、一一七八、一一七九、一一八〇、一一八一、一一八二、一一八三、一一八四、一一八五、一一八六、一一八七、一一八八、一一八九、一一九〇、一一九一、一一九二、一一九三、一一九四、一一九五、一一九六、一一九七、一一九八、一一九九、一二〇〇、一二〇一、一二〇二、一二〇三、一二〇四、一二〇五、一二〇六、一二〇七、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一一、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、一二二〇、一二二一、一二二二、一二二三、一二二四、一二二五、一二二六、一二二七、一二二八、一二二九、一二三〇、一二三一、一二三二、一二三三、一二三四、一二三五、一二三六、一二三七、一二三八、一二三九、一二四〇、一二四一、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五、一二四六、一二四七、一二四八、一二四九、一二五〇、一二五一、一二五二、一二五三、一二五四、一二五五、一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六一、一二六二、一二六三、一二六四、一二六五、一二六六、一二六七、一二六八、一二六九、一二七〇、一二七一、一二七二、一二七三、一二七四、一二七五、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八一、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九一、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三一〇、一三一一、一三一二、一三一三、一三一四、一三一五、一三一六、一三一七、一三一八、一三一九、一三二〇、一三二一、一三二二、一三二三、一三二四、一三二五、一三二六、一三二七、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三一、一三三二、一三三三、一三三四、一三三五、一三三六、一三三七、一三三八、一三三九、一三四〇、一三四一、一三四二、一三四三、一三四四、一三四五、一三四六、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇、一三五一、一三五二、一三五三、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一三五九、一三六〇、一三六一、一三六二、一三六三、一三六四、一三六五、一三六六、一三六七、一三六八、一三六九、一三七〇、一三七一、一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七六、一三七七、一三七八、一三七九、一三八〇、一三八一、一三八二、一三八三、一三八四、一三八五、一三八六、一三八七、一三八八、一三八九、一三九〇、一三九一、一三九二、一三九三、一三九四、一三九五、一三九六、一三九七、一三九八、一三九九、一四〇〇、一四〇一、一四〇二、一四〇三、一四〇四、一四〇五、一四〇六、一四〇七、一四〇八、一四〇九、一四一〇、一四一一、一四一二、一四一三、一四一四、一四一五、一四一六、一四一七、一四一八、一四一九、一四二〇、一四二一、一四二二、一四二三、一四二四、一四二五、一四二六、一四二七、一四二八、一四二九、一四三〇、一四三一、一四三二、一四三三、一四三四、一四三五、一四三六、一四三七、一四三八、一四三九、一四四〇、一四四一、一四四二、一四四三、一四四四、一四四五、一四四六、一四四七、一四四八、一四四九、一四五〇、一四五一、一四五二、一四五三、一四五四、一四五五、一四五六、一四五七、一四五八、一四五九、一四六〇、一四六一、一四六二、一四六三、一四六四、一四六五、一四六六、一四六七、一四六八、一四六九、一四七〇、一四七一、一四七二、一四七三、一四七四、一四七五、一四七六、一四七七、一四七八、一四七九、一四八〇、一四八一、一四八二、一四八三、一四八四、一四八五、一四八六、一四八七、一四八八、一四八九、一四九〇、一四九一、一四九二、一四九三、一四九四、一四九五、一四九六、一四九七、一四九八、一四九九、一五〇〇、一五〇一、一五〇二、一五〇三、一五〇四、一五〇五、一五〇六、一五〇七、一五〇八、一五〇九、一五一〇、一五一一、一五一二、一五一三、一五一四、一五一五、一五一六、一五一七、一五一八、一五一九、一五二〇、一五二一、一五二二、一五二三、一五二四、一五二五、一五二六、一五二七、一五二八、一五二九、一五三〇、一五三一、一五三二、一五三三、一五三四、一五三五、一五三六、一五三七、一五三八、一五三九、一五四〇、一五四一、一五四二、一五四三、一五四四、一五四五、一五四六、一五四七、一五四八、一五四九、一五五〇、一五五一、一五五二、一五五三、一五五四、一五五五、一五五六、一五五七、一五五八、一五五九、一五六〇、一五六一、一五六二、一五六三、一五六四、一五六五、一五六六、一五六七、一五六八、一五六九、一五七〇、一五七一、一五七二、一五七三、一五七四、一五七五、一五七六、一五七七、一五七八、一五七九、一五八〇、一五八一、一五八二、一五八三、一五八四、一五八五、一五八六、一五八七、一五八八、一五八九、一五九〇、一五九一、一五九二、一五九三、一五九四、一五九五、一五九六、一五九七、一五九八、一五九九、一六〇〇、一六〇一、一六〇二、一六〇三、一六〇四、一六〇五、一六〇六、一六〇七、一六〇八、一六〇九、一六一〇、一六一一、一六一二、一六一三、一六一四、一六一五、一六一六、一六一七、一六一八、一六一九、一六二〇、一六二一、一六二二、一六二三、一六二四、一六二五、一六二六、一六二七、一六二八、一六二九、一六三〇、一六三一、一六三二、一六三三、一六三四、一六三五、一六三六、一六三七、一六三八、一六三九、一六四〇、一六四一、一六四二、一六四三、一六四四、一六四五、一六四六、一六四七、一六四八、一六四九、一六五〇、一六五一、一六五二、一六五三、一六五四、一六五五、一六五六、一六五七、一六五八、一六五九、一六六〇、一六六一、一六六二、一六六三、一六六四、一六六五、一六六六、一六六七、一六六八、一六六九、一六七〇、一六七一、一六七二、一六七三、一六七四、一六七五、一六七六、一六七七、一六七八、一六七九、一六八〇、一六八一、一六八二、一六八三、一六八四、一六八五、一六八六、一六八七、一六八八、一六八九、一六九〇、一六九一、一六九二、一六九三、一六九四、一六九五、一六九六、一六九七、一六九八、一六九九、一七〇〇、一七〇一、一七〇二、一七〇三、一七〇四、一七〇五、一七〇六、一七〇七、一七〇八、一七〇九、一七一〇、一七一一、一七一二、一七一三、一七一四、一七一五、一七一六、一七一七、一七一八、一七一九、一七二〇、一七二一、一七二二、一七二三、一七二四、一七二五、一七二六、一七二七、一七二八、一七二九、一七三〇、一七三一、一七三二、一七三三、一七三四、一七三五、一七三六、一七三七、一七三八、一七三九、一七四〇、一七四一、一七四二、一七四三、一七四四、一七四五、一七四六、一七四七、一七四八、一七四九、一七五〇、一七五一、一七五二、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六、一七五七、一七五八、一七五九、一七六〇、一七六一、一七六二、一七六三、一七六四、一七六五、一七六六、一七六七、一七六八、一七六九、一七七〇、一七七一、一七七二、一七七三、一七七四、一七七五、一七七六、一七七七、一七七八、一七七九、一七八〇、一七八一、一七八二、一七八三、一七八四、一七八五、一七八六、一七八七、一七八八、一七八九、一七九〇、一七九一、一七九二、一七九三、一七九四、一七九五、一七九六、一七九七、一七九八、一七九九、一八〇〇、一八〇一、一八〇二、一八〇三、一八〇四、一八〇五、一八〇六、一八〇七、一八〇八、一八〇九、一八一〇、一八一一、一八一二、一八一三、一八一四、一八一五、一八一六、一八一七、一八一八、一八一九、一八二〇、一八二一、一八二二、一八二三、一八二四、一八二五、一八二六、一八二七、一八二八、一八二九、一八三〇、一八三一、一八三二、一八三三、一八三四、一八三五、一八三六、一八三七、一八三八、一八三九、一八四〇、一八四一、一八四二、一八四三、一八四四、一八四五、一八四六、一八四七、一八四八、一八四九、一八五〇、一八五一、一八五二、一八五三、一八五四、一八五五、一八五六、一八五七、一八五八、一八五九、一八六〇、一八六一、一八六二、一八六三、一八六四、一八六五、一八六六、一八六七、一八六八、一八六九、一八七〇、一八七一、一八七二、一八七三、一八七四、一八七五、一八七六、一八七七、一八七八、一八七九、一八八〇、一八八一、一八八二、一八八三、一八八四、一八八五、一八八六、一八八七、一八八八、一八八九、一八九〇、一八九一、一八九二、一八九三、一八九四、一八九五、一八九六、一八九七、一八九八、一八九九、一九〇〇、一九〇一、一九〇二、一九〇三、一九〇四、一九〇五、一九〇六、一九〇七、一九〇八、一九〇九、一九一〇、一九一一、一九一二、一九一三、一九一四、一九一五、一九一六、一九一七、一九一八、一九一九、一九二〇、一九二一、一九二二、一九二三、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九、一九三〇、一九三一、一九三二、一九三三、一九三四、一九三五、一九三六、一九三七、一九三八、一九三九、一九四〇、一九四一、一九四二、一九四三、一九四四、一九四五、一九四六、一九四七、一九四八、一九四九、一九五〇、一九五一、一九五二、一九五三、一九五四、一九五五、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇、一九六一、一九六二、一九六三、一九六四、一九六五、一九六六、一九六七、一九六八、一九六九、一九七〇、一九七一、一九七二、一九七三、一九七四、一九七五、一九七六、一九七七、一九七八、一九七九、一九八〇、一九八一、一九八二、一九八三、一九八四、一九八五、一九八六、一九八七、一九八八、一九八九、一九九〇、一九九一、一九九二、一九九三、一九九四、一九九五、一九九六、一九九七、一九九八、一九九九、二〇〇〇、二〇〇一、二〇〇二、二〇〇三、二〇〇四、二〇〇五、二〇〇六、二〇〇七、二〇〇八、二〇〇九、二〇一〇、二〇一一、二〇一二、二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二一、二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三一、二〇三二、二〇三三、二〇三四、二〇三五、二〇三六、二〇三七、二〇三八、二〇三九、二〇四〇、二〇四一、二〇四二、二〇四三、二〇四四、二〇四五、二〇四六、二〇四七、二〇四八、二〇四九、二〇五〇、二〇五一、二〇五二、二〇五三、二〇五四、二〇五五、二〇五六、二〇五七、二〇五八、二〇五九、二〇六〇、二〇六一、二〇六二、二〇六三、二〇六四、二〇六五、二〇六六、二〇六七、二〇六八、二〇六九、二〇七〇、二〇七一、二〇七二、二〇七三、二〇七四、二〇七五、二〇七六、二〇七七、二〇七八、二〇七九、二〇八〇、二〇八一、二〇八二、二〇八三、二〇八四、二〇八五、二〇八六、二〇八七、二〇八八、二〇八九、二〇九〇、二〇九一、二〇九二、二〇九三、二〇九四、二〇九五、二〇九六、二〇九七、二〇九八、二〇九九、二一〇〇、二一〇一、二一〇二、二一〇三、二一〇四、二一〇五、二一〇六、二一〇七、二一〇八、二一〇九、二一一〇、二一一一、二一一二、二一一三、二一一四、二一一五、二一一六、二一一七、二一一八、二一一九、二一二〇、二一二一、二一二二、二一二三、二一二四、二一二五、二一二六、二一二七、二一二八、二一二九、二一三〇、二一三一、二一三二、二一三三、二一三四、二一三五、二一三六、二一三七、二一三八、二一三九、二一四〇、二一四一、二一四二、二一四三、二一四四、二一四五、二一四六、二一四七、二一四八、二一四九、二一五〇、二一五一、二一五二、二一五三、二一五四、二一五五、二一五六、二一五七、二一五八、二一五九、二一六〇、二一六一、二一六二、二一六三、二一六四、二一六五、二一六六、二一六七、二一六八、二一六九、二一七〇、二一七一、二一七二、二一七三、二一七四、二一七五、二一七六、二一七七、二一七八、二一七九、二一八〇、二一八一、二一八二、二一八三、二一八四、二一八五、二一八六、二一八七、二一八八、二一八九、二一九〇、二一九一、二一九二、二一九三、二一九四、二一九五、二一九六、二一九七、二一九八、二一九九、二二〇〇、二二〇一、二二〇二、二二〇三、二二〇四、二二〇五、二二〇六、二二〇七、二二〇八、二二〇九、二二一〇、二二一一、二二一二、二二一三、二二一四、二二一五、二二一六、二二一七、二二一八、二二一九、二二二〇、二二二一、二二二二、二二二三、二二二四、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇、二二三一、二二三二、二二三三、二二三四、二二三五、二二三六、二二三七、二二三八、二二三九、二二四〇、二二四一、二二四二、二二四三、二二四四、二二四五、二二四六、二二四七、二二四八、二二四九、二二五〇、二二五一、二二五二、二二五三、二二五四、二二五五、二二五六、二二五七、二二五八、二二五九、二二六〇、二二六一、二二六二、二二六三、二二六四、二二六五、二二六六、二二六七、二二六八、二二六九、二二七〇、二二七一、二二七二、二二七三、二二七四、二二七五、二二七六、二二七七、二二七八、二二七九、二二八〇、二二八一、二二八二、二二八三、二二八四、二二八五、二二八六、二二八七、二二八八、二二八九、二二九〇、二二九一、二二九二、二二九三、二二九四、二二九五、二二九六、二二九七、二二九八、二二九九、二三〇〇、二三〇一、二三〇二、二三〇三、二三〇四、二三〇五、二三〇六、二三〇七、二三〇八、二三〇九、二三一〇、二三一一、二三一二、二三一三、二三一四、二三一五、二三一六、二三一七、二三一八、二三一九、二三二〇、二三二一、二三二二、二三二三、二三二四、二三二五、二三二六、二三二七、二三二八、二三二九、二三三〇、二三三一、二三三二、二三三三、二三三四、二三三五、二三三六、二三三七、二三三八、二三三九、二三四〇、二三四一、二三四二、二三四三、二三四四、二三四五、二三四六、二三四七、二三四八、二三四九、二三五〇、二三五一、二三五二、二三五三、二三五四、二三五五、二三五六、二三五七、二三五八、二三五九、二三六〇、二三六一、二三六二、二三六三、二三六四、二三六五、二三六六、二三六七、二三六八、二三六九、二三七〇、二三七一、二三七二、二三七三、二三七四、二三七五、二三七六、二三七七、二三七八、二三七九、二三八〇、二三八一、二三八二、二三八三、二三八四、二三八五、二三八六、二三八七、二三八八、二三八九、二三九〇、二三九一、二三九二、二三九三、二三九四、二三九五、二三九六、二三九七、二三九八、二三九九、二四〇〇、二四〇一、二四〇二、二四〇三、二四〇四、二四〇五、二四〇六、二四〇七、二四〇八、二四〇九、二四一〇、二四一一、二四一二、二四一三、二四一四、二四一五、二四一六、二四一七、二四一八、二四一九、二四二〇、二四二一、二四二二、二四二三、二四二四、二四二五、二四二六、二四二七、二四二八、二四二九、二四三〇、二四三一、二四三二、二四三三、二四三四、二四三五、二四三六、二四三七、二四三八、二四三九、二四四〇、二四四一、二四四二、二四四三、二四四四、二四四五、二四四六、二四四七、二四四八、二四四九、二四五〇、二四五一、二四五二、二四五三、二四五四、二四五五、二四五六、二四五七、二四五八、二四五九、二四六〇、二四六一、二四六二、二四六三、二四六四、二四六五、二四六六、二四六七、二四六八、二四六九、二四七〇、二四七一、二四七二、二四七三、二四七四、二四七五、二四七六、二四七七、二四七八、二四七九、二四八〇、二四八一、二四八二、二四八三、二四八四、二四八五、二四八六、二四八七、二四八八、二四八九、二四九〇、二四九一、二四九二、二四九三、二四九四、二四九五、二四九六、二四九七、二四九八、二四九九、二五〇〇、二五〇一、二五〇二、二五〇三、二五〇四、二五〇五、二五〇六、二五〇七、二五〇八、二五〇九、二五一〇、二五一一、二五一二、二五一三、二五一四、二五一五、二五一六、二五一七、二五一八、二五一九、二五二〇、二五二一、二五二二、二五二三、二五二四、二五二五、二五二六、二五二七、二五二八、二五二九、二五三〇、二五三一、二五三二、二五三三、二五三四、二五三五、二五三六、二五三七、二五三八、二五三九、二五四〇、二五四一、二五四二、二五四三、二五四四、二五四五、二五四六、二五四七、二五四八、二五四九、二五五〇、二五五一、二五五二、二五五三、二五五四、二五五五、二五五六、二五五七、二五五八、二五五九、二五六〇、二五六一、二五六二、二五六三、二五六四、二五六五、二五六六、二五六七、二五六八、二五六九、二五七〇、二五七一、二五七二、二五七三、二五七四、二五七五、二五七六、二五七七、二五七八、二五七九、二五八〇、二五八一、二五八二、二五八三、二五八四、二五八五、二五八六、二五八七、二五八八、二五八九、二五九〇、二五九一、二五九二、二五九三、二五九四、二五九五、二五九六、二五九七、二五九八、二五九九、二六〇〇、二六〇一、二六〇二、二六〇三、二六〇四、二六〇五、二六〇六、二六〇七、二六〇八、二六〇九、二六一〇、二六一一、二六一二、二六一三、二六一四、二六一五、二六一六、二六一七、二六一八、二六一九、二六二〇、二六二一、二六二二、二六二三、二六二四、二六二五、二六二六、二六二七、二六二八、二六二九、二六三〇、二六三一、二六三二、二六三三、二六三四、二六三五、二六三六、二六三七、二六三八、二六三九、二六四〇、二六四一、二六四二、二六四三、二六四四、二六四五、二六四六、二六四七、二六四八、二六四九、二六五〇、二六五一、二六五二、二六五三、二六五四、二六五五、二六五六、二六五七、二六五八、二六五九、二六六〇、二六六一、二六六二、二六六三、二六六四、二六六五、二六六六、二六六七、二六六八、二六六九、二六七〇、二六七一、二六七二、二六七三、二六七四、二六七五、二六七六、二六七七、二六七八、二六七九、二六八〇、二六八一、二六八二、二六八三、二六八四、二六八五、二六八六、二六八七、二六八八、二六八九、二六九〇、二六九一、二六九二、二六九三、二六九四、二六九五、二六九六、二六九七、二六九八、二六九九、二七〇〇、二七〇一、二七〇二、二七〇三、二七〇四、二七〇五、二七〇六、二七〇七、二七〇八、二七〇九、二七一〇、二七一一、二七一二、二七一三、二七一四、二七一五、二七一六、二七一七、二七一八、二七一九、二七二〇、二七二一、二七二二、二七二三、二七二四、二七二五、二七二六、二七二七、二七二八、二七二九、二七三〇、二七三一、二七三二、二七三三、二七三四、二七三五、二七三六、二七三七、二七三八、二七三九、二七四〇、二七四一、二七四二、二七四三、二七四四、二七四五、二七四六、二七四七、二七四八、二七四九、二七五〇、二七五一、二七五二、二七五三、二七五四、二七五五、二七五六、二七五七、二七五八、二七五九、二七六〇、二七六一、二七六二、二七六三、二七六四、二七六五、二七六六、二七六七、二七六八、二七六九、二七七〇、二七七一、二七七二、二七七三、二七七四、二七七五、二七七六、二七七七、二七七八、二七七九、二七八〇、二七八一、二七八二、二七八三、二七八四、二七八五、二七八六、二七八七、二七八八、二七八九、二七九〇、二七九一、二七九二、二七九三、二七九四、二七九五、二七九六、二七九七、二七九八、二七九九、二八〇〇、二八〇一、二八〇二、二八〇三、二八〇四、二八〇五、二八〇六、二八〇七、二八〇八、二八〇九、二八一〇、二八一一、二八一二、二八一三、二八一四、二八一五、二八一六、二八一七、二八一八、二八一九、二八二〇、二八二一、二八二二、二八二三、二八二四、二八二五、二八二六、二八二七、二八二八、二八二九、二八三〇、二八三一、二八三二、二八三三、二八三四、二八三五、二八三六、二八三七、二八三八、二八三九、二八四〇、二八四一、二八四二、二八四三、二八四四、二八四五、二八四六、二八四七、二八四八、二八四九、二八五〇、二八五一、二八五二、二八五三、二八五四、二八五五、二八五六、二八五七、二八五八、二八五九、二八六〇、二八六一、二八六二、二八六三、二八六四、二八六五、二八六六、二八六七、二八六八、二八六九、二八七〇、二八七一、二八七二、二八七三、二八七四、二八七五、二八七六、二八七七、二八七八、二八七九、二八八〇、二八八一、二八八二、二八八三、二八八四、二八八五、二八八六、二八八七、二八八八、二八八九、二八九〇、二八九一、二八九二、二八九三、二八九四、二八九五、二八九六、二八九七、二八九八、二八九九、二九〇〇、二九〇一、二九〇二、二九〇三、二九〇四、二九〇五、二九〇六、二九〇七、二九〇八、二九〇九、二九一〇、二九一一、二九一二、二九一三、二九一四、二九一五、二九一六、二九一七、二九一八、二九一九、二九二〇、二九二一、二九二二、二九二三、二九二四、二九二五、二九二六、二九二七、二九二八、二九二九、二九三〇、二九三一、二九三二、二九三三、二九三四、二九三五、二九三六、二九三七、二九三八、二九三九、二九四〇、二九四一、二九四二、二九四三、二九四四、二九四五、二九四六、二九四七、二九四八、二九四九、二九五〇、二九五一、二九五二、二九五三、二九五四、二九五五、二九五六、二九五七、二九五八、二九五九、二九六〇、二九六一、二九六二、二九六三、二九六四、二九六五、二九六六、二九六七、二九六八、二九六九、二九七〇、二九七一、二九七二、二九七三、二九七四、二九七五、二九七六、二九七七、二九七八、二九七九、二九八〇、二九八一、二九八二、二九八三、二九八四、二九八五、二九八六、二九八七、二九八八、二九八九、二九九〇、二九九一、二九九二、二九九三、二九九四、二九九五、二九九六、二九九七、二九九八、二九九九、三〇〇〇、三〇〇一、三〇〇二、三〇〇三、三〇〇四、三〇〇五、三〇〇六、三〇〇七、三〇〇八、三〇〇九、三〇一〇、三〇一一、三〇一二、三〇一三、三〇一四、三〇一五、三〇一六、三〇一七、三〇一八、三〇一九、三〇二〇、三〇二一、三〇二二、三〇二三、三〇二四、三〇二五、三〇二六、三〇二七、三〇二八、三〇二九、三〇三〇、三〇三一、三〇三二、三〇三三、三〇三四、三〇三五、三〇三六、三〇三七、三〇三八、三〇三九、三〇四〇、三〇四一、三〇四二、三〇四三、三〇四四、三〇四五、三〇四六、三〇四七、三〇四八、三〇四九、三〇五〇、三〇五一、三〇五二、三〇五三、三〇五四、三〇五五、三〇五六、三〇五七、三〇五八、三〇五九、三〇六〇、三〇六一、三〇六二、三〇六三、三〇六四、三〇六五、三〇六六、三〇六七、三〇六八、三〇六九、三〇七〇、三〇七一、三〇七二、三〇七三、三〇七四、三〇七五、三〇七六、三〇七七、三〇七八、三〇七九、三〇八〇、三〇八一、三〇八二、三〇八三、三〇八四、三〇八五、三〇八六、三〇八七、三〇八八、三〇八九、三〇九〇、三〇九一、三〇九二、三〇九三、三〇九四、三〇九五、三〇九六、三〇九七、三〇九八、三〇九九、三一〇〇、三一〇一、三一〇二、三一〇三、三一〇四、三一〇五、三一〇六、三一〇七、三一〇八、三一〇九、三一一〇、三一一一、三一一二、三一一三、三一一四、三一一五、三一一六、三一一七、三一一八、三一一九、三一二〇、三一二一、三一二二、三一二三、三一二四、三一二五、三一二六、三一二七、三一二八、三一二九、三一三〇、三一三一、三一三二、三一三三、三一三四、三一三五、三一三六、三一三七、三一三八、三一三九、三一四〇、三一四一、三一四二、三一四三、三一四四、三一四五、三一四六、三一四七、三一四八、三一四九、三一五〇、三一五一、三一五二、三一五三、三一五四、三一五五、三一五六、三一五七、三一五八、三一五九、三一六〇、三一六一、三一六二、三一六三、三一六四、三一六五、三一六六、三一六七、三一六八、三一六九、三一七〇、三一七一、三一七二、三一七三、三一七四、三一七五、三一七六、三一七七、三一七八、三一七九、三一八〇、三一八一、三一八二、三一八三、三一八四、三一八五、三一八六、三一八七、三一八八、三一八九、三一九〇、三一九一、三一九二、三一九三、三一九四、三一九五、三一九六、三一九七、三一九八、三一九九、三二〇〇、三二〇一、三二〇二、三二〇三、三二〇四、三二〇五、三二〇六、三二〇七、三二〇八、三二〇九、三二一〇、三二一一、三二一二、三二一三、三二一四、三二一五、三二一六、三二一七、三二一八

茨城県久慈川改修工事施行に関する請願（第二五九九号）	同	路改修等については、さらに実情を調査の上、要望にそうよう努めたい。 国家財政のゆるす限り、予算の増額を図り、要望にそうよう努力したい。
鹿児島県鹿屋港湾区域内海岸に防潮堤新設の請願（第三八六号）	同	鹿児島県当局とも協議のうえ、可及的すみやかに処理するよう検討したい。
本土、淡路島及び四国連絡橋架設促進に関する請願（第八二〇号）	同	昭和三十四年度以来調査を実施してきたが、今後においても、新道路整備五箇年計画の一環として、引き続き本計画に必要な調査を実施する予定である。
南日本国道建設促進に関する請願（第二〇一七号）	同	南日本国道の一級国道指定については全国的な幹線道路網確立の見地から検討している。 なお、本ルートに含まれる一級国道、二級国道、海峡部等については、次のようにそれぞれ調査、建設計画が進められている。 ㈠　明石、鳴戸両海峡架設及び三崎―佐賀関間フェリーボートについては、調査中である。 ㈡　一級国道十号、十一号、二十八号、三十二号及び三十三号については、新道路整備五箇年計画において、整備をおおむね完了する方針である。 ㈢　二級国道西条徳島線、松山高知線（松山・大州間）、大分佐伯線及び熊本大分線等については、新道路整備五箇年計画において整備を促進する方針である。 計画のルートについては、数年来検討されたものであり、潰地面積は最も少なく、工費が最少であるとともに総社市の都市構造上の幹線として既に計画決定されたもので、総社市当局は原案の執行を希望しており、当初計画ルートで改良整備することが適当と認める。
岡山県総社市井尻野地区における新国道予定路線変更に関する請願（第二八二七号）	同	
新道路整備五箇年計画確立等に関する請願（第三八七号）	同	新道路整備五箇年計画の投資規模は二兆一千億円と内定し、目下その具体案を作成中である。 なお、新道路整備五箇年計画の財源については、所要国費を揮発油税収入とその他の一般財源で措置することにしている。 今後十分調査検討したい。
二級国道二二三号隼人小林線の一部路線変更等に関する請願（第二一九〇号）	同	十分に検討したい。
街灯整備促進法制定に関する請願（第二一〇九号）	同	一、下水道整備十箇年計画の確定並びに特別措置法の制定については、その実現について努力を重ねているところである。 二、昭和三十六年度予算の起債及び新規箇所の問題については、既に措置済みである。 三、水洗便所化に対する措置については、その方法等について慎重に検討中である。
都市の下水道事業推進に関する請願（第四〇三号）	同	
二級国道熊本大分線の一級国道昇格に関する請願（第三一五号）	同	四、地方交付税算定基礎における下水道事業の単位あたり費用の引き上げについては、昭和三十六年度から大幅に引き上げられることになつた。 全国的な幹線道路網との関連において、道路網の構成、同路線の性格等を十分調査研究のうえ検討することとしたい。 右に同じ。
地方道池田亀岡線の二級国道指定に関する請願（第三八八号）	同	右に同じ。
主要地方道水戸烏山線等の二級国道指定に関する請願（第九一二号）	同	右に同じ。
県道人吉川内線の二級国道昇格に関する請願（第九九八号）	同	右に同じ。
三重県四日市、福井県敦賀両市間国道建設に関する請願（第二五七三号）	同	右に同じ。
二級国道長野小千谷線の一級国道昇格に関する請願（二件）（第一八三〇、一九四五号）	同	右に同じ。
豪雪地帯の雪害対策に関する請願（第四四八号）	同	一、一般事項 ㈠　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）を制定し、防災に関する構整備、防災計画の作成その他必要な構ご ㈡　災害対策の基本を定めた。 雪害の研究については、慎重に検討したい。 二、農林農地関係 ㈠　果樹だな等の施設について および㈡　農業金融公庫の災害融資の対象とは、農林漁業融資措置を講じるため指定を行ない、融資措置を講じた。 苗木、肥料および果樹の植栽撫育等について適用政令を制定し、天災融資法の対象とする円被害の範囲で融資措置を講じた。 ㈢　保険金額三億五千万するため新潟県内にしたれんげ種子を確よび県内における採種促進および県外からの導入につい採種の円滑を図る技術対策を中心とした指導を講じた。 ㈣　森林火災国営保険法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第四号）により火災のほかに気象上の原因による災害によつて生じた損害をも保険の対象とすることとし、実施している。 ㈤　農地、農業用施設、治山、林道等の災害復旧事業は、すでに査定を終り目下復旧事業を実施中である。 ㈥　積雪期の工事の施行は、なるべく避け早期に雪業を実施するよう努むべきであるが、既定農業の工程上、止むを得ず積雪期に施行する必要のあるものについては、既

定事業費のうちで除雪費を計上しても差しつかえないこととしている。

三、公共土木関係

除雪機械の増強、防雪、雪崩防止、流雪溝の設置、凍雪害防止等に関する予算措置については、道路五箇年計画において、かなり大幅な事業費の拡大を見込んでいる。また、除雪費に対する国庫補助について努力したいは、今後ともその実現について努力したい。

四、商工業関係

(一)　復旧資金の貸出については、実状に応じ償還期限、据置期間、担保条件等貸付条件を緩和する等必要な措置をとる。なお、低利融資は、過去の重大災害の例により必要に応じて実施する。

(二)　災害融資の貸付については、実状に応じ資金需要に準じて取り扱っている。

五、教育関係

(一)　公立学校施設災害復旧費国庫負担法により、すでに災害復旧事業費の決定を行ない、交付決定ずみである。

(二)　中学校の冬季寄宿舎の建築費の補助については、研究したい。

六、民生、衛生関係

(一)　今次の災害については、住宅金融公庫の一般個人住宅の災害特別貸付の運用による処理したい。

(二)　生活保護法による生活扶助の現行基準額については、一般国民の冬季加算額に基づいて熱量補給費実態調査の結果を十分勘案して算定されている。

七、地方財政関係

(一)　地方財政需要額は、積雪に伴い必要とする財政需要額に積雪補正交付税の基準財政需要額に特に算入しているが、特にいちじるしい豪雪によつて生じた財政需要については、当該交付税団体の措置状況を勘案のうえ、特別交付税措置している。

(二)　現在家屋の指示平均価額の算定において、積雪寒冷の程度に応じ最高一五％まで減価を考慮している。また、屋内作業の多い家屋についての減価を考慮しているが、最高一〇％までの減価を考慮しているが、最高一〇％までの減価なお、昭和三十六年三月の固定資産の評価制度の改善合理化に関する固定資産の評価の答申（積雪寒冷地帯、台風常襲地帯等における家屋の特殊事情（構造、損耗の程度）は、十分考慮することとし、このための家屋の評価基準を地域別に作成すべきである）を尊重し、実態に適合する評価基準を作成するため、今後十分検討を加えたい。

住宅建設促進に関する請願（二件）（第九〇、五〇四号）

同

一、公営、公庫、公団住宅等の政府施策住宅の建設を今後とも強力に推進していくとともに、とくに収入の低い階層のための低家賃住宅の建設について考えたいと考える。

二、昭和三十六年度においては、第二種公営住宅、公団住宅の規模を一坪増加して、平均九・四坪とし計画してそれぞれ十六坪とし計画して、逐次居住水準の引き上げに努めている。

三、国土の総合利用を考慮した産業人口の適正配置による宅地需要の分散、借家市街地の再開発による既存宅地需給の均衡を図る建築費の高度利用等により、宅地需給の供給量の増加を図る造成法（昭和三十六年法律第百九号）の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百十号）および公共施設の整備に関連する市街地の不燃高層化を図る市街地造成法律（昭和三十六年法律第百九号）の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百十号）および公共施設の整備に関連する市街地の不燃高層化を図る。

四、昭和三十六年度から十区区の解消を目的とする五箇年間に昭和三十六年度から五万戸を初年度住宅を建設する計画であり、昭和三十五年度の二倍の六万戸を建設する計画であり、昭和三十五年度の二倍の六万戸を建設する計画である。

五、住宅を確保するための中小企業者の給与住宅は、公庫融資による産業労働者住宅のうちその半数を中小企業向けとして確保する等、昭和三十六年度においては、従来の七千戸をとくに中小企業向け住宅対策の強化に努めている。

六、公営住宅建設事業の拡充については、常に努力しているところであり、とくに低家賃住宅の建設については、今後とも努力したい。

七、都市改造の一環としての不良住宅の建設については、昭和三十六年度においては、昭和三十五年度の二倍の国庫補助金を計上しているとともに、建設する改良住宅につい

八、散、宅地難を解消するため、宅地需要の分ても不燃率および中高層率を一〇〇％とすること計画している。

需給の均衡を図つて市街地の再開発等により、既成市街地の再開発等により、宅地の

た、開発事業に必要な経費については、住宅

九、検討公共団体に対する融資をさらに増額し、地方公庫についても、起債を認めるよう

昭和三十六年度においては、住宅金融公

民間住宅団体設立促進に関する請願（第二一〇六号）	同	庫融資の産業労働者住宅および住宅公団の分譲住宅増加を図り、また、厚生年金還元住宅融資も大幅に増加されている。 十、昭和三十六年度においては、住宅金融公庫の個人住宅は、昭和三十五年度に比し、二千戸増の四千戸と大幅に増加することとし、また、あらたに国民年金還元融資により農漁村住宅の改修を促進するよう努めている。
不良住宅地区改良事業推進に関する請願（第三一一九号）	同	民間の貸家供給を促進するための具体的方策については、目下検討中である。 改良住宅建設費については、昭和三十六年度において工事費を昭和三十五年度の約一割の増額をしたが、今後も事業の円滑な実施のため努力したい。 なお、地方交付税不交付団体に対する除却費の国庫補助ならびに改良事業の地方負担額に対する起債については、今後請願の趣旨にそつて検討していきたい。
公営住宅標準建設費増額等に関する請願（第四八一号）	同	公営住宅の標準建設費については、昭和三十六年十月改訂の結果、昭和三十五年度に比較して木造一九％、中層耐火構造では一〇％の引き上げとなつている。また、住宅金融公庫融資災害復興住宅の貸付限度額については、昭和三十五年に比較して和三十六年六月以降一戸当り一二万円の引き上げを行なつた。 なお、災害復興住宅資金貸付の適用範囲の拡大については、検討中である。
災害復旧事業促進等に関する請願（第二一号）	自治省	補助災害復旧事業については、初年度は地方負担額のおおむね全額、次年度においては地方負担額のおおむね七〇％の枠を配分しているが、被害の甚しい地域については、これを引き上げて地方負担の軽減を図つており、公共土木施設にかかる災害復旧事業の施行においては、緊急な災害復旧事業の発生を含めおいて三箇年以内その他の災害復旧事業についてはおおむね四箇年をもつて完了するようについ旧の促進を図つている。 単独災害復旧事業については、おおむねその全額を起債の対象とし、原則として二箇年で完了するよう復旧の促進を図つている。
県立高等学校新設等のための地元負担金の起債に関する請願（第四九一号）	同	県立高等学校の建設事業については、設置者である県に対し、財政状況を検討の上、起債その他の財政措置を講じ、市町村に分担金を課することのないよう指導したいと考えている。 なお、市町村が県立高等学校を誘致する等のため、用地を調達し県に寄附する場合における財政措置としての起債は考えていない。
積雪災害対策に関する請願（第二一〇八六号）	同	積雪に伴い必要となる地方団体の増加経費に対する財源措置については、現行地方交付税の積雪度補正によつてこれを基準財政需要額に算入しているが、特に著しい積雪のために生じた特別の財政需要については、当該団体の財政事情も考慮し、別途特別交付税を増額交付することとしている。 次回通常国会に関係法律案を提案するようにしたい。
地方公務員の退職年金制度改正促進に関する請願（八件）（第二一九、四九、一二八、二五七、三〇二、三九四、九四四、一七八五号）	同	
町村職員の給与財源措置に関する請願（第四五七号）	同	昭和三十六年度分普通交付税において、所要額を基準財政需要額に算入することにより措置済みである。
非常勤消防団員に対する公務災害補償費引き上げに関する請願（第二一〇五九号）	同	交付税制度等により市町村の財源措置を行なうとともに基金の抜本的再建整備を図り、昭和三十七年度を期して補償基礎額を現在の警察官の水準まで引き上げをなすべく諸般の準備を行なつている。
連座制強化のための選挙法改正に関する請願（第二〇三〇号）	同	請願の主旨の如く連座制を強化することについては、目下選挙制度審議会において審議されているのでその答申をまつて十分検討したい。
重度身体障害者在宅投票制度復活に関する請願（第二二八九号）	同	在宅投票制度の廃止の経緯にもかんがみ直ちに、これを復活する考えはないが、目下開催中の選挙制度審議会の答申をまつて検討したい。

参議院会議録第二十号中正誤

ページ	段	行	誤	正
七五〇	二	三	さている	されている

参議院会議録第二十一号中正誤

ページ	段	行	誤	正
八〇	三	八	いわび	いわば

参議院会議録第二十二号（その一）中正誤

ページ	段	行	誤	正
八六七	四	二三―二四	当つては	当ては
〃	五	六	両法案いず れも	両法案はいず れも

参議院会議録第二十二号（その二）中正誤

ページ	段	行	誤	正
八七一	五	一	制限等の	制限等に
〃	〃	終りから八	言えかえる	言いかえる
八七三	一	六	委任とする	委任をする

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）
（配送料共）

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段（331）三三
官報課